



ZURICH®

チューリッヒ生命

ご契約のしおり・約款

変額保険（有期型）

チューリッヒの変額保険 フューチャーリンク



V251

2025年4月新設

目次

この度は、当社商品をお選びいただきありがとうございます。
この冊子は、「ご契約のしおり」と「約款」に分かれており、
ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。
必ずご一読いただき、特別勘定のしおり、保険証券とともに大切に
保管してください。

ご契約のしおり

・ 目的別もくじ	1
1 主な保険用語のご説明	3
2 お知らせとお願い	7
1 ご契約の締結と生命保険募集人について	7
2 チューリッヒ生命のホームページ上でお申込みいただく際のご注意について	7
3 契約申込書・告知書について	8
4 ご契約内容の確認等について	8
5 お申込みの撤回またはご契約の解除について（クーリング・オフ制度）	9
6 現在のご契約を解約・減額することを前提に、 新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ	9
7 保険金額等が削減される場合について	10
8 保険金受取人・指定代理請求人について	10
9 被保険者の同意について	10
3 変額保険（有期型）の特徴としくみ	11
1 特徴としくみ	11
2 主契約の給付について	13
3 保険料の払込免除について	13
4 付加できる特約について	14
5 特別勘定について	18
6 諸費用について	26
7 特約の中途付加について	28
4 ご契約に際しての大切なことがら	29
1 告知義務について	29

2	告知義務違反について	30
3	責任開始期前に傷害・疾病等が生じている場合について	31
4	保障の開始時期（責任開始期）について	31
5	特定障害を不担保とすることのご契約のお引受け	32
5	保険金等のお支払いについて	33
1	保険金等の請求手続きについて	33
2	指定代理請求制度について	35
3	保険金等をお支払いできない場合について	36
4	保険金支払等の際の保険料精算について	40
6	保険料について	43
1	保険料の払込方法について	43
	<年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱いに関する特則>	45
2	保険料の払込猶予期間とご契約の失効について	46
7	ご契約後について	47
1	ご契約の復活について	47
2	保険料の払込みが困難になった場合について	47
3	保険金等の増額のお取扱いについて	49
4	ご契約の解約について	50
5	年払契約の解約・消滅時のお取扱いについて	51
6	ご契約者以外の者による解約の効力について	51
7	受取人の変更について	52
8	死亡保険金受取人が死亡された場合について	53
9	ご契約者への情報提供について	54
10	特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱いについて	55
11	税法上のお取扱いについて	57
12	管轄裁判所について	59
13	被保険者によるご契約者への解約の請求について	60
8	チューリッヒ生命からのお願い	61
1	受取人・住所などの変更にもなう諸手続きについて	61
9	その他生命保険に関するお知らせ	66
1	個人情報のお取扱いについて	66
2	取引時の確認について	71
3	「生命保険契約者保護機構」について	71
	・お問合せおよび苦情・相談窓口	74

約 款

1	変額保険（有期型）普通保険約款	75
2	3大疾病保険料払込免除特約（変額保険用）	93
3	年金支払特約（Z02）	98
4	年金移行特約	102
5	特定障害不担保特約	107
6	リビング・ニーズ特約	109
7	電磁的方法による申込等に関する特約	118
8	電磁的保険証券の発行に関する特約	121
9	指定代理請求特約	123
10	口座振替特約	128
11	クレジットカード支払特約	132
	(別表)	137

目的別もくじ

つぎのような場合には、下記のページをご覧ください。

こんなときは

このページをご覧ください

はじめに

保険用語がわからない

主な保険用語のご説明

3

申込みを撤回したい（クーリング・オフについて知りたい）

クーリング・オフ制度

9

保険の内容について

保険商品の特征としくみを知りたい

変額保険（有期型）の特征としくみ

11

特別勘定について知りたい

特別勘定について

18

費用について知りたい

諸費用について

26

保険金・給付金などのお支払いについて

保険金・給付金等を請求したい

保険金等の請求手続きについて

33

保険金・給付金等が受取れないケースを知りたい

保険金等をお支払いできない場合について

36

保険金などの代理請求について知りたい

指定代理請求制度について

35

ご契約について

告知義務について知りたい

告知義務について
告知義務違反について

29、30

いつから保障が開始するか知りたい

保障の開始時期（責任開始期）について

31

保険料の払込方法を変更したい

保険料の払込方法について

43

保険料の払込みができなかった

保険料の払込猶予期間とご契約の失効について

46

効力を失った保険契約をもとに戻したい

ご契約の復活について

47

こんなときは

このページをご覧ください

ご契約後について

保険契約を解約したい

ご契約の解約について

50

生命保険にかかわる税金について知りたい

税法上のお取扱いについて

57

住所を変更したい

受取人・住所などの変更にともなう諸手続きについて

61

う 運用関係費（うんようかんけいひ）

特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬など、特別勘定の運用にかかわる費用のことをいいます。

か 会社（かいしゃ）

当社（チューリッヒ生命保険株式会社）のことを指します。

解約控除（かいやくこうじょ）

ご契約の解約などの際に、積立金額から所定の金額を差し引くことをいいます。

解約払戻金（かいやくはらいもどしきん）

ご契約が解約された場合などにご契約者にお払戻しするお金のことをいいます。

き 基本保険金額（きほんほけんきんがく）

保険契約を結ぶ際にお決めいただく金額をいい、死亡保険金および高度障害保険金の最低保証金額となります。

く 繰入日（くりいれび）

保険料を特別勘定に繰り入れる日のことをいいます。

け 契約応当日（けいやくおうとうび）

ご契約後の保険期間中にむかえる毎年の契約日に対応する日のことをいいます。例えば、月単位の応当日といったときは、月ごとの契約日に対応する日のことをいいます。

契約者（けいやくしゃ）

当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。

契約年齢（けいやくねんれい）

ご契約日における被保険者の年齢のことをいい、当社では満年齢を使用しています。
（例）24歳7ヶ月の被保険者の契約年齢は24歳となります。

契約日（けいやくび）

通常は保障の開始の日をいい、保険期間などの計算の基準日となります。ただし、保険料の払込方法（経路）によっては、契約日と保障の開始の日が異なる場合があります。

こ 告知義務（こくちぎむ）

ご契約者と被保険者には、ご契約のお申込みをされるときなどに、ご健康状態やご職業、過去の病歴など当社がおたずねする重要なことがら（告知事項）についてありのままを報告していただく義務があり、この義務のことをいいます。

告知義務違反（こくちぎむいはん）

当社がおたずねした重要なことがら（告知事項）について、ご報告いただけなかったり、故意に事実を曲げて報告されることをいいます。この場合、当社にご契約を解除し、その効力を消滅させることができます。

し 失効（しっこう）

払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。

指定代理請求人（していだりせいきゅうにん）

保険金等について、受取人と被保険者が同一で、受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、その代理人として、その保険金等を請求することができる人のことをいいます。ご契約者が被保険者の同意を得て指定することができます。

主契約（しゅけいやく）

約款のうち、「普通保険約款」に記載されている契約内容のことをいいます。

診査（しんさ）

診査医扱のご契約に申込みされた場合には、会社の指定する医師により問診、検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法、人間ドック等の結果にもとづく方法もあります。

せ 責任開始期（日）（せきにかいしき・び）

当社にご契約の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日と
いいます。

責任準備金（せきになじゅんびきん）

将来の保険金などをお支払いするために保険料のなかから積立てるものをいいます。

た 第1回保険料充当金（相当額）（だいいっかいほけんりょうじゅうとうきん・そうとうがく）

ご契約お申込時にお払込みいただくお金のことをいいます。ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。

つ 積立金（つみたてきん）

特別勘定で管理・運用されている資産のうち、個々のご契約にかかわる部分をいい、資産の運用実績により毎日変動（増減）します。

と 特別勘定（とくべつかんじょう）

変額保険（有期型）にかかわる資産の管理・運用を行うもので、ほかの保険種類にかかわる資産とは区別し独立して管理・運用を行います。

特約（とくやく）

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法（経路）など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものをいいます。

は 払込期月（はらいこみきげつ）

保険料を払込むべき月のことをいいます。契約応当日の属する月の初日から末日までをいい、年払の場合は1年ごとに、月払の場合は毎月あります。

ひ 被保険者（ひほけんしゃ）

生命保険の対象として保険（保障）がかけられている人のことをいいます。

ふ 復活（ふっかつ）

失効したご契約の効力をもとの状態に戻すことをいいます。

ほ 保険関係費（ほけんかんけいひ）

お申込みいただいた保険料もしくは積立金から控除される諸費用のことをいいます。

保険金（ほけんきん）

被保険者が約款に定めるお支払事由に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。

保険金受取人（ほけんきんうけとりにん）

ご契約者が指定した保険金を受取る人のことをいいます。

保険証券（ほけんしょうけん）

ご契約の保険金額、給付日額、保険期間などご契約の内容を具体的に記載したもののことをいいます。

ほ 保険年度（ほけんねんど）

ご契約日からその日を含めて1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度…というように保険年度を定めます。

保険料（ほけんりょう）

ご契約者にお払込みいただくお金のことをいいます。

保険料期間（ほけんりょうきかん）

年払の場合、年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日までの期間、月払の場合、月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日までの期間をいいます。

や 約款（やっかん）

ご契約についてのとりきめを記載したもので、「普通保険約款」と「特約条項」があります。

ゆ 有効性確認日（ゆうこうせいかくにんび）

クレジットカードが有効かつ利用限度内であること等を確認できた日をいいます。

ユニット数（ゆにっとすう）

各特別勘定のご契約者の保有分を表す単位のことをいいます。

ユニットプライス（ゆにっとぷらいす）

各特別勘定資産の1ユニットあたりの価格のことをいい、毎日変動（増減）します。

2

お知らせとお願い

1 ご契約の締結と生命保険募集人について

①保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- ・生命保険募集人（代理店等をいいます。以下同じ。）が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、ご契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- ・生命保険募集人がご契約締結の「代理」を行う場合は、ご契約のお申込みに対して生命保険募集人が承諾すれば、ご契約は有効に成立します。

②生命保険募集人について

- ・当社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社のご契約締結の媒介を行う者で、ご契約締結の代理権はありません。
- ・したがって、ご契約は、お客さまからのご契約のお申込みに対して当社が承諾をしたときに有効に成立します。
- ・また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則として、ご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

(当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続き例)

◆ 特約の中途付加 ◆ ご契約の復活 ・・・・など

- ・この保険は、一般社団法人生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、当社の変額保険販売資格の登録を受けた生命保険募集人のみが販売することができます。

なお、生命保険募集人の権限などに関する照会先は下記のとおりです。

お客様相談部 ☎[®] 0120-860-129

〈受付時間〉 平日（月～金曜日） 午前9時～午後5時（※土日祝日を除く）

2 チューリッヒ生命のホームページ上でお申込みいただく際のご注意について

- ・チューリッヒ生命のホームページ上でお申込みいただいたことでご契約の手続きが完了するのではなく、お申込み手続き後に所定の審査や、当社から郵送する必要書類のご返送などのお手続きがあります。
- ・各種ご確認を電磁的方法で行うことにご同意いただけない場合は、お申込みおよびチューリッヒ生命のマイページ内のサービスはご利用いただけません。

3 契約申込書・告知書について

- ① 契約申込書・告知書①は、契約者（被保険者欄・告知欄は被保険者）ご自身で、正確にご記入（ご入力）ください。
- ② 記入内容を十分お確かめの上で、ご自身で署名・捺印願います。②
- ③ 健康状態などをありのままに正しく告知してください。③

4 ご契約内容の確認等について

- ① 「保険証券」と「告知書の写し」④をご確認ください。
 - ・ご契約が成立しますと、「保険証券」と「告知書の写し」をご契約者にお送りします。⑤
 - ・保険証券記載の契約日、保障内容等を必ずご確認ください。
 - ・保険証券とお申込内容が違っている場合や、お申込みの際の告知に追加・訂正がある場合には、[カスタマーケアセンター](#)⑥へお知らせください。
 - ・保険証券等は、ご契約上のお手続きに必要となりますので大切に保管ください。

② 契約確認について

当社社員（または当社で委託した者）が、ご契約のお申込みの際やご契約成立後、お申込内容や告知内容のご確認のためにご契約者・被保険者に電話や訪問をさせていただくことがあります。

- ① 電磁的方法によるときは、お申込み手続き画面とします。
- ② 電磁的方法によるときは、捺印は不要とします。
- ③ 電磁的方法によるときは、お客さま自身がお申込み手続き画面に正確にご入力ください。
- ④ 電磁的方法によるときは、告知内容の控えとします。
- ⑤ 電磁的方法によるときは、「保険証券」はマイページにて確認することができます。
- ⑥ 「カスタマーケアセンター」については、「お問合せおよび苦情・相談窓口」（p.74）をご参照ください。

5 お申込みの撤回またはご契約の解除について (クーリング・オフ制度)

- ・ご契約の申込日またはお申込みの撤回等に関する事項を記載した書面または電磁的記録を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面（その日の消印有効）または電磁的方法（電磁的方法により当社に通知した日）によりご契約のお申込みの撤回または解除（以下、「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。
- ・お申込みの撤回等があった場合は、お払込みいただいた金額をお返しします。
- ・なお、以下の場合には、お申込みの撤回等のお取扱いはできません。
 - ※ご契約成立後に契約内容を変更（特約の中途付加、ご契約の更新等）される場合
 - ※ご契約のお申込みのために、当社が指定する医師の診査を受けた場合
 - ※ご契約者が法人であるお申込みの場合

(お申出方法)

- ◆ 書面または電磁的方法によりお申込みの撤回等を行うことができます。
 1. 書面によるお申出：下記「お申込みの撤回等のお申出の記入例」の事項を記入のうえ、必ず郵便により、上記期限内（8日以内の消印有効）に当社までご郵送ください。
 - * チューリッヒ生命のあて先：
〒182-0026東京都調布市小島町1-32-2京王調布小島町ビル
チューリッヒ生命 契約サービス部 クーリング・オフ係
 2. 電磁的方法によるお申出：マイページにログインいただき、下記(a)~(c)の手順で入力の上、上記期限内（8日以内）に当社にご通知ください。
 - (a) マイページ上部の「お問合せはこちら（メールでのお問合せ）」を選択
 - (b) 「お問合せ種別」で「申込の撤回（クーリング・オフ）」を選択
 - (c) 「お問合せ内容」に下記「お申込みの撤回等のお申出の記入例」の事項を入力
- ◆ お申込みの撤回等のお申出の記入例
 - ①申込を撤回します。
 - ②証券番号
 - ③ご契約者の氏名
 - ④生年月日
 - ⑤住所
 - ⑥電話番号
 - ⑦保険種類
 - ⑧クレジットカード支払いの場合は、返金先口座

チューリッヒ生命 御中

私は下記の契約を撤回します。

証券番号 ○○○○○○
契約者 スイス花子
生年月日 平成8年10月1日
住所 東京都中野区○○-○○
電話番号 ○○○-○○○○-○○○○
保険種類 ○○○○○○○○○○○○○

返金先口座 ○○銀行 ○○支店
普通 口座番号○○○○○○○

クレジットカード支払いを選択された場合は、
初回保険料の返金先口座を必ずご記入ください

※契約者本人名義の口座に限ります。

6 現在のご契約を解約・減額することを前提に、 新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

現在ご契約の保険契約または特約を解約・減額されるときには、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となります。

- ◆ 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。^①
- ◆ 現在ご加入のご契約を解約された場合、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約を元に戻すことはできません。
- ◆ 新たにお申込みのご契約について、被保険者の健康状態等によってはお引受けできない場合があります。^②

7 保険金額等が削減される場合について

- ・ 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ・ 当社は、「**生命保険契約者保護機構**^③」に加入しています。「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破たんに関与した場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件の変更が行われる可能性があります。お受取りになる保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ・ なお、詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

午前9時～正午、午後1時～午後5時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

8 保険金受取人・指定代理請求人について

- ・ 保険金・給付金等の円滑なご請求のためにも、ご契約者から保険金・給付金等の受取人・**指定代理請求人**^④の方へ、事前にご契約内容についてご説明ください。

9 被保険者の同意について

- ・ ご契約のお申込み時には、ご契約者とともに、保障の対象となる被保険者に告知内容やご契約内容等について予めご同意いただく必要があります。
- ・ 保険期間中、つぎの場合についても、被保険者のご同意が必要となりますのでご了承ください。

- ◆ 保険金等の受取人の変更
- ◆ ご契約の復活 …… など

① 詳しくは、「7-4 ご契約の解約について」（p50）をご参照ください。

② 詳しくは、「4-1 告知義務について」（p29）をご参照ください。

③ 「生命保険契約者保護機構」については、「9-3 「生命保険契約者保護機構」について」（p71）をご参照ください。

④ 「指定代理請求人」については、「5-2 指定代理請求制度について」（p35）をご参照ください。

3 変額保険（有期型）の特徴としくみ

1 特徴としくみ

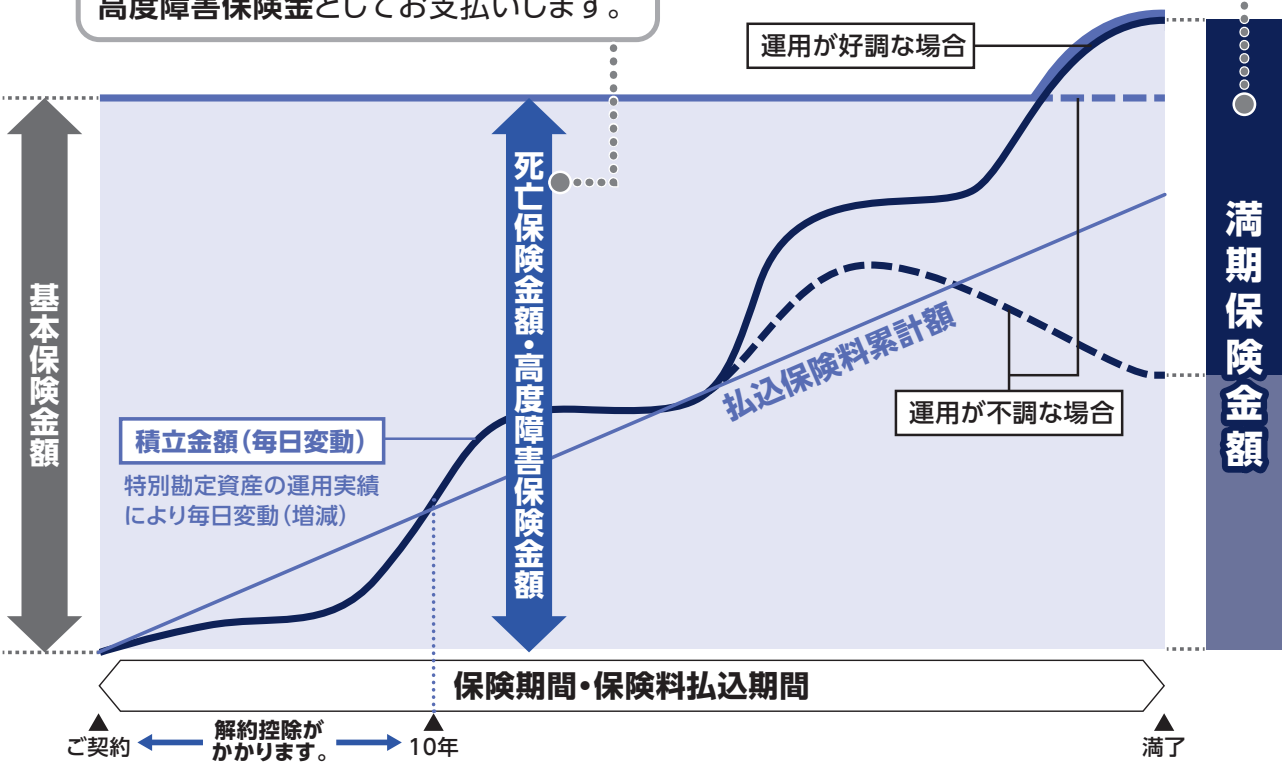
特 徴

- 死亡・高度障害状態の保障を準備しながら特別勘定の運用実績によって満期保険金額・積立金額などが変動（増減）する変額保険です。
- 死亡保険金・高度障害保険金は、基本保険金額の最低保証があります。
- 被保険者が保険期間満了時に生存しているときは、特別勘定資産の運用実績に応じた満期保険金をお支払いします。
- 特約を付加することで、3大疾病により所定の状態に該当した場合の保険料払込免除や保険金等の年金受取を行うことができます。

【しくみ図】

死亡・所定の高度障害状態に該当したときは、**基本保険金額**または死亡・所定の高度障害状態に該当した日の**積立金額**のいずれか大きい金額を、**死亡保険金**、**高度障害保険金**としてお支払いします。

保険期間満了時に、特別勘定の運用実績に応じた**満期保険金**をお支払いします。満期保険金額は、保険期間満了時の**積立金額**となります。



※記載の図はイメージであり、将来の積立金額、死亡保険金額、高度障害保険金額、満期保険金額などを保証するものではありません。



ご注意

投資リスクについて

- ▲この保険は**積立金額**、**解約払戻金額**および**満期保険金額**などが特別勘定資産の**運用実績**に応じて変動（増減）するしくみの**変額保険**です。
- ▲特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスクなどがあります。これらのリスクはご契約者に帰属し、**ご契約者が損失を被ることがあります**。
- ▲ご契約を解約した場合の解約払戻金額や満期保険金額などが**払込保険料総額**を下回る場合があります。（解約払戻金額および満期保険金額に**最低保証**はありません。）

▲特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

その他留意事項について

- ▲お客さまが積立金の移転（スイッチング）^①を行った際には、特別勘定の種類によっては運用方針や投資リスクなどが異なることとなりますのでご注意ください。
- ▲特別勘定資産の運用に関する事項の詳細については「**特別勘定のしおり**」をご確認ください。

① 詳しくは、「3-5 特別勘定について ⑥積立金の移転（スイッチング）」（p23）をご参照ください。

2 主契約の給付について

保険金の種類	お支払事由	お支払金額	受取人 ^①
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	基本保険金額または死亡した日の積立金額のいずれか大きい金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因とし、保険期間中に所定の高度障害状態 ^② に該当したとき	基本保険金額または所定の高度障害状態に該当した日の積立金額のいずれか大きい金額	被保険者
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	保険期間満了時の積立金額	満期保険金受取人

- ▶ 死亡保険金、高度障害保険金および満期保険金は重複してお支払いしません。
- ▶ 高度障害保険金をお支払いした場合には、所定の高度障害状態に該当したときからご契約は消滅します。

3 保険料の払込免除について

保険料の払込を免除する場合	免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故 ^③ による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態 ^④ に該当したとき	(1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たずに運転している間に生じた事故 (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- ▶ 「戦争その他の変乱」または「地震、噴火または津波」により所定の身体障害の状態になられた場合、該当する被保険者の数によっては、保険料の一部または全額についてその払込みを免除しないことがあります。

① ご契約者が法人の場合には、ご契約者を保険金の受取人とすることができます。「3-4付加できる特約について」においても同様です。

② 対象となる高度障害状態については、[約款別表3](#)対象となる高度障害状態（p142）をご参照ください。

③ 対象となる不慮の事故については、[約款別表2](#)対象となる不慮の事故（p140）をご参照ください。

④ 対象となる身体障害の状態については、[約款別表4](#)対象となる身体障害の状態（p143）をご参照ください。

4 付加できる特約について

・ご契約により、付加されている特約は異なります。詳しくは保険証券をご確認ください。

① 3大疾病保険料払込免除特約（変額保険用）

特 徴

- 被保険者が3大疾病（ガン、所定の心疾患または所定の脳血管疾患）を直接の原因として所定の事由に該当したとき、以後の保険料の払込みが免除されます。

疾病の種類	保険料の払込の免除事由
ガン	被保険者が責任開始期以後の保険期間中に、責任開始期前を含めて初めてガン ^① と診断確定されたとき
心疾患	被保険者が責任開始期以後の保険期間中につぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 急性心筋梗塞 ^② を発病し、その急性心筋梗塞の治療を目的として、つぎのいずれかの事由に該当したとき a. 入院 b. 公的医療保険制度 ^③ における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術 (2) 急性心筋梗塞以外の心疾患 ^② を発病し、その心疾患の治療を目的として、つぎのいずれかの事由に該当したとき a. 20日以上継続した入院 b. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術
脳血管疾患	被保険者が責任開始期以後の保険期間中につぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 脳卒中 ^② を発病し、その脳卒中の治療を目的として、つぎのいずれかの事由に該当したとき a. 入院 b. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術 (2) 脳卒中以外の脳血管疾患 ^② を発病し、その脳血管疾患の治療を目的として、つぎのいずれかの事由に該当したとき a. 20日以上継続した入院 b. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

① 対象となるガンについては、[約款別表56](#)対象となるガン（p145）をご参照ください。

② 対象となる心疾患、急性心筋梗塞、脳血管疾患、脳卒中については、[約款別表75](#)対象となる心疾患、急性心筋梗塞、脳血管疾患、脳卒中（p146）をご参照ください。

③ 公的医療保険制度については、[約款別表41](#)公的医療保険制度（p144）をご参照ください。



ご注意

- ▲責任開始の日からその日を含めて90日以内にガンと診断確定された場合（90日以内に診断確定された場合の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。）は、保険料の払込の免除の対象となりません。
- ▲ご契約が自動延長定期保険または変額払済保険に変更された場合、この特約は消滅します。
- ▲契約年齢が満6歳未満の場合は付加できません。
- ▲この特約を付加した場合、特約部分の保険料は特別勘定による運用をいたしません。

公的医療保険制度等の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料のお払込免除事由の変更を行うことがあります。この場合、変更日の2ヶ月前までに、契約者にその旨を通知します。

②年金支払特約（Z02）

特 徴

- 保険金などのお支払事由が発生したときに、保険金などを年金で受取ることができます。

年金の種類	お支払内容	受取人
確定年金	あらかじめ定められた年金支払期間中、年金受取人が生存している場合に所定の年金額をお支払いします。	年金受取人 ^①

- ▶ 年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は、年金基金設定日における当社所定の利率等および計算方法により計算した金額となります。
- ▶ 第1回の年金支払日は年金基金設定日と同日とし、第2回以降の年金支払日は、第1回の年金支払日の年単位の応当日とします。
- ▶ 年金支払期間中に年金受取人が死亡された場合には、残存支払期間に対応する未払年金現価相当額を年金受取人の法定相続人にお支払いします。
- ▶ 年金はつぎの方法でお支払いすることもできます。

①年金の分割支払

当社の定める方法により、1年分の年金額を分割して請求することができます。この場合、当社の定める利率による利息をつけてお支払いします。

②年金の一括支払

将来の年金のお支払いに代えて、年金の一括支払を請求することができます。この場合、未払年金の現価相当額を一括でお支払いし、その後の年金はお支払いしません。

^① 年金受取人は、年金基金に充当された保険金などの受取人となります。



ご注意

- ▲この特約はご契約の締結時には付加できません。
- ▲保険金などをお支払いしたあとに、この特約を付加することはできません。
- ▲年金額が当社所定の金額を下回る場合には、年金払のお取扱いはできません。
- ▲年金基金に充当された保険金などについては、特別勘定による運用はいたしません。

③年金移行特約

特 徴

- 当社所定の期間経過後、この特約を付加することにより、ご契約満了までの保障に代えて、積立金などを年金払に移行することができます。

年金の種類	お支払内容	受取人
確定年金	あらかじめ定められた年金支払期間中、被保険者が生存している場合に所定の年金額をお支払いします。	年金受取人 ^①

- ▶ 年金額はご契約時に定まるものではありません。お受取りになる年金額は、ご契約の積立金額などをもとにして、年金移行時における当社所定の利率等および計算方法により計算した金額となります。
- ▶ この特約の締結日は、ご契約から当社所定の期間経過後の年単位の契約応当日のうち、ご契約者が指定した日とし、その日より年金払への移行取扱いの効力が生じるものとします。
- ▶ この特約の締結日の2週間前までに、この特約を付加する旨のお申出が必要です。
- ▶ 第1回の年金支払日はこの特約の締結日とし、第2回以後の年金支払日は、第1回の年金支払日の年単位の応当日とします。
- ▶ 年金支払期間中に被保険者が死亡された場合には、残存支払期間に対応する未払年金現価相当額を年金受取人^②にお支払いします。
- ▶ 年金はつぎの方法でお支払いすることもできます。

①年金の分割支払

当社の定める方法により、1年分の年金額を分割して請求することができます。この場合、当社の定める利率による利息をつけてお支払いします。

②年金の一括支払

将来の年金のお支払いに代えて、年金の一括支払を請求することができます。この場合、未払年金の現価相当額を一括でお支払いし、その後の年金はお支払いしません。

- ① 年金受取人は、この特約の締結の際、ご契約者、主契約の被保険者または死亡保険金受取人のいずれかからご契約者に指定いただけます。
- ② 年金受取人が被保険者の場合には、被保険者の死亡時の法定相続人を年金受取人とみなします。



- ▲この特約はご契約の締結時には付加できません。
- ▲年金額が当社所定の金額を下回る場合には、年金払のお取扱いはできません。
- ▲年金払に移行した部分については、特別勘定による運用はいたしません。
- ▲主契約が自動延長定期保険に変更されている場合、この特約を付加することはできません。
- ▲年金払に移行した部分については、つぎのお取扱いはいたしません。
 - ①死亡保険金の支払
 - ②高度障害保険金の支払
 - ③満期保険金の支払
 - ④保険料の払込の免除
 - ⑤基本保険金額の減額
 - ⑥保険契約の解約

④リビング・ニーズ特約

特 徴

- 被保険者の余命が6ヶ月以内と判断される場合に、被保険者にこの特約の保険金（以下「特約保険金」）をお支払いします。

保険金の種類	お支払事由	お支払金額
特約保険金	被保険者の余命が6ヶ月以内と判断される場合に基本保険金額の全部または一部についてお支払いします。	特約の保険金額 (基本保険金額以内、かつ他の保険契約と合算して3,000万円以内で指定された金額)

- ▶ 主契約の被保険者の基本保険金額の全部が指定され、特約保険金をお支払いしたときは、請求日にさかのぼって保険契約は消滅します。また、基本保険金額の一部が指定され、特約保険金をお支払いしたときは、指定された金額分だけ請求日にさかのぼって減額されたものとしします。
- ▶ 特約保険金の請求日における積立金額が基本保険金額を上回る場合は、積立金額から基本保険金額を差し引いた金額に、基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額も支払います。
- ▶ 特約保険金のお支払いに際しては、指定保険金額から、特約保険金の請求日から6ヶ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引きます。
- ▶ この特約については、保険料のお払込みは必要ありません。



- ▲ご契約が自動延長定期保険に変更された場合、この特約は消滅します。

5 特別勘定について

①特別勘定について

- ・この保険は資産運用の結果が、積立金額、解約払戻金額および満期保険金額などの変動（増減）につながるため、他の保険種類の資産とは区別して資産の管理、運用を行う必要があります。そのため、当社は特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産（以下「特別勘定資産」といいます。）を他の資産とは独立した体制と方針にもとづき運用します。
- ・この保険の特別勘定で管理されている資産からの利益および損失は、「変額保険（有期型）」のご契約のみに割り当てられ、他の種類の保険契約に割り当てられることはありません。
- ・この保険には運用対象・運用方針の異なる複数の特別勘定があり、ご契約者が種類および繰入割合を決められるようになっています。この複数の特別勘定資産は、それぞれ独立して管理・運用されています。
- ・特別勘定の資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- ・ご契約者は特別勘定資産の運用方法について一切の指図はできません。



ご注意

▲特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスクなどがあります。これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。

②特別勘定における資産運用の基本方針

- ・特別勘定の運用にあたっては、生命保険会社の資産の運用に関する法令・諸規則を遵守するとともに、特別勘定資産の着実な成長と中長期的観点にたった収益の獲得を目指します。

③特別勘定の種類と運用方針

- ・特別勘定は、主として国内外の株式・債券等を対象とする投資信託を利用して運用されており、お客様のニーズに合わせて、つぎの9種類の特別勘定から運用対象をご選択いただけます。
- ・特別勘定ごとに保険料を繰り入れる割合を1%単位で指定して、自由に組み合わせることができます。
- ・各特別勘定および各特別勘定の主な投資対象となる投資信託、運用方針などはつぎのとおりです。（2025年4月現在）
- ・特別勘定資産の運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」をご確認ください。

特別勘定名：日本株式型（アクティブ）

主な投資対象 (投資信託)	三菱UFJ日本株オープン「35」VA
運用方針	日本の株式を実質的な主要投資対象とし、「企業の成長性」に着目して厳選した「35銘柄」に主に投資を行い、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）を上回る投資成果を目指します。
運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
運用関係費	年率0.9020%

特別勘定名：日本株式型（インデックス）

主な投資対象 (投資信託)	TOPIXインデックスファンドV（適格機関投資家限定）
運用方針	日本の株式を実質的な主要投資対象とし、わが国の株式の指標である東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果を目指します。
運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
運用関係費	年率0.0715%

特別勘定名：世界株式型（アクティブI）

主な投資対象 (投資信託)	DWSクロッキー・セクター・プラス
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・世界各国（米国、欧州、日本）の主要な株式市場に上場されている銘柄（金融セクターを除く）を投資対象とし、MSCIワールド・バリュアブル・インデックスを上回る投資成果を目指します。 ・ドイツ銀行グループの株式分析手法「クロッキーモデル」を活用したクロッキー・セクター戦略に基づき、原則として割安と判断される3つのセクターを選択し、各セクターで割安と考えられる10銘柄程度を選択し、30銘柄程度に投資を行います。 ・組入銘柄への各投資比率は概ね均等とすることを基本とします。組入銘柄の見直し、投資比率の調整は、原則として3ヵ月毎に行い、その時点でクロッキー・セクター戦略に基づき割安と考えられる銘柄に投資します。 ・原則として為替ヘッジは行いません。
運用会社	DWSインベストメントGmbH & DWSインベストメンツ ユーケー リミテッド
運用関係費	年率0.5000%

特別勘定名：世界株式型（アクティブⅡ）

主な投資対象 (投資信託)	JPモルガン・グローバル・セレクト株式・アクティブETF
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> 世界の先進国株式に幅広く投資し、長期的なファンド資産の成長を目指します。企業収益の成長性とバリュエーションにおいて魅力度の高い銘柄を選別し、投資地域や業種配分において過度に偏ることなく、分散されたポートフォリオとなるように、ベンチマークであるMSCIワールド・インデックスと同等の投資割合を維持します。 原則として為替ヘッジは行いません。
運用会社	J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（米国法人）
運用関係費	年率0.4700%

特別勘定名：外国株式型（インデックス）

主な投資対象 (投資信託)	J D F インデックス・ファンド外国株式 I (適格機関投資家専用)
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> 日本を除く先進国の株式市場を代表する指数（MSCIコクサイ指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て））に連動する投資成果を目指します。 原則として為替ヘッジは行いません。
運用会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
運用関係費	年率0.1650%程度

特別勘定名：日本債券型

主な投資対象 (投資信託)	日本短期債券ファンドV A（適格機関投資家限定）
運用方針	日本短期債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、NOMURA-BPI短期インデックスをベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。
運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
運用関係費	年率0.0660%

特別勘定名：外国債券型

主な投資対象 (投資信託)	外国債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・日本を除く先進国の国債等を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース）に連動する運用成果を目指します。 ・原則として為替ヘッジは行いません。
運用会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
運用関係費	年率0.0825%

特別勘定名：バランス型（マルチアセット）

主な投資対象 (投資信託)	ピクテ・マルチアセット・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）
運用方針	日本を含む世界の株式および債券、オルタナティブ戦略等への投資ならびにデリバティブ取引を行い、ファンド資産の増加を図ります。様々なアセット・クラス(資産)への分散投資と投資戦略を活用し、市場環境に応じて資産配分を機動的に変更することで、下落リスクを低減しつつ中期的に安定した収益の獲得を目指します。ベンチマークは設定していません。
運用会社	ピクテ・ジャパン株式会社
運用関係費	年率0.3685% + 投資先の投資信託費用（*） 合計最大1.241%程度

* 市場環境により積極的に投資信託の組入比率の見直しを行いますので、その組入状況により変動します。

特別勘定名：バランス型（インデックス）

主な投資対象 (投資信託)	三菱UFJ バランスVA60D（適格機関投資家限定）
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、マザーファンドを通じて国内株式40%、外国株式20%、国内債券30%、外国債券10%の比率で配分した基本ポートフォリオをもとに分散投資を行い、個別資産毎におけるパッシブ運用を行います。TOPIX、MSCIコクサイ・インデックス、NOMURA-BPI総合指数、FTSE世界国債インデックス（除く日本）を、独自に指数化した合成インデックスをベンチマークとして、ベンチマークと同程度の投資成果をあげることを目指します。 ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
運用関係費	年率0.3520%

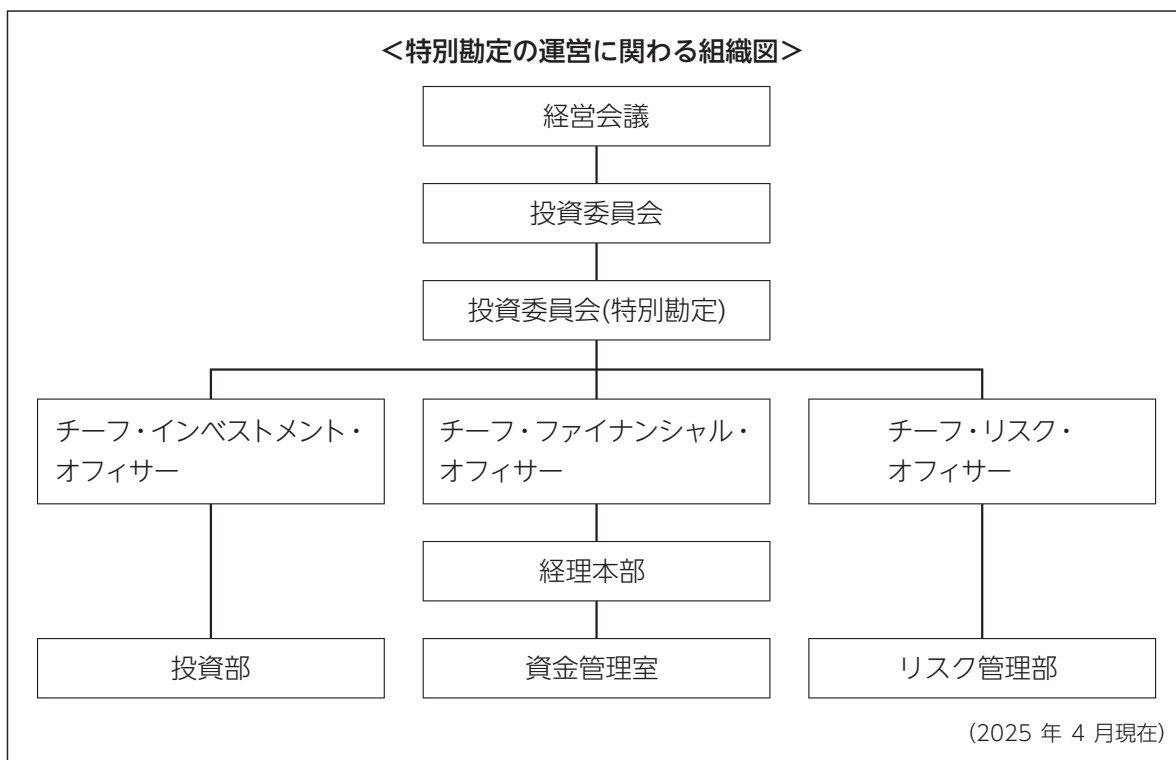


ご注意

- ▲運用関係費は、主に利用する投資信託の消費税等がかかる場合はそれらを含む信託報酬等を記載しています。
- ▲運用関係費には、運用管理費用のほか、有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用、信託財産留保額、監査報酬および税金などがかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。これらの費用が発生する場合は、各特別勘定のユニットプライスに反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的にご負担いただくこととなります。
- ▲運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。
- ▲特別勘定の種類とその運用スキーム、運用方針および運用会社については、今後変更することがあります。
- ▲既に設定された特別勘定を廃止、または複数の特別勘定を統合することがあります。

④特別勘定の運営体制

- ・特別勘定の運用対象、運営方針の決定は当社の投資委員会（特別勘定）により行われます。
- ・特別勘定の運用は、当社が主として投資信託を購入しますが、運用は外部に委託します。
- ・主な投資対象となる投資信託はあらかじめ特別勘定ごとに定めたもので、この決定は当社の投資委員会（特別勘定）により行われます。
- ・記載の運営体制については、今後予告なく変更されることがあります。



⑤特別勘定への保険料の繰入割合の指定と変更

- ・ご契約者は、ご契約の際、保険料^①を繰り入れる1または複数の特別勘定を選択することができます。
- ・複数の特別勘定を選択したときは、各特別勘定への保険料の繰入割合を指定することができます。繰入割合の指定は1%単位とします。
- ・ご契約者は、ご契約時に選択された特別勘定および指定された各特別勘定の繰入割合をご契約後にいつでも変更することができます。
- ・保険料の繰入割合の変更は、当社が受け付けた日の属する月の直後に到来する払込期月に払い込むべき保険料^②から効力を生じます。



ご注意

▲特別勘定に繰り入れる際に、保険料から保険関係費のうち、「保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用」、「基本保険金額保証に関する費用」、「保険料払込免除に関する費用」を控除します。^③

⑥積立金の移転（スイッチング）

- ・ご契約者は、特別勘定の積立金を、他の特別勘定にいつでも移転することができます。
- ・積立金の移転は、当社が請求を受け付けた日の直後の営業日の翌日から効力を生じるものとします。
- ・1保険年度に12回をこえる積立金の移転は、1回の積立金の移転に対して積立金移転費用がかかります。積立金移転費用は積立金から控除します。^③
- ・積立金の移転が特別勘定の資産の運用におよぼす影響が大きいと当社が認めるときは、最長6ヶ月の範囲内で、積立金の移転を延期することがあります。

⑦特別勘定に繰り入れる保険料について

- ・お申込みいただく保険料から、保険関係費のうちご契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用などを控除した金額が、特別勘定に繰り入れられます。^③
- ・特別勘定に繰り入れる日はつぎのとおりとします。

<月払契約の場合>

第1回保険料 ^④	ご契約日（責任開始日の属する月の翌月1日）
第2回以後の保険料 ^⑤	月単位の契約応当日

- ▶ 3大疾病保険料払込免除特約（変額保険用）を付加した場合、特約部分の保険料は特別勘定に繰り入れません。主契約部分のうち特別勘定に繰り入れる金額は、3大疾病保険料払込免除特約（変額保険用）を付加しないときの金額と同じです。

① 年払契約の場合は、年払保険料を分割し月払保険料として繰り入れます。

② 年払契約の場合は、変更を受け付けた日の属する月の直後に到来する繰入日に特別勘定に繰り入れる月払保険料となります。

③ 詳しくは、「6 諸費用について」（p26）をご参照ください。

④ 年払契約の場合は、年払保険料を分割し1回目に繰り入れる月払保険料とします。

⑤ 年払契約の場合は、年払保険料を分割し2回目以後に繰り入れる月払保険料とします。

⑧特別勘定資産の評価方法

- ・特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金の増減に反映させます。
- ・特別勘定資産の評価方法はつぎのとおりとします。

	運用対象	評価方法
①	有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱が適当とされる資産	時価評価
②	①以外の資産	原価法
③	デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務	時価評価（評価差額を損益に計上）
④	外貨建資産および負債の換算方法	期末時換算法

※評価方法は、将来変更することがあります。

⑨積立金額の計算方法

- ・特別勘定資産のうちご契約者の持分である積立金額は、ユニットプライスとユニット数により計算します。

ユニットプライス	各特別勘定資産の1ユニットあたりの価格のことをいい、毎日変動（増減）します。
ユニット数	各特別勘定のご契約者の保有分を表す単位のことをいいます。

①特別勘定繰入額の計算方法

保険料から保険関係費のうち、「保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用」、「基本保険金額保証に関する費用」、「保険料払込免除に関する費用」を差し引いた金額を特別勘定に繰り入れます。

特別勘定繰入額	=	保険料	－	保険関係費のうち ・ 保険契約の締結・維持および保険料の 収納に必要な費用 ・ 基本保険金額保証に関する費用 ・ 保険料払込免除に関する費用
---------	---	-----	---	--

②ユニット数の計算方法

保険料の特別勘定繰り入れ時に購入するユニット数はつぎの算式で計算します。

ユニット数	=	特別勘定繰入額	÷	特別勘定に保険料を繰り入れる日の前日末の ユニットプライス
-------	---	---------	---	----------------------------------

月単位の契約応当日の始めに、保険関係費のうち「死亡保障などに必要な費用（危険保険料）」、「基本保険金額保証に関する費用」、「特別勘定の管理に必要な費用」が控除されます。費用が控除されることにより減少するユニット数は、特別勘定ごとにつぎの算式で計算します。

死亡保障などに必要な費用（危険保険料）が控除されることにより減少するユニット数	=	保険関係費のうち死亡保障などに必要な費用（危険保険料）	÷	月単位の契約応当日の前日末のユニットプライス
---	---	-----------------------------	---	------------------------

基本保険金額保証に関する費用が控除されることにより減少するユニット数	=	保険関係費のうち基本保険金額保証に関する費用	÷	月単位の契約応当日の前日末のユニットプライス
------------------------------------	---	------------------------	---	------------------------

特別勘定の管理に必要な費用が控除されることにより減少するユニット数	=	保険関係費のうち特別勘定の管理に必要な費用	÷	月単位の契約応当日の前日末のユニットプライス
-----------------------------------	---	-----------------------	---	------------------------

③積立金額の計算方法

積立金額は、ユニットプライスにユニット数を乗じて計算します。

未払込保険料がある場合、当該保険料に対応する特別勘定繰入額が控除されます。

複数の特別勘定で積立金を運用している場合の積立金額は、各特別勘定の積立金額の合計となります。

各特別勘定の積立金額	=	ユニットプライス	×	ユニット数
------------	---	----------	---	-------

⑩特別勘定グループについて

- ・この保険では、複数の特別勘定グループを設定できることとなっていますが、ご契約者の利用できる特別勘定は、ご契約された特別勘定グループ内のものに限られます。
- ・ご契約者は、この保険のご契約された特別勘定グループ内の特別勘定に、保険料の繰入れ、繰入割合の指定・変更または積立金の移転をすることができますが、他の特別勘定グループへは、保険料の繰入れや積立金の移転をすることはできません。

6 諸費用について

・この保険ではつぎの各費用をお客さまにご負担いただきます。

<保険料払込時および保険期間中にかかる費用>

以下の、各費用の合計額をご負担いただきます。

■保険関係費

保険関係費とは、お払い込みいただいた保険料もしくは積立金から控除される諸費用です。保険関係費はつぎのとおりです。

項目	取扱内容
①保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用	特別勘定への繰り入れの際に保険料から控除します。また、積立金額に対して年率 0.05% （0.05%／12ヵ月）を乗じた金額を、月単位の契約応当日始に積立金から控除します。
②基本保険金額保証に関する費用	
③死亡保障などに必要な費用（危険保険料）	月単位の契約応当日始に積立金から控除します。
④特別勘定の管理に必要な費用	積立金額に対して年率 0.7% （0.7%／12ヵ月）を乗じた金額を、月単位の契約応当日始に積立金から控除します。
⑤保険料払込免除に関する費用	保険料に対して 0.2% を乗じた金額を、特別勘定への繰り入れの際に保険料から控除します。 ※このほか、3大疾病保険料払込免除特約（変額保険用）を付加した場合は、付加した特約による保険料払込免除に関する費用（被保険者の性別、年齢などにより異なる。）を保険料から控除します。

※保険関係費（上表①～⑤）の総額は、被保険者の年齢、性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

※年払保険料は分割し、月払保険料として毎月特別勘定に繰り入れます。

■運用関係費

項目	費用	ご負担いただく 時期	
運用 関係 費	日本株式型 (アクティブ)	投資信託の純資産額に対して 年率0.9020%	毎日、投資信託の 純資産総額から控 除します。
	日本株式型 (インデックス)	投資信託の純資産額に対して 年率0.0715%	
	世界株式型 (アクティブⅠ)	投資信託の純資産額に対して 年率0.5000%	
	世界株式型 (アクティブⅡ)	投資信託の純資産額に対して 年率0.4700%	
	外国株式型 (インデックス)	投資信託の純資産額に対して 年率0.1650%程度	
	日本債券型	投資信託の純資産額に対して 年率0.0660%	
	外国債券型	投資信託の純資産額に対して 年率0.0825%	
	バランス型 (マルチアセット)	投資信託の純資産額に対して 年率0.3685% + 投資先の投資信託費用 (*) 合計最大1.241%程度	
	バランス型 (インデックス)	投資信託の純資産額に対して 年率0.3520%	

※運用関係費は、主に利用する投資信託の消費税等がかかる場合はそれらを含む信託報酬等を記載しています。

※運用関係費には、運用管理費用のほか、有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用、信託財産留保額、監査報酬および税金などがかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。これらの費用が発生する場合は、各特別勘定のユニットプライスに反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的にご負担いただくこととなります。

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

*市場環境により積極的に投資信託の組入比率の見直しを行いますので、その組入状況により変動します。

<解約・減額等への変更時にかかる費用>

■解約控除

項目	費用	ご負担いただく時期
解約控除	解約日または減額日における保険料払込年月数 ^① が10年未満の場合に、基本保険金額に対し保険料払込年月数 ^① により計算した額	解約日または減額日の積立金額から控除します。

※解約控除額は保険料払込年月数^①、契約年齢、性別、保険期間、経過年数などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。

※保険料払込年月数^①が10年未満の場合、基本保険金額の減額、自動延長定期保険への変更にも解約控除がかかります。

※ご契約後、短期間で解約された場合は解約控除額が大きくなり、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

<積立金の移転にかかる費用>

項目	費用	ご負担いただく時期
積立金移転費用	1年（保険年度）につき、12回までの移転は 無料 13回目以降、インターネットによる移転申し込みの場合、1回につき 800円 書面による移転申し込みの場合、1回につき 2,000円	積立金移転時に積立金から控除します。

※積立金移転時は、その際必要となる移転費用の2倍相当額以上の積立金残高が必要です。

※積立金移転費用は、将来変更される可能性があります。

<年金支払特約（Z02）、年金移行特約による年金支払期間中にかかる費用>

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理などに必要な費用	年金額に対して1.0%*
		年金支払日に責任準備金から控除します。

*記載の費用は上限です。年金管理費は、将来変更される可能性があります。

7 特約の中途付加について

- ・ご契約後に特約を付加（中途付加）することができます。ただし、将来事前の予告なく、特約の募集を停止することがあります。この場合は特約の中途付加についてもお取り扱いできません。



ご注意

▲つぎの特約は、ご契約中に解約（中途解約）および付加（中途付加）することができません。

① 3大疾病保険料払込免除特約（変額保険用）

① 年払契約の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数となります。

4

ご契約に際しての大切なことから

1

告知義務について

- ◆ ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことからについておたずねいたします。
- ◆ ご契約に際して、ご契約者や被保険者には、健康状態やご職業などについて、事実をありのままに告知していただく義務があります。

①告知の重要性について

生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険の高い職業に従事している方などが無条件で契約されると、保険料負担の公正性が保たれません。

②告知の方法について

- ・ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、ご職業等について「告知書」①で当社がおたずねすることからについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- ・告知書にご記入いただく事項は、当社がご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事項です。
- ・なお、傷病歴がある場合でも、その内容やご加入される保障内容によってはお引受けすることがあります。（お引受けできないこともあります。）

③告知受領権について

- ・告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます。以下同じ。）および当社社員には告知受領権がないため、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。



- ▲生命保険募集人や当社社員に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりません。
- ▲健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方は、ご契約をお引受けできない場合もあります。

① 電磁的方法によるときは、告知情報の入力画面とします。

2 告知義務違反について

- ◆ 告知していただいた内容が事実と相違する場合、ご契約または特約を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

①告知義務違反による保険契約の解除

- ・告知いただくことからは、告知書①に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活日を含みます。以下同じ。）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約等を解除することがあります。
- ・責任開始日から2年を経過していても、保険金等のお支払事由が責任開始日から2年以内に生じていたときはご契約等を解除することがあります。
- ・告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約等を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約等を解除することができます。

②保険金等をお支払いできないことがあります。

- ・当社にご契約を解除した場合には、たとえ保険金等のお支払事由が生じていても、保険金等をお支払いできません。
- ・ただし、「保険金等のお支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金等をお支払いすることがあります。

③ご契約を解除した場合、解約払戻金があれば、その金額をご契約者にお支払いします。

④上記の告知義務違反によりご契約等を解除させていただく以外にも、ご契約の締結状況等により、保険金等をお支払いできないことがあります。②

- ◆ 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。

- ・一般のご契約と同様に告知義務があります。
- ・新たなご契約の責任開始期から告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・また、詐欺による契約の取消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・したがって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

① 電磁的方法によるときは、告知情報の入力画面とします。

② 詳しくは、「5-3 保険金等をお支払いできない場合について ③重大事由による解除の場合、⑤詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合」(p37)をご参照ください。

3 責任開始期前に傷害・疾病等が生じている場合について

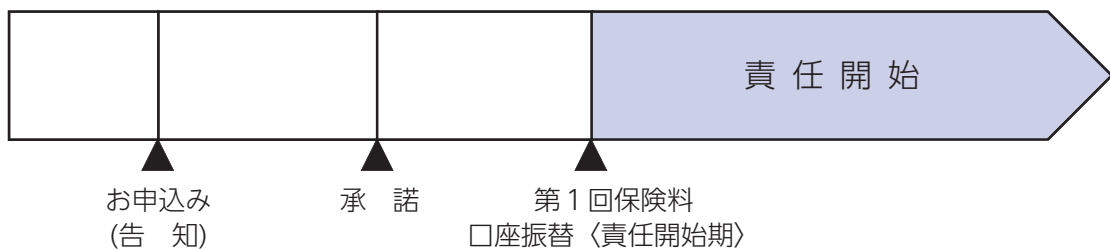
高度障害保険金などについては、責任開始期前に生じた疾病、不慮の事故等を原因とする場合には、保険金等はお支払いしない規定を設けています。①

4 保障の開始時期（責任開始期）について

- ◆ 当社がご契約の引受けを承諾した場合は、第1回保険料のお払込みおよび告知がともに完了した時から保険契約上の責任を開始します。

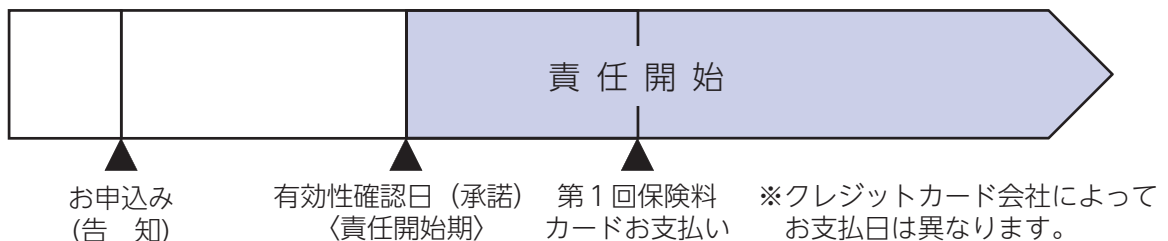
①口座振替の場合（口座振替特約付加）

第1回保険料を口座振替によりお払込みいただく場合には、お申込みいただいたご契約を当社がお引受けすることを承諾後、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）口座振替の日から保険契約上の責任を負います。ただし、一部の特約において、ガンには90日間の不てん補期間があります。②



②クレジットカードの場合（クレジットカード支払特約付加）

- ・ 第1回保険料をクレジットカードによりお払込みいただく場合には、当社はクレジットカードが有効かつ利用限度内であること等を確認できた日（告知前にクレジットカードの有効性等の確認をしたときは、告知の時。以下「有効性確認日」といいます。）に第1回保険料をお払込みいただいたものとし、その日から保険契約上の責任を負います。
- ・ 責任開始期（有効性確認日）は、保険証券にてご確認ください。ただし、一部の特約において、ガンには90日間の不てん補期間があります。③



① 詳しくは、「5-3 保険金等をお支払いできない場合について ②責任開始期前の傷害・疾病を原因とする場合」（p36）をご参照ください。

② 詳しくは、「3-4 付加できる特約について」（p14）をご参照ください。

③ 詳しくは、「3-4 付加できる特約について」（p14）をご参照ください。

5 特定障害を不担保とすご契約のお引受け

- ◆ 当社では、保険契約者間の公平性を保つために、被保険者の身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じてお引受けの判断をしております。

傷病歴等があっても、以下の条件を付けてお引受けする場合があります。

- ・ 特定障害不担保特約^①

- ・ 視力障害を不担保とした場合

当社が指定した「視力障害」に該当した場合、「高度障害保険金の支払い」をせず、また、「保険料払込の免除」をしません。

- ・ 聴力障害を不担保とした場合

当社が指定した「聴力障害」に該当した場合、「保険料払込の免除」をしません。

^① 「特定障害不担保特約」については、「特定障害不担保特約」（p107）をご参照ください。

5 保険金等のお支払いについて

1 保険金等の請求手続きについて

- ◆ 保険金等の請求事由が生じましたら、すみやかに**保険金・給付金等のお支払い手続き専用フリーダイヤル①**へご連絡ください。

①亡くなられたとき、入院・手術等をされたとき

お手元に保険証券をご準備いただき、ご連絡いただく前に以下をご確認ください。

被保険者が入院・手術等をされたとき	被保険者が亡くなられたとき
○証券番号 ○ご契約者名、被保険者名 ○請求理由（病気、交通事故、その他の事故等） ○請求内容（入院、手術等） ○受傷日・発病日 ○入院日・退院日 ○手術日・手術名（手術を受けた場合） など	○証券番号 ○亡くなられた方（被保険者）の氏名 ○亡くなられた日 ○死亡理由（病気、交通事故、その他の事故等） ○受取人の氏名（被保険者との続柄）・連絡先 ○申出人の氏名（被保険者・受取人との続柄）・連絡先 ○亡くなられる前の入院・手術等の有無 など

②当社へ請求のご連絡をください。

- ・ **保険金・給付金等のお支払い手続き専用フリーダイヤル①**へご連絡ください。
- ・ ご請求にあたって、お取揃えが必要な書類等の詳しい説明をさせていただきます。
- ・ ご請求に必要な書類等を郵送いたします。②

③請求書・診断書等の必要書類をご提出ください。

- ・ 当社より郵送された必要書類に必要事項をご自身でご記入ください。
- ・ ご案内した書類をお取揃えいただき、必要書類とともにご提出ください。

① 「保険金・給付金等のお支払い手続き専用フリーダイヤル」については、「お問合せおよび苦情・相談窓口」（p74）をご参照ください。

② 詳しくは、「必要書類一覧」（p61）をご参照ください。

④当社にて書類内容を確認し、保険金等をお支払いします。

- ・必要書類の不備や記載内容の不明点がなく、事実確認を要さない場合には、当社に請求書類が到着した日①から**5営業日以内**にお支払いします。
- ・ただし、つぎのような保険金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、当社に請求書類が到着した日①から**45日以内**にお支払いします。

- ◆ 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
- ◆ 保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合
- ◆ 告知義務違反、重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

▶なお、医師等への事実の確認に時間を要するなどの理由で45日を経過する場合には、当社所定の遅延利息を付けてお支払いすることがあります。



▲保険金等をお支払いするための上記確認に際し、ご契約者・被保険者・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いしません。

⑤お支払内容をご確認ください。

- ・お支払内容の明細を郵送しますので、内容をご確認ください。

① 「当社に請求書類が到着した日」とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

2 指定代理請求制度について

①指定代理請求制度とはつぎのような制度です。

- ・保険金等の受取人である被保険者が保険金等を請求できなかつぎの事情があるときは、あらかじめ指定または変更した「指定代理請求人」が、保険金等の受取人にかわって保険金等を請求することができる制度です。

- ◆ 重態のため保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ◆ 当社が認める傷病名（ガン等）の告知を医師等から受けていない場合
- ◆ その他これに準じる状態であると当社が認めた場合

- ・この制度を適用するには、被保険者の同意を得て、指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定していただく必要があります。

②指定代理請求人の指定について

指定代理請求人は1名とし、つぎの範囲から指定してください。なお、指定代理請求人は保険金等の請求時においても、この範囲内であることを要します。

- ◆ 被保険者の戸籍上の配偶者
- ◆ 被保険者の直系血族
- ◆ 被保険者の兄弟姉妹
- ◆ 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

③指定代理請求の対象となる保険金等について

指定代理請求人は、つぎの請求をすることができます。

- ◆ 被保険者が受取ることとなる保険金等（被保険者とご契約者が同一でご契約者が受取ることになる給付、被保険者が受取人に指定されている給付を含みます。）
- ◆ 被保険者とご契約者が同一の場合の保険料の払込みの免除



ご注意

- ▲指定代理請求人の方が保険金等を請求される場合には、その保険金等請求の必要書類に加えて、保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類と請求時点において上記②の範囲であることが確認できる公的書類をご提出いただきます。^①
- ▲保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、保険金等の受取人がその後重複して保険金等の請求をされた場合でも、当社はこれをお支払いしません。

① 詳しくは、「必要書類一覧」(p61)をご参照ください。

3 保険金等をお支払いできない場合について

① 免責事由に該当した場合

つぎのような約款に定める免責事由（お支払事由に該当してもお支払いできない事由）に該当する場合は、保険金等をお支払いできません。

保険金等の名称	免責事由
死亡保険金	(1) 責任開始日または復活日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
高度障害保険金	保険契約者または被保険者の故意

- ▶ 「保険料の払込免除」を行わない場合についての詳細は①をご覧ください。
- ▶ 「戦争その他の変乱」によるときは、該当する被保険者数によってはお支払金額を削減する場合があります。

② 責任開始期前の傷害・疾病を原因とする場合

- ・ 責任開始期前に生じた疾病、不慮の事故等を原因とする場合には、高度障害保険金のお支払いができません。
- ・ ただし、つぎの事由に該当する場合は、疾病が責任開始期前に生じている場合でも、責任開始期以後の原因によるものとみなし、保険金等の支払対象となります。

- (1) お申込時の告知書に責任開始期前の傷病等について正確で十分な告知をしていただいた上で、ご加入された場合（事実の一部のみの告知があった場合を除きます。）
- (2) 責任開始期前に生じた疾病を原因とする場合で、責任開始期前に医師の診療や検査等の結果で異常指摘を受けたことがなく、その疾病による症状について契約者および被保険者に認識や自覚がない場合

- ▶ ご契約に、特別条件を付加してお引受けしたものについては、お引受けした内容に則ってお取扱いします。

① 詳しくは、「3-3 保険料の払込免除について」（p13）をご参照ください。

③重大事由による解除の場合

つぎのような重大事由に該当する場合は、当社のご契約を解除し、たとえ保険金等のお支払事由が生じていてもお支払いできません。

- (1) 保険金等を詐取する目的または他人に保険金等を詐取させる目的で事故（未遂を含む）を起こしたとき
- (2) この保険契約の保険金等の請求に関して詐欺行為（未遂を含む）があったとき
- (3) ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力^①に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^②を有していると認められるとき
- (4) 上記(1)(2)(3)の他、この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除され、当社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない上記(1)(2)(3)と同等の重大な事由があるとき

※ この場合、上記に定める事由が生じた後に、保険金等のお支払事由が生じていたときは、当社は保険金等をお支払いしません。（上記(3)の事由にのみ該当した場合で、複数の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金等を除いた額を、他の受取人に支払います。）すでに保険金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

④告知義務違反による解除の場合^③

告知していただいた内容が事実と相違していたため、ご契約が解除された場合、保険金等のお支払事由が生じていてもお支払いできない場合があります。

⑤詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合

■詐欺による取消し

ご契約者・被保険者・受取人の詐欺により、ご契約の締結、復活等が行われたときは、ご契約または特約は取消しとなります。

■不法取得目的による無効

ご契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的により、ご契約の締結、復活等が行われたときは、ご契約または特約は無効となります。

- ◆ 「取消し・無効」のいずれの場合も、保険金等をお支払いすることはできません。また、すでにお支払いいただいた保険料はお返ししません。
- ◆ 責任開始日または復活日からの年数は問いません。（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しや無効となることがあります。）

^① 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
^② 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。
^③ 詳しくは、「4-2 告知義務違反について」（p30）をご参照ください。

⑥ご契約が失効した場合^①

保険料払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、自動延長定期保険に変更される場合を除き、ご契約は、猶予期間満了の日の翌日から失効し、ご契約失効後に保険金等のお支払事由が生じてもお支払いできません。

⑦時効について

- ・受取人やご契約者などが保険金等または保険料の払込免除をご請求できる期間は、保険金等または保険料の払込免除をご請求できるようになったときから3年間となります。
- ・3年を超えると「時効」となり、その権利を失いますのでご注意ください。

^① 詳しくは、「6-2 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について」（p46）をご参照ください。

【保険金等をお支払いする場合・ お支払いできない場合の具体的事例】

(注) 保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。記載以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがありますのでご注意ください。

<死亡保険金>

(事例) 告知義務違反による解除

○お支払いする場合	×お支払いできない場合
ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに入社し、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」と全く因果関係のない「肺ガン」で死亡した場合は死亡保険金をお支払いします。	ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに入社し、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で死亡した場合は死亡保険金をお支払いできません。

(解説)

ご契約にご加入いただく際には、過去の傷病歴（病名、治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、現在のご職業など当社がおたずねすることについてありのままを正しくお知らせ（告知して）いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと、「告知義務違反」としてご契約は解除となります。この場合、保険金等をお支払いする事由が発生していても保険金等はお支払いできません。ただし、保険金等のお支払事由と解除の原因となった事実との間に、全く因果関係が認められない場合には、保険金等をお支払いします。

<高度障害保険金>

(事例) 所定の高度障害状態

○お支払いする場合	×お支払いできない場合
ご契約の責任開始期以後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能であり、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合は高度障害保険金をお支払いします。	ご契約の責任開始期以後に発病した「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合はお支払いできません。

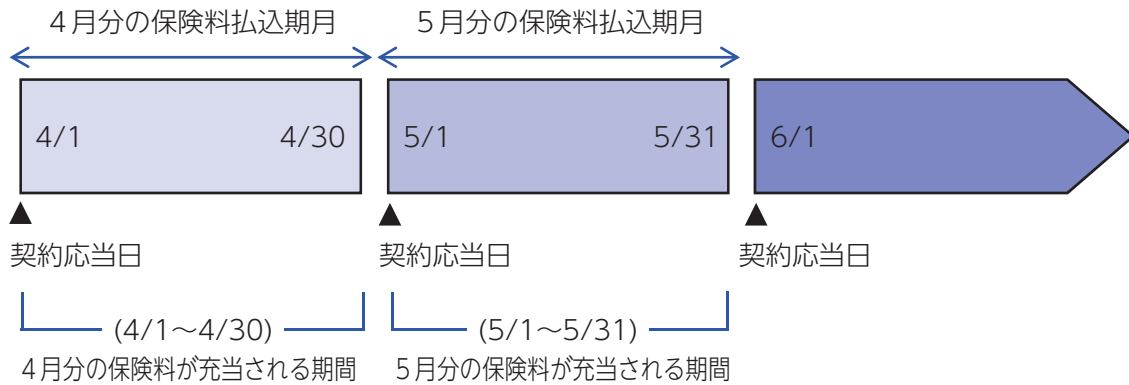
(解説)

高度障害保険金は、約款所定の高度障害状態に該当し、かつ、回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、所定の障害状態に該当しない場合または回復の見込みがある場合にはお支払いできません。なお、高度障害保険金のお支払い対象となる約款所定の障害状態は、「身体障害者福祉法」等に定める障害状態等とは異なる場合があります。詳しくは[約款別表3](#) 対象となる高度障害状態（p142）をご覧ください。

4 保険金支払等の際の保険料精算について

- ◆ 保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期中の契約応当日に払込まれるものとして計算されています。

〈例〉月払契約の場合



〈保険金等支払いや保険料払込免除のときの保険料の精算〉

- ・ 保険金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払込まれていない場合は、つぎのとおりとなります。

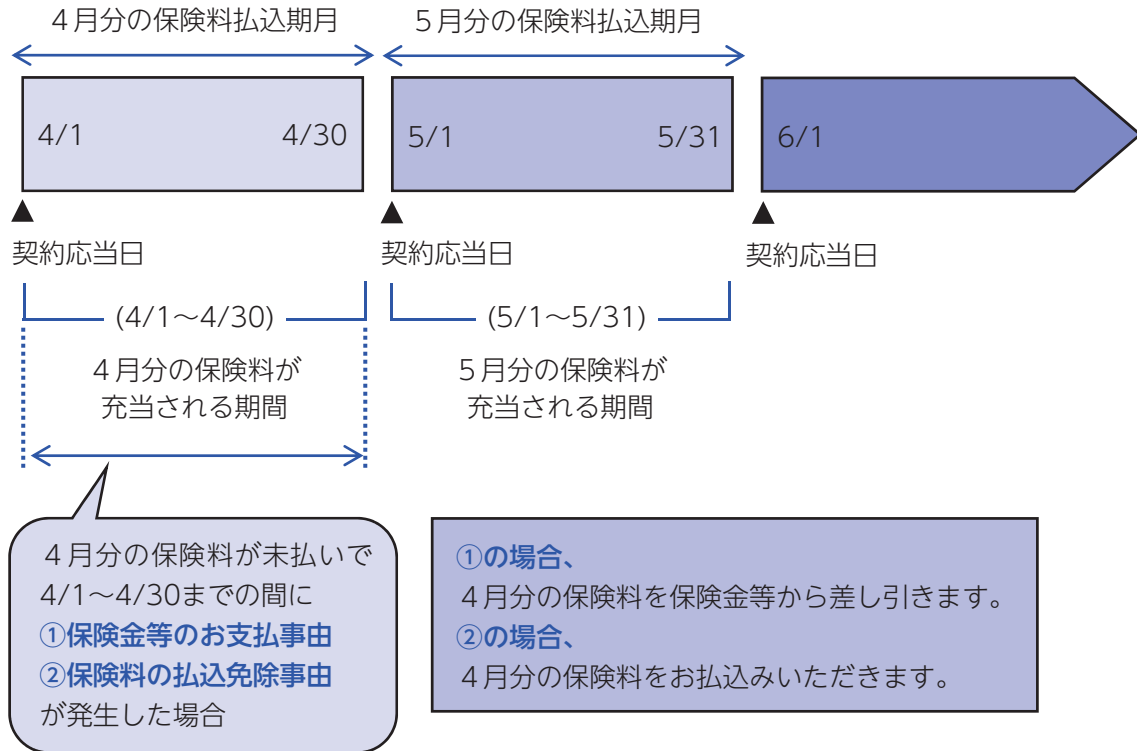
保険金等のお支払いのとき	未払込保険料を保険金等から差し引きます。
保険料払込免除のとき	未払込保険料をお払込みいただきます。

- ▶ 保険金等をお支払いする場合で、その金額が未払込保険料に不足するときは、未払込保険料全額をお払込みいただきます。

(例1)

〈月払契約の場合〉 4月分の保険料が未払いの状態、4/1から4/30までの間に保険金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生したとき

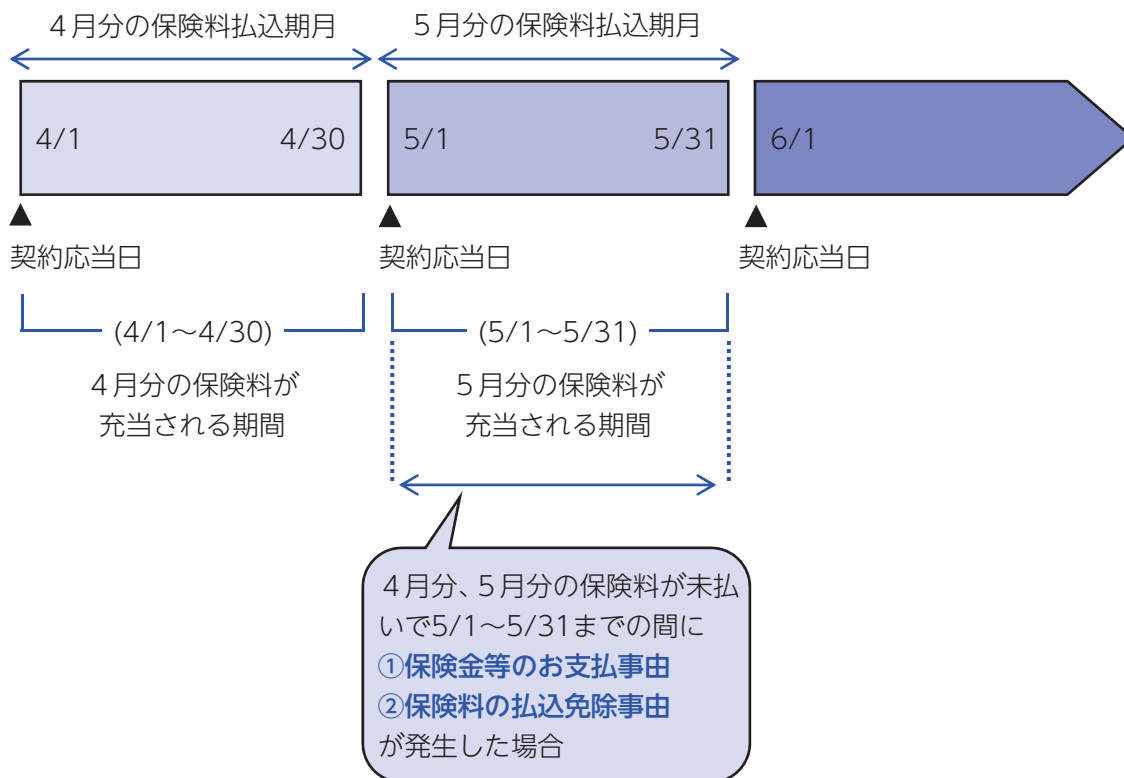
月払契約で払込期月中に保険金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、1ヶ月分の保険料を保険金等から差し引くか、お払込みいただきます。



（例2）

〈月払契約の場合〉 4月分、5月分の保険料が未払いの状態で、5/1から5/31までの間に保険金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生したとき

月払契約で払込猶予期間中の契約応当日以降に保険金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、2ヶ月分の保険料を保険金等から差し引くか、お払込みいただきます。



- ①の場合、
4月分、5月分の保険料を保険金等から差し引きます。
- ②の場合、
4月分、5月分の保険料をお払込みいただきます。

6

保険料について

1 保険料の払込方法について

① 保険料の払込方法（経路）・責任開始期・契約日について

保険料の払込方法（経路）には、つぎの方法があります。

払込方法（経路）	内 容
口座振替 （口座振替特約を付加）	<p>金融機関の口座振替によりお払込みいただく方法です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社が提携している金融機関等のご契約者の口座から所定の振替日に自動的に当社の口座に振替えられます。 ・第1回保険料から口座振替を行う際には、事前に「保険契約引受承諾および第1回保険料口座振替のご案内」によりご通知いたします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>保険料の口座振替が不能となった場合には、その旨をご通知し、翌月の振替日に再度口座振替を行います。（月払契約は、2ヶ月分の保険料の振替を行います。翌月に2ヶ月分の保険料の振替が不能だった場合には、翌々月に3ヶ月分の保険料の振替を行います。）</p> </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・責任開始期(日) ……第1回保険料の振替日 ・契約日 ……………第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日
クレジットカード支払 （クレジットカード支払特約を付加）	<p>クレジットカードをご利用いただき、保険料を決済する方法です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード決済を行う際には、決済日の前に、ご指定されたカード会社の「ご利用明細」により、その旨をご通知いたします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>クレジットカードの解約等により、クレジットカードの決済ができなかった場合には、別のクレジットカードでお払込みいただくか、口座振替扱いによる方法に変更していただきます。</p> </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・責任開始期(日) ……クレジットカードの有効性確認日 ・契約日 ……………クレジットカードの有効性確認日の属する月の翌月1日

▶ 口座振替またはクレジットカードによりお払込みいただいた保険料について、当社は保険料領収証を発行しません。

▶ ①の表は、口座振替またはクレジットカードにて第1回保険料をお払込みいただく場合です。

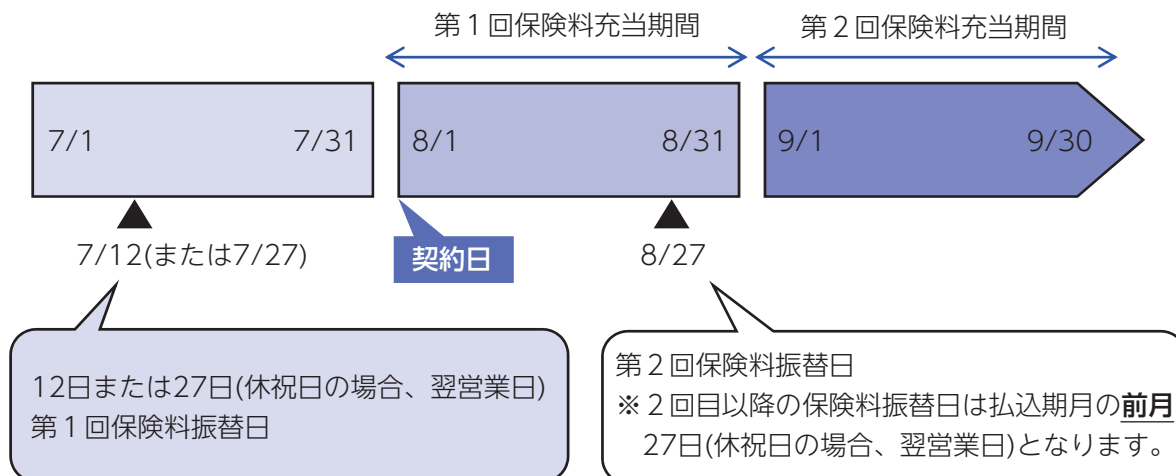
<お願い>

つぎの場合には、**カスタマーケアセンター①**までご連絡ください。

- ◆ 万一、口座振替が不能となった場合やクレジットカード決済ができなかった場合
- ◆ 払込方法（経路）の変更をご希望される場合・・・など

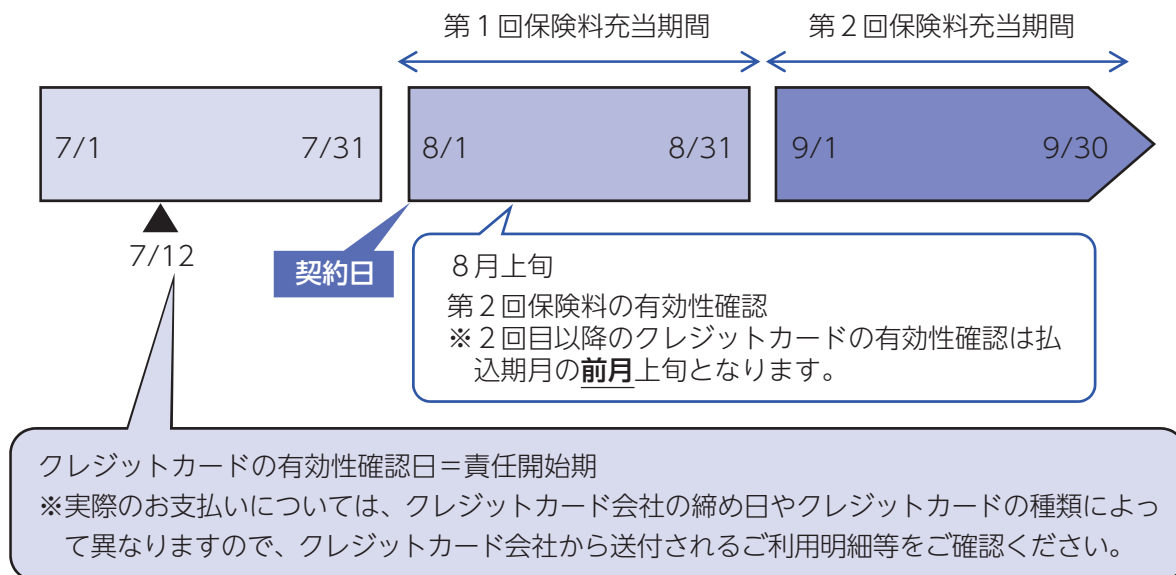
<口座振替>

(例) 月払契約の場合（第1回保険料分から口座振替を行う場合）



<クレジットカード支払>

(例) 月払契約の場合（一般的なスケジュール）



▶ 保険料のお払込みに関しご不明な点等がございましたら、**カスタマーケアセンター①**までお問合せ
ください。

① 「カスタマーケアセンター」については、「お問合せおよび苦情・相談窓口」(p74) をご参照ください。

②保険料のお払込方法（回数）について

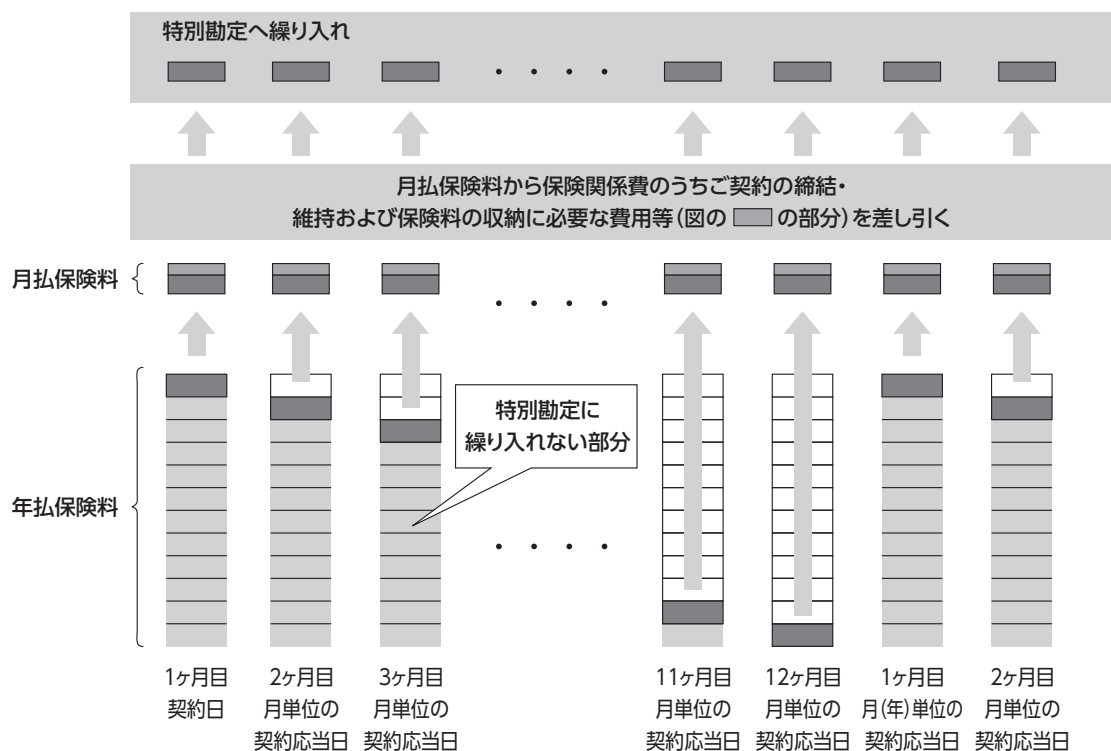
保険料のお払込方法（回数）には、つぎの方法があります。

払込方法（回数）	内 容
月 払	毎月1回お払込みいただく方法です。
年 払 ^①	毎年1回お払込みいただく方法です。

〈年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱いに関する特則〉

- ・この特則は、年払により保険料をお払込みいただく場合に適用します。（以下、年払でお払込みいただく保険料を「年払保険料」といいます。）
- ・年払保険料は、月払保険料に当社所定の係数を乗じた金額とします。
- ・年払保険料は分割し、月払保険料として、毎月特別勘定に繰り入れます。
※特別勘定に繰り入れる際に、月払保険料から保険関係費のうちご契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用等を控除します。

【イメージ図】



① 年払の場合には、「年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱いに関する特則」を適用します。

2 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について

① 保険料の払込猶予期間について

保険料は、「保険証券」記載の払込期月内にお払込みください。
なお、払込期月内にお払込みができない場合でも、以下の払込猶予期間があります。

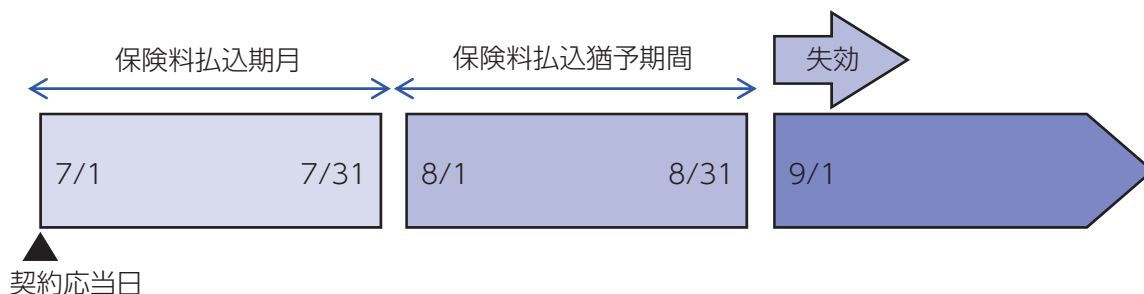
払込方法（回数）	払込猶予期間
月払・年払	払込期月の翌月初日から末日までです。

② ご契約の失効について

上記の払込猶予期間がありますが、お払込みが遅れますとご契約の効力が失われます。この場合、保険金等のお支払いはできなくなりますのでご注意ください。

※自動延長定期保険へ変更される場合を除きます。

〈例〉



7 ご契約後について

1 ご契約の復活について

◆ 万一、ご契約が効力を失った場合でも所定のお手続きにより、ご契約を復活させることができます。

- ・保険料のお払込みがないままご契約が効力を失った場合でも、失効してから3ヶ月以内であれば、当社の定める手続きをとっていただいたうえで、ご契約を復活することができます。
- ・この場合、あらためて告知をしていただきます。①
- ・ご契約を復活する際の保険金額は未払込保険料が払込まれたものとして計算した保険金額とします。
- ・健康状態等によっては、ご契約の復活をお取扱いできない場合があります。

2 保険料のお払込みが困難になった場合について

- ・保険料のお払込みが困難になった場合でも、ご契約を継続することができます。

①自動延長定期保険への変更

保険料のお払込みがないまま、猶予期間を経過した場合でも、ご契約に所定の解約払戻金があるときは、自動的に死亡保険金額および高度障害保険金額を同額かつ定額とする自動延長定期保険に変更します。

- ・自動延長定期保険への変更は、猶予期間満了日の翌日から効力を生じるものとし、この日を「変更日」とします。
- ・変更後の保険金額は、猶予期間満了時の基本保険金額と同額とします。
- ・変更後の保険期間は、猶予期間満了時の解約払戻金にもとづき、変更日における当社の定める方法で計算します。
- ・変更後の保険期間がもとのご契約の保険期間満了の日をこえるときは、これをその満了の日までとし、自動延長定期保険と保険期間を同じくする定額の生存保険を付加します。この場合、被保険者が保険期間満了時に生存していたときは、生存保険金を満期保険金受取人に支払います。
- ・ご契約者は、将来に向かってこの自動延長定期保険を解約することができます。この場合の解約払戻金は、そのご契約の経過年月数より、当社の定める方法によって計算した解約払戻金とします。
- ・自動延長定期保険に変更されたときは、ご契約者に通知します。
- ・変更日から3ヶ月以内かつ自動延長定期保険の保険期間内にご契約者からつぎのお申出があったときは、変更を行わなかったものとします。

①未払込保険料のお支払い

②ご契約の解約②

① 詳しくは、「4-1 告知義務について」(p29)をご参照ください。

② 猶予期間満了時にそのご請求があったものとしてお取扱いします。



ご注意

- ▲自動延長定期保険に変更しないお申出を行うことはできません。
- ▲保険料払込年月数^①が10年未満の場合に自動延長定期保険へ変更されるときは、解約控除額が差し引かれます。
- ▲変更後の保険期間が1ヶ月未満となる場合には、自動延長定期保険へ変更はできません。
- ▲3大疾病保険料払込免除特約（変額保険用）が付加されたご契約が、自動延長定期保険に変更されたときには、特約は消滅します。
- ▲自動延長定期保険に変更されたときには、リビング・ニーズ特約は消滅します。
- ▲変更後に年金移行特約の付加はできません。
- ▲自動延長定期保険に変更されたときは、特別勘定による運用はいたしません。

②変額払済保険への変更

契約日から保険料払込年月数^①が10年経過以後、将来の保険料のお払込みを中止して、保険料払込済の変額払済保険に変更することができます。

- ・変額払済保険への変更は、必要書類を当社が受け付けた日の翌日から効力を生じるものとし、この日を「変更日」とします。
- ・保険期間はもとのご契約の保険期間満了の日までとします。
- ・基本保険金額は、変更日前日の解約払戻金にもとづき計算します。
- ・変額払済保険への変更後も特別勘定で運用します。
- ・変更後の基本保険金額が、変更前の基本保険金額をこえるときは、変更前の基本保険金額と同額とし、変更時の解約払戻金全額を積立金として継続して特別勘定で運用します。
- ・被保険者が変額払済保険への変更日以後、その変更日の属する月の末日までの間につきの事由に該当したときは、変額払済保険への変更請求がなかったものとして取扱います。ただし、変更日が月単位の契約応当日の場合を除きます。
 - ①被保険者が死亡したとき
 - ②被保険者が支払事由に該当したことにより、高度障害保険金が支払われるとき
 - ③被保険者が免除事由に該当したことにより、保険料の払込が免除される時



ご注意

- ▲変更後の基本保険金額が当社の定める基本保険金額に満たないときは、変額払済保険への変更はできません。
- ▲変更後の保険期間が1年未満となる場合、変額払済保険への変更はできません。
- ▲3大疾病保険料払込免除特約（変額保険用）が付加されたご契約が、変額払済保険に変更されたときには、特約は消滅します。
- ▲特別条件が付されている場合、変額払済保険への変更はできません。

^① 年払契約の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数となります。

③基本保険金額の減額

基本保険金額を当社所定の範囲内で減額し、保険料の負担を軽くすることができます。

- ・基本保険金額の減額は、必要書類を当社が受け付けた日から効力を生じるものとし、この日を「減額日」とします。
- ・基本保険金額を減額する場合には、同じ割合で積立金額も減額されたものとしします。
- ・基本保険金額の減額を行ったとき、減額分に対応する解約払戻金がある場合は、ご契約者にお支払います。
- ・解約払戻金額は、減額日における減額された部分に対応する積立金額となります。



ご注意

▲減額日における保険料払込年月数^①が10年未満の場合に、積立金額から解約控除額が差し引かれます。

▲減額後の基本保険金額が、当社の定める金額を下回る場合は取扱いません。

3 保険金等の増額のお取扱いについて

- ・この保険の主契約および付加される特約の保険金等の増額については取扱いません。

^① 年払契約の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数となります。

4 ご契約の解約について^①

- ◆ ご契約を途中でおやめになると、多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。

- ・ 生命保険では、お払込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、一部は年々の給付金等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費（募集、証券作成、維持管理などの経費）にそれぞれあてられます。
- ・ したがって、解約払戻金は、多くの場合払込保険料の合計額より少ない金額です。
- ・ 特に、ご契約後短期間で解約された場合には、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ・ 解約払戻金の額は、契約年齢、性別、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。詳しくは、保険証券をご確認ください。



ご注意

- ▲解約払戻金額は、特別勘定の運用実績にもとづいて毎日変動（増減）するため、運用実績によっては、**払込保険料総額を下回る場合があります。（解約払戻金額に最低保証はありません。）**
- ▲解約払戻金額は、当社が解約の請求を受付した日（解約日）における、積立金額となります。
- ▲解約日における保険料払込年月数^②が10年未満の場合、積立金額から解約控除額が差し引かれます。
- ▲解約控除額は、基本保険金額に対し、保険料払込年月数^②により計算した額となります。
- ▲解約控除額は保険料払込年月数^②、契約年齢、保険期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。
- ▲解約払戻金のお支払いがこの保険の資産の運用におよぼす影響が大きいと当社が認めたときは、最長6ヶ月の範囲内で、解約払戻金のお支払いを延期することがあります。
- ▲3大疾病保険料払込免除特約（変額保険用）には解約払戻金はありません。

^① 年払契約については、「7-5 年払契約の解約・消滅時のお取扱いについて」（p51）をご参照ください。

^② 年払契約の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数となります。

5 年払契約の解約・消滅時のお取扱いについて①

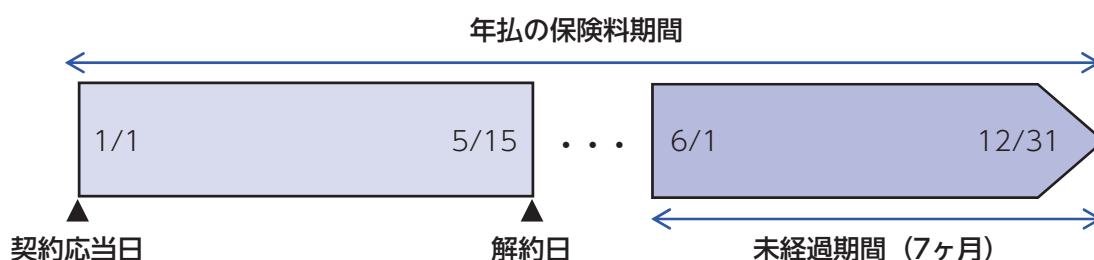
- ◆ 保険料の払込方法（回数）が年払のご契約について、保険料をお払込みいただいた後に、解約・消滅等②した場合には、未経過となっている期間に対応する保険料相当額を返還します。

<お支払いする額の計算>

返還となる保険料相当額は、解約・消滅等となった日の翌日以後既に払込まれた保険料期間の末日までの未経過期間を月単位（月末満の端数切り捨て）で計算します。

<例> 契約応当日が1月1日の年払契約を5月15日で解約した場合

5月15日に解約した場合、5月16日から5月末日までの1ヶ月未満の端数は切り捨てられるため、6月1日から12月31日（保険料期間の末日）までの7ヶ月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



▶ 払込方法（回数）が月払については、上記のお取扱いはありません。

6 ご契約者以外の者による解約の効力について

① 差押債権者・破産管財人等による解約について

ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1ヶ月を経過した日に効力を生じます。

② 保険金等の受取人によるご契約の存続について

- ・ 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、つぎのすべてを満たす保険金等の受取人のご契約を存続させることができます。

- ① ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ② ご契約者でないこと

- ・ 保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1ヶ月を経過する日までの間に、つぎのすべての手続きを行う必要があります。

① 年払の場合には、「年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱いに関する特則」を適用します。
② 解約・消滅等には、ご契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。

- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

7 受取人の変更について

①保険金の受取人の変更について

- ・ご契約者は保険金のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、保険金の受取人を変更することができます。
- ・保険金の受取人を変更される場合には、すみやかに**カスタマーケアセンター①**へご連絡ください。

②遺言による保険金の受取人の変更について

- ・ご契約者は保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。
- ・保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。



ご注意

- ▲高度障害保険金は、ご契約者が法人の場合を除き、主契約の被保険者以外のものに変更することはできません。
- ▲当社が通知を受ける前に変更前の保険金の受取人に保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、当社は保険金をお支払いしません。

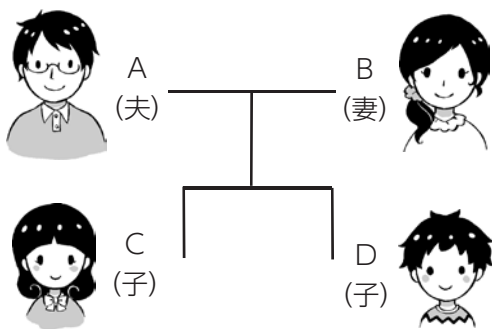
①「カスタマーケアセンター」については、「お問合せおよび苦情・相談窓口」（p74）をご参照ください。

8 死亡保険金受取人が死亡された場合について

◆ 死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに**カスタマーケアセンター①**へご連絡ください。

- ・新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- ・死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
- ・死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、その受取割合は法定相続分に応じます。

〔 ご契約者・被保険者 Aさん
死亡保険金受取人 Bさん 〕



Bさん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん（ご契約者、被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は法定相続分に応じます。

○法定相続分

法定相続人の相続順位により、民法で定められた相続分をいいます。

相続の順位と相続分

第1順位		第2順位		第3順位	
法定相続人	法定相続分	法定相続人	法定相続分	法定相続人	法定相続分
配偶者	1/2	配偶者	2/3	配偶者	3/4
子(孫)	1/2	親(祖父母)	1/3	兄弟姉妹	1/4

子供、両親、兄弟姉妹の相続分は、人数により均等に配分します。

- ①配偶者は常に相続人になります。
- ②子供のある場合、配偶者と子供が相続人になります。
- ③子供や孫がない場合、配偶者と父母が相続人になります。
- ④子供、孫、父母、祖父母のいずれもいない場合、配偶者と兄弟姉妹が相続人になります。

▶相続人となるべき子や兄弟姉妹がすでに死亡している場合、その子供（すなわち孫や甥・姪）が本人に代わって相続（代襲相続）しますので、当該代襲相続人が、法定相続人となります。

①「カスタマーケアセンター」については、「お問合せおよび苦情・相談窓口」（p.74）をご参照ください。

9 ご契約者への情報提供について

ご契約内容や特別勘定資産の運用状況などにつきましては、つぎの方法によりご確認できます。

【郵送による情報提供】

ご契約内容のお知らせ	ご契約内容などについてお知らせします。(年1回) 郵送に代えて、SMS(ショートメッセージ)でお送りする場合があります。
変額保険(有期型) 決算のお知らせ	特別勘定における各勘定の運用経過、資産の内訳、運用収支など、1事業年度における特別勘定の詳細をお知らせします。(年1回)

【チューリッヒ生命ホームページによる情報提供】

特別勘定運用報告書	特別勘定における各勘定の運用実績・資産の内訳、主な投資対象(投資信託)の資産内容などを掲載しています。(月1回)
変額保険(有期型) 決算のお知らせ	特別勘定における各勘定の運用経過、資産の内訳、運用収支など、1事業年度における特別勘定の詳細を掲載しています。(年1回)
ディスクロージャー	当社の概況、業務内容、財産状況、業務の状況を示す指標、保険会社の運営、特別勘定の状況など、当社の決算報告を掲載しています。
ユニットプライス	特別勘定のユニットプライスを掲載しています。(毎日更新)

【マイページによる情報提供】

ご契約内容の確認	マイページからご契約内容や積立金の現状などについてご確認できます。
----------	-----------------------------------

10 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱いについて

戦争その他の変乱などの突発的な異常事態により特別勘定資産の正常な評価ができなくなった場合には、正常な評価ができなくなった日（以下、「取引停止日」といいます。）から正常な評価ができることとなった日（以下、「取引再開日」といいます。）の前日までの期間（以下、「取引停止期間」といいます。）中、その正常な評価ができない特別勘定資産を含む特別勘定グループによって運用されている保険契約については、以下のとおりお取扱いします。また、その場合、当社ホームページに掲載するとともに、所定の方法によりご契約者に通知します。

特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱い

対象となるお手続き	特別取扱いの内容
第1回の保険料	第1回保険料の繰入日が取引停止期間中である場合には、ご契約のお申込みはなかったものとしてお取扱いします。
第2回以後の保険料	第2回以後の保険料の繰入日が取引停止期間中である場合には、取引再開日まで正常な評価ができない特別勘定資産を含む特別勘定グループへの繰り入れを行わないものとします。この場合、取引停止期間中に払込まれた保険料は、各払込期月に払込まれたものとして取引再開日に特別勘定に繰り入れます。
特別勘定の廃止、統合または新設	特別勘定の廃止、統合または新設の効力が生じる日が取引停止期間中である場合には、その効力は生じなかったものとしてお取扱いします。
特別勘定の繰入割合の指定または変更	各特別勘定への繰入割合の指定、変更の効力が生じる日が取引停止期間中である場合には、その効力は生じなかったものとしてお取扱いします。
積立金	取引停止期間中の積立金額は、取引停止日前日末の積立金額を基準として当社の定める方法で計算した金額とします。
積立金の移転	積立金の移転の効力が生じる日が取引停止期間中である場合には、その積立金の移転を中止し、その積立金の移転の請求はなかったものとしてお取扱いします。
保険契約の解約	①保険契約の解約についての必要書類を当社が受け付けた日が取引停止期間中の場合には、取引再開日を解約日としてお取扱いします。ただし、取引停止期間中にご契約者から解約の中止のお申出があった場合には、解約の請求がなかったものとしてお取扱いします。 ②猶予期間満了日が取引停止期間中の場合には、失効などによりお支払いする解約払戻金について、取引再開日の解約払戻金をお支払いします。

対象となる手続き	特別取扱の内容
基本保険金額の減額	基本保険金額の減額の必要書類を会社が受け付けた日が取引停止期間中である場合には、取引再開日を減額の効力が生じた日としてお取扱いします。ただし、取引停止期間中にご契約者から基本保険金額の減額のお申出があった場合には、基本保険金額の減額のご請求がなかったものとしてお取扱いします。
変額払済保険への変更	変額払済保険への変更の必要書類を受け付けた日が取引停止期間中である場合には、変額払済保険への変更のご請求がなかったものとしてお取扱いします。
保険金等のお支払い	取引停止期間中に保険金等のお支払事由が生じた場合には、つぎのとおりお取扱いします。 ①保険金額の計算は、正常な評価ができなくなった日の前日の積立金額を用います。 ②①の計算後に、正常な評価ができるようになった際、正常な評価ができるようになった日の積立金額が①の積立金額を上回る場合には、正常な評価ができるようになった日の積立金額を用いて計算します。
その他の事項	その他、ご契約内容の変更にあつては、必要書類を当社が受け付けた場合または効力が生じた日にあつては、そのご請求がなかったものとしてお取扱いします。

※取引を中止もしくは延期した場合および特別勘定資産の正常な評価ができるようになった場合には、当社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

11 税法上のお取り扱いについて

①生命保険料控除について（2025年1月現在）

- ◆ 払込保険料の一定額がその年の所得から控除されるため所得税と住民税が軽減されます。

対象契約	納税する方が保険料を払込み、保険金受取人がご自身、配偶者、またはその他の親族である契約
対象保険料	1月から12月までにお払込みいただいた保険料総額

- ・生命保険料控除の適用を受ける場合は申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」をお送りします。「生命保険料控除証明書」は、年末調整や確定申告のときまで大切に保管してください。

■生命保険料控除の種類

生命保険料控除の対象となる主契約と特約のそれぞれの保険料について、以下のとおり「一般生命保険料」・「介護医療保険料」・「個人年金保険料」の3つに分類されます。

一般生命保険料	生存または死亡に基因して支払う一定額の保険金、その他給付金に係る保険料
介護医療保険料	入院・通院等にとまなう給付部分に係る保険料
個人年金保険料	個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料 ※当社の保険商品に該当はありません。

- ▶ 身体の傷害のみに基因して保険金・給付金が支払われるものに係る保険料は、生命保険料控除の対象外となります。(例：災害割増特約・傷害特約等)

■生命保険料控除額

一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料それぞれについて、控除額が所得から控除されます。

<所得税>

年間正味払込保険料	所得からの控除額
20,000円以下	年間正味払込保険料の全額
20,000円超 40,000円以下	年間正味払込保険料×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	年間正味払込保険料×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

- ▶ 各保険料控除の合計適用限度額は合計120,000円となります。

<個人住民税>

年間正味払込保険料	所得からの控除額
12,000円以下	年間正味払込保険料の全額
12,000円超 32,000円以下	年間正味払込保険料×1/2+6,000円
32,000円超 56,000円以下	年間正味払込保険料×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

▶各保険料控除の合計適用限度額は合計70,000円となります。

②保険金・給付金等の税法上のお取扱いについて（2025年1月現在）

- ◆ 保険金・給付金にかかる税金は、保険金・給付金の種類やご契約者、被保険者、保険金受取人の関係によって異なります。










(1) 高度障害保険金、リビング・ニーズ特約により支払われる保険金について

受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、全額非課税となります。





(2) 死亡保険金、満期保険金について

ご契約者、被保険者、保険金受取人の関係により、税金の種類、金額が変わります。よくお確かめのうえ保険金受取人をご指定ください。

- ・死亡保険金をお受取りになる場合

契約内容	ご契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	夫 	夫 	妻 	相続税
受取人が契約者自身の場合	夫 	妻 	夫 	所得税 (一時所得) + 住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫 	妻 	子 	贈与税

- ・満期保険金をお受取りになる場合

契約内容	ご契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と受取人が同一人の場合	夫 	—	夫 	所得税 (一時所得) + 住民税
契約者と受取人が異なる場合	夫 	—	妻または子 	贈与税

(3) 解約払戻金について

解約払戻金額が必要経費（払込保険料総額）を上回り、差益が発生した場合は、所得税（一時所得）と住民税の対象となります。

- ▶ 今後、税務の取扱い等が変わる場合もございますので、記載の内容等は将来にわたって保証されるものではありません。実際に課税される金額は、お客さまの他の相続財産や所得の金額等により異なりますので、ご自身で所轄の税務署等にご確認ください。

12 管轄裁判所について

保険金等の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地または受取人の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

13 被保険者によるご契約者への解約の請求について

- ・被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。
- ・この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①ご契約者または保険金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②保険金等の受取人がこのご契約に基づく保険金等の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③上記①②のほか、被保険者のご契約者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

〈上記④の例〉

ご契約者・死亡保険金受取人 Aさん（夫）
被保険者 Bさん（妻）

- ・ご契約締結後にAさんとBさんが離婚したことにより、夫が妻の死亡保険金を受取る理由がなくなったため、BさんはAさんにご契約の解約を求めることができます。

8

チューリッヒ生命からのお願い

1 受取人・住所などの変更にもなう諸手続きについて

つぎの場合には、すみやかに**カスタマーケアセンター**^①までご連絡ください。

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">ご登録内容の変更</div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 住所・電話番号の変更 ■ ご契約者の変更 ■ 給付金等の受取人の変更 ■ 指定代理請求人の指定・変更 ■ 改姓・改名 ■ 保険料振替口座の変更 ■ 保険料払込方法の変更 ■ クレジットカードの変更 <p style="text-align: right;">など</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">紛失のご連絡・再発行手続き</div> <ul style="list-style-type: none"> ■ お届出印の紛失・変更 ■ 保険証券の紛失・再発行 ■ 生命保険料控除証明書の再発行 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">その他</div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 海外に長期滞在される時 <p style="text-align: right;">など</p>
---	--

その他ご契約についてのお問合せやご相談についても、お気軽に当社（カスタマーケアセンター）までお申出ください。

【必要書類一覧】

①ご請求に必要な書類

- ・ 保険金等のお支払事由が生じた場合には、受取人の方は、下記の必要書類をすみやかに当社までご提出ください。
- ・ なお、必要書類のご用意は、お客さまのご負担でお願いしておりますので、ご了承ください。

項目	必要書類
1. 死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) その被保険者の住民票（その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本） (4) 保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券

① 「カスタマーケアセンター」については、「お問合せおよび苦情・相談窓口」（p.74）をご参照ください。

項目	必要書類
2. 高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) その被保険者の住民票（その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本） (4) 保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
3. 満期保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 満期保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
4. 年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（年金支払特約（Z02）による請求の場合を除きます。） (3) 年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 年金証書（年金支払特約（Z02）による請求の場合を除き、第1回の年金支払の場合には保険証券）
5. 年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（年金支払特約（Z02）による請求の場合を除きます。） (3) 年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 年金証書（年金支払特約（Z02）による請求の場合を除き、第1回の年金支払の場合には保険証券）
6. リビング・ニーズ保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) その被保険者の住民票（その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本） (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券

ご契約の
しおり

6

保険料について

7

ご契約後について

8

チューリッヒ生命
からのお願

9

その他生命保険に
関するお知らせ

項目	必要書類
7. 指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) その被保険者（年金支払特約（Z02）の年金受取人の指定代理請求人による請求の場合は年金受取人）および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (4) その被保険者（年金支払特約（Z02）の年金受取人の指定代理請求人による請求の場合は年金受取人）または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 給付金等の受取人が給付金を請求できない特別の事情の存在を証明する書類 (6) ご請求される給付金等の請求のための必要書類
8. 保険料の払込の免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による場合に限ります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券

②その他の請求書類

項目	必要書類
9. 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険証券
10. 保険料払込方法（回数）の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
11. 保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
12. 保険金等の受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
13. 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

項目	必要書類
14. 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書（指定代理請求特約について、年金支払特約（Z02）の年金受取人による請求の場合は、年金受取人の印鑑証明書） (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券（指定代理請求特約について、年金支払特約（Z02）の年金受取人による請求の場合は、年金証書）
15. 変額払済保険への変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
16. 指定代理請求人の変更指定	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書（年金支払特約（Z02）の年金受取人による請求の場合は、年金受取人の印鑑証明書） (3) 保険証券（年金支払特約（Z02）の年金受取人による請求の場合は、年金証書）
17. 遺言による保険金受取人の変更	(1) 法律上有効な遺言の写し (2) 会社所定の請求書 (3) 保険契約者の法定相続人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 保険証券
18. 繰入割合の指定または変更 積立金の移転	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書
19. 年金受取人の承継	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
20. 年金支払期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書（年金支払特約（Z02）の年金受取人による請求の場合は、年金受取人の印鑑証明書） (3) 保険証券（年金支払特約（Z02）の年金受取人による請求の場合は、年金証書）

③ご請求時の注意事項

- ・上記以外の請求については、**カスタマーケアセンター①**までお申出ください。

① 「カスタマーケアセンター」については、「お問合せおよび苦情・相談窓口」（p.74）をご参照ください。

- ・「被保険者の住民票」は、被保険者と保険金等の受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。
- ・会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。また会社が必要と認めるときは、事実の確認を行い、1.2.6.8.9.の請求については、会社の指定した医師に診断を行わせることがあります。
- ・同時に複数の保険金等を請求される場合、重複して必要となる書類については、一通の提出で足りるものとします。
- ・保険金等のお支払いに際し、事実の確認をさせていただく場合があります。その確認に際して、正当な理由なくご回答または同意をいただけない場合、その確認が終わるまで保険金等をお支払いできません。

1 個人情報のお取扱いについて

<個人情報保護方針（プライバシーポリシー）>

当社では、個人情報の保護取扱いに関する「個人情報保護方針」を策定し、これに則して業務を行っています。「個人情報保護方針」の内容については、当社ホームページ（<https://www.zurichlife.co.jp/privacy>）でご確認ください。

<個人情報の取得>

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。具体的には、インターネットやコールセンターによる資料請求受付、お申込み、アンケートや、お客様にご記入・ご提出いただく保険契約申込書、保険金請求書等により取得します。また、お客様からのお問合せ内容等の確認、電話対応の品質向上等のために、お客様との通話内容を録音させていただいております。

<利用目的>

お客様の個人情報は、以下に掲げる目的で業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①当社の保険の募集、資料請求受付、中途付加、お引受け、更新および保険金・給付金（以下、「保険金等」）のお支払い

※お引受けには、審査の結果、保険の引受けに至らなかった場合も含まれます。

- ②当社の保険契約の保安全管理およびこれに関連・付随する業務

- ③当社およびグループ会社の商品やサービスのご紹介、ご提供

※グループ会社については「個人データの提供」をご覧ください。

- ④アンケートの実施や市場調査および保険商品・サービスの開発・研究

- ⑤再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

- ⑥他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務の適切な遂行

- ⑦キャンペーン等に付随する景品発送

- ⑧その他保険に関連・付随する業務（※1・※2）

※1 お客様のウェブサイトの閲覧履歴や加入履歴の情報等を分析して、お客様へ最適な情報提供、広告配信等をすることを含みます。

※2 当社以外の第三者から取得したお客様の閲覧履歴等の情報を当社が既に有しているお客様の個人情報と紐づけて利用する場合があります。この場合にはお客様からあらかじめ同意を取得するとともに、上記に掲げる利用目的の範囲内において利用いたします。

番号法で定める個人番号を含む特定個人情報は、以下の事務実施に必要な範囲にのみ利用し、ご本人の同意があっても、それ以外の目的には利用しません。

- ①保険取引に関する支払調書作成事務

- ②その他所得税法に基づく報酬・料金等に関する支払調書作成事務

- ③社員および社員の配偶者・親族等に関する社会保険等関係事務および源泉徴収票作成事務

<お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報のお取扱いについて>

お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報は、ご本人の同意なしに取得せず、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。また、当該情報は、保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲内で、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金等の支払い、保険商品の開発等の目的のために取得・利用いたします。

<個人データの提供>

当社では、次の場合を除き、お客様の情報を第三者に提供することはありません。

①お客様が同意されている場合

(例) 再保険についてはあらかじめお客様の同意を得て、再保険会社に提供いたします。

②法令に基づく場合のほか、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」によりお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を第三者に提供することが認められている場合

③業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合

<募集代理店に関して>

当社では、募集代理店による保険募集を行っています。その場合には、上記の利用目的のためにお客様の個人情報を当社と生命保険募集代理店委託契約を締結している以下の募集代理店に対して提供することがあります。

- ・ご契約の全部または一部を担当させていただいている代理店
- ・お客様から個人情報の提供についてご了解をいただいている代理店
- ・その他上記の利用目的を達成するために必要な範囲にある代理店

④個人情報保護法に基づき当社グループ会社との間で共同利用する場合

当社およびグループ会社は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、グループ会社間で、以下のとおり、個人データを共同利用することがあります。

・共同利用する個人データの項目

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、生年月日、性別、保険の種類、契約日、契約の状態

・共同利用するグループ会社の範囲

チューリッヒ・インシュアランス・グループの損害保険会社であるチューリッヒ保険会社(チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド)

・共同利用における管理責任者

当該個人データの取得元であるグループ会社の住所、代表者などは、グループ会社の公式ウェブサイトをご確認ください。

⑤個人情報保護法に基づき生命保険会社間等で共同利用する場合

当社は、保険契約のお引受けの判断、保険金等のお支払いの判断、保険契約の解除もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を共同して利用しております。

<「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について>

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
- 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
- なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
- 各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
- また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、**カスタマーケアセンター**^①にお問い合わせください。
 - ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
 - オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

① 「カスタマーケアセンター」については、「お問合せおよび苦情・相談窓口」（p.74）をご参照ください。

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

・その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

- ▶ 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。
- ▶ 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.zurichlife.co.jp/privacy/about>) をご確認ください。

<「支払査定時照会制度」について>

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記

載の情報を共同して利用しております。

- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、[カスタマーケアセンター](#)^①にお問い合わせください。
 - ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
 - オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
 - (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします）
 - (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
- ・上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

▶ 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生

① 「カスタマーケアセンター」については、「お問合せおよび苦情・相談窓口」（p.74）をご参照ください。

- 命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。
- ▶ 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.zurichlife.co.jp/privacy/about>) をご確認ください。

<ご相談・ご照会窓口>

当社では、お客様からの個人情報のお取扱いに関する苦情やご相談を「お客様相談部」にてお受けしております。

お客様相談部  0120-860-129
(受付時間) 平日 (月～金曜日) 午前9時～午後5時 (※土日祝日を除く)

<認定個人情報保護団体について>

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所
〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
<https://www.seiho.or.jp/contact/>

2 取引時の確認について

- 当社では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」にもとづき、ご契約の際などに本人特定事項（ご契約者の氏名、住所、生年月日など）、取引を行う目的、職業および事業の内容などの確認（取引時確認）を行っております。これは、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
- なお、本人特定事項などに変更が生じた場合には、**カスタマーケアセンター**^①までご連絡ください。

3 「生命保険契約者保護機構」について

■当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

① 「カスタマーケアセンター」については、「お問合せおよび苦情・相談窓口」（p.74）をご参照ください。

○保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。

○なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^①を超えていた契約を指します^②。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90% - {(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2}

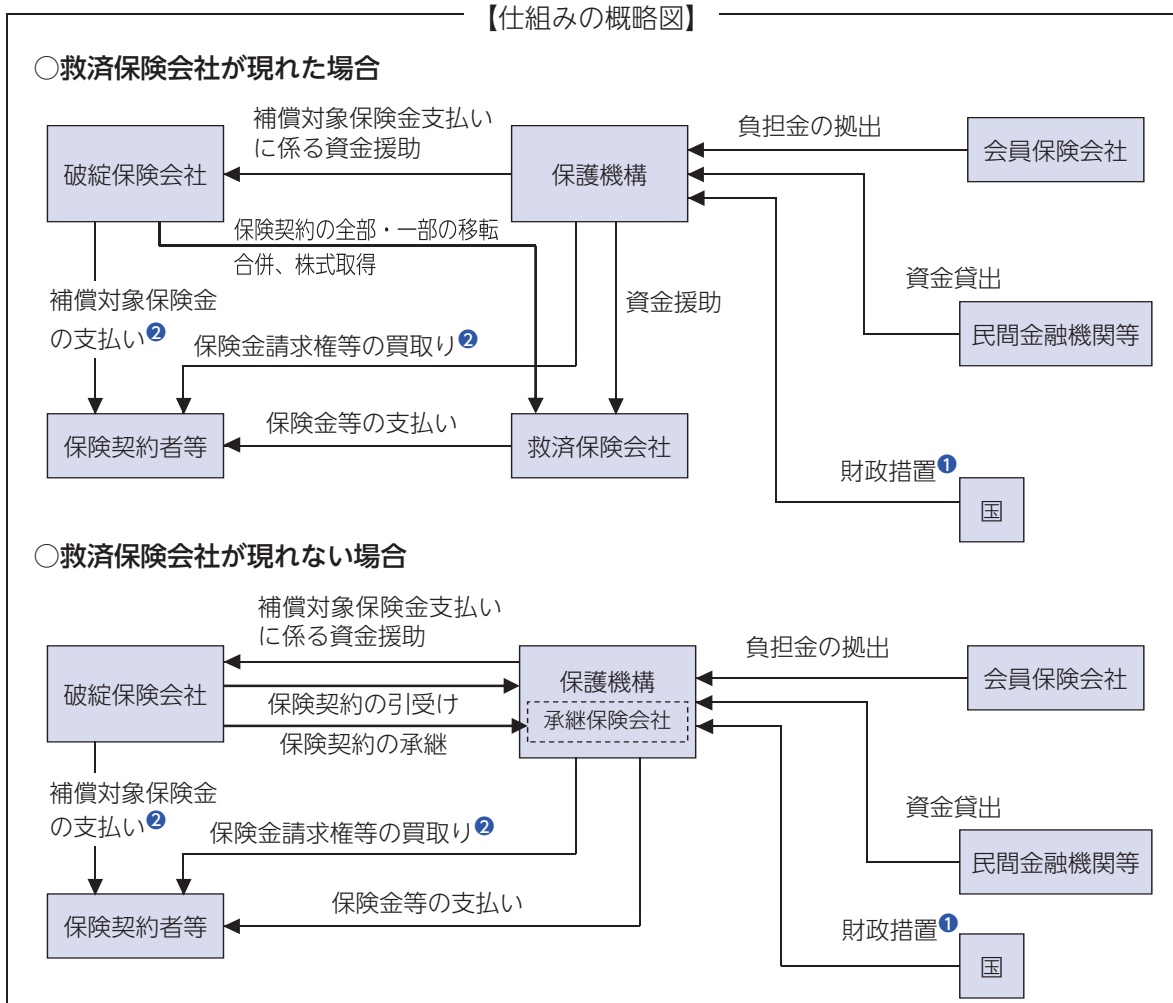
① 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は3%となっております。

② 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】



- ① 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。
- ② 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

<生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問合せ先>
生命保険契約者保護機構 TEL.03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

お問合せおよび苦情・相談窓口

- ご加入の生命保険に関する各種お問合せ、お手続きに関するご相談は当社の「カスタマーケアセンター」までご連絡ください。

<カスタマーケアセンター>①

**0120-444-682**[通話料無料
携帯電話からもご利用可能]チューリッヒ生命ホームページ <https://www.zurichlife.co.jp/>

- 保険金・給付金等のお支払い手続きに関するお問合せは以下の専用フリーダイヤルまでご連絡ください。

<保険金・給付金等のお支払い手続き>①

**0120-286-660**[通話料無料
携帯電話からもご利用可能]

土曜日にお問合せをされる場合はこちらから*1

**0120-236-523**[通話料無料
携帯電話からもご利用可能]

*1 土曜日は、お問合せの内容によって後日ご連絡させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

- ご契約に関する苦情・照会につきましては、当社の「お客様相談部」へご連絡ください。

<お客様相談部>

**0120-860-129**[通話料無料
携帯電話からもご利用可能]

<受付時間>月～金曜日 午前9時～午後5時（※土日祝を除く）

- お客さまからのお電話によるご相談・お問合せ等の場合には、正確な内容把握や今後のサービス向上のため、通話を録音させていただいております。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メールまたはFAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談、照会、苦情をお受けしております。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

<生命保険相談所>

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）
TEL：03-3286-2648 <受付時間>平日（休業日を除く）午前9時～午後5時
生命保険協会ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

① 受付時間はホームページにてご確認ください。（チューリッヒ生命ホームページ <https://www.zurichlife.co.jp/>）

変額保険（有期型） 普通保険約款 目次

この保険の主な内容

1. 特別勘定
 - 第1条 特別勘定
 - 第2条 特別勘定の種類
 - 第3条 特別勘定の指定および変更
 - 第4条 積立金
 - 第5条 積立金の移転
 - 第6条 特別勘定の廃止または統合
2. 保険金の支払
 - 第7条 基本保険金額および保険金額
 - 第8条 保険金の支払
 - 第9条 死亡保険金、高度障害保険金の削減支払
 - 第10条 高度障害保険金の支払による保険契約の消滅
3. 保険料の払込の免除
 - 第11条 保険料の払込の免除
 - 第12条 保険料の払込を免除しない場合
4. 責任開始期
 - 第13条 責任開始期
5. 保険料の払込
 - 第14条 保険料の払込
 - 第15条 保険料の払込方法（経路）
6. 猶予期間および保険契約の失効
 - 第16条 猶予期間および保険契約の失効
 - 第17条 猶予期間中に保険事故が発生した場合
7. 自動延長定期保険
 - 第18条 自動延長定期保険
8. 保険契約の復活
 - 第19条 保険契約の復活
9. 保険金等の請求、支払時期および支払場所
 - 第20条 保険金等の請求、支払時期および支払場所
10. 保険契約上の保全取扱
 - 第21条 基本保険金額の減額
 - 第22条 変額払済保険への変更
11. 保険契約者の住所の変更
 - 第23条 保険契約者の住所の変更
12. 保険金の受取人または保険契約者の変更
 - 第24条 会社への通知による保険金の受取人の変更
 - 第25条 遺言による保険金の受取人の変更
 - 第26条 保険契約者の変更
13. 保険契約者または保険金の受取人の代表者
 - 第27条 保険契約者または保険金の受取人の代表者
14. 保険金の受取人による保険契約の存続
 - 第28条 保険金の受取人による保険契約の存続
15. 保険契約の無効・取消し
 - 第29条 詐欺による取消し
 - 第30条 不法取得目的による無効
16. 告知義務
 - 第31条 告知義務
 - 第32条 告知義務違反による解除
 - 第33条 保険契約を解除できない場合
 - 第34条 重大事由による解除
17. 被保険者の業務の変更等の場合
 - 第35条 被保険者の業務の変更等の場合
18. 解約
 - 第36条 解約
19. 払戻金
 - 第37条 払戻金
20. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理
 - 第38条 契約年齢の計算
 - 第39条 契約年齢または性別の誤りの処理
21. 契約者配当
 - 第40条 契約者配当
22. 時効
 - 第41条 時効
23. 管轄裁判所
 - 第42条 管轄裁判所
24. 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱
 - 第43条 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱
25. 年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則
 - 第44条 特則の適用
 - 第45条 保険料
 - 第46条 保険料の払込
 - 第47条 特別勘定の指定および変更
 - 第48条 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱
 - 第49条 保険料払込方法（回数）の変更
 - 第50条 特則の消滅

変額保険（有期型） 普通保険約款

(2025年4月2日実施)

（この保険の主な内容）

この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、積立金額を増減させる仕組みの保険で、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

- (1) 死亡保険金
被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。なお、支払われる金額は、被保険者が死亡したときの基本保険金額または積立金額のいずれか大きい金額とします。
- (2) 高度障害保険金
被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態になったときに支払います。なお、支払われる金額は、高度障害状態に該当したときの基本保険金額または積立金額のいずれか大きい金額とします。
- (3) 満期保険金
被保険者が保険期間満了時に生存しているときに支払います。なお、支払われる金額は、保険期間満了時の積立金額とします。
- (4) 保険料の払込の免除
被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときにその後の保険料の払込を免除します。

1. 特別勘定

（特別勘定）

- 第1条** 会社は、変額保険（有期型）契約の資産を運用するために特別勘定を設定し、会社が別に定める運用方法にもとづいて運用します。また、特別勘定で管理されている資産（以下、「特別勘定資産」といいます。）を、毎日会社の定める方法により評価します。
2. 前項の特別勘定資産からの利益および損失は、他の勘定の資産の運用による利益および損失にかかわらず、変額保険（有期型）契約に割り当て、他の種類の保険契約に割り当てることはありません。ただし、特別勘定資産中の他の勘定の持分に対応する利益および損失を除きます。
 3. 保険契約者は、特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。

（特別勘定の種類）

- 第2条** 特別勘定の種類は、会社が別に定めるとおりとします。
2. 会社は、複数の特別勘定を1の特別勘定グループとして定め、1または2以上の特別勘定グループを設けます。
 3. 保険契約者は、締結した変額保険（有期型）契約の特別勘定グループに含まれない特別勘定についてはつぎの各号に定める取扱はできません。
 - (1) 特別勘定の指定および変更
 - (2) 積立金の移転
 4. 会社は、将来、新たにこの保険契約の特別勘定グループ内に特別勘定を設定することがあります。この場合、この保険契約においても利用することができるものとします。

（特別勘定の指定および変更）

- 第3条** 保険契約者は、保険契約締結の際に、保険料を繰り入れるべき1または2以上の特別勘定を選択

1
変額保険（有期型）
普通保険約款

2
3
大疾病保険料払込免除
特約（変額保険用）

3
年金支払特約（N02）

4
年金移行特約

5
特定障害不担保特約

- することができ、また、複数の特別勘定を選択したときは、各特別勘定への保険料の繰入割合を指定することができます。
2. 会社は、保険料のうち会社の定める方法で計算した特別勘定で運用される部分に対応する金額を特別勘定に繰り入れます。
 3. 前項の金額を特別勘定に繰り入れる日（以下、「繰入日」といいます。）は、つぎの各号に定める日とします。
 - (1) 第1回保険料
第13条（責任開始期）第2項に定める契約日
 - (2) 第2回以後の保険料
月単位の契約応当日
 4. 保険契約者は、第1項の規定により選択および指定した特別勘定および各特別勘定への繰入割合を、いつでも変更することができます。
 5. 前項の場合、保険契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
 6. 第4項の変更は、前項に定める必要書類を会社が受け付けた日の属する月の直後に到来する払込期月に払い込むべき保険料から効力を生じるものとします。

（積立金）

第4条 積立金とは、特別勘定資産のうち、この保険契約にかかわる部分のことをいい、積立金額は、特別勘定資産の運用実績により増減します。

（積立金の移転）

- 第5条** 保険契約者は、会社の定める範囲内で、いつでも特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます。ただし、会社の定める頻度を超える積立金の移転に対しては、会社の定める金額を積立金から差し引きます。
2. 保険契約者が本条の積立金の移転を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。また、前項の積立金の移転は、会社が定める日から効力を生じるものとします。
 3. 第1項による積立金の移転が特別勘定の資産の運用に及ぼす影響が大きいと会社が認めたときは、会社は、最長6か月の範囲内で、積立金の移転を延期することができます。

（特別勘定の廃止または統合）

- 第6条** 会社は、将来特別勘定の資産が著しく減少し、効率的な資産運用が困難になったときなど特別な事情がある場合には、特別勘定を廃止または2以上の特別勘定を統合することがあります。
2. 前項の規定により特別勘定を廃止または2以上の特別勘定を統合する場合には、会社は、特別勘定を廃止または2以上の特別勘定を統合する日の2か月前までに保険契約者につぎの各号に定める事項を通知します。
 - (1) 廃止する特別勘定または統合する特別勘定の名称
 - (2) 特別勘定を廃止する日または2以上の特別勘定を統合する日
 - (3) 第3項に定める移転が保険契約者によりなされなかった場合に、会社が指定する特別勘定
 3. 第1項の規定により特別勘定を廃止する場合には、保険契約者は、前項第2号に定める特別勘定を廃止する日までに、廃止される特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転してください。この移転については、第5条（積立金の移転）第1項に定める積立金の移転回数には含めません。
 4. 前項に定める移転が第2項第2号に定める特別勘定を廃止する日までに行われない場合には、会社は、第2項第3号に定める特別勘定に積立金を移転します。

2. 保険金の支払

（基本保険金額および保険金額）

第7条 この保険契約の基本保険金額は、この保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で保険契約者の申出により定めた額とします。ただし、保険契約締結後にその額が変更されたときは、変更後の額とします。

2. この保険契約の死亡保険金または高度障害保険金の保険金額は、基本保険金額または第8条（保険金の支払）に定める保険金の支払事由が発生した日の積立金額のいずれか大きい額とします。

3. この保険契約の満期保険金の保険金額は、保険期間満了時の積立金額とします。

（保険金の支払）

第8条 この保険契約において支払う保険金は、つぎのとおりです。

名称	保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期。以下、同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでにあった障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。	保険金額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	保険金額	満期保険金受取人	—

2. 被保険者が責任開始期前に生じた疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態（別表3）に該当した場合でも、この保険契約の締結の際に、その疾病の告知があった場合には、その高度障害状態（別表3）は責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
3. 被保険者が責任開始期前に生じた疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態（別表3）に該当した場合でも、その疾病に関して、責任開始期前に、被保険者がつぎの各号のすべてを満たす場合には、その高度障害状態（別表3）は責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 - (1) 医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと
 - (2) 検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがないこと
4. 死亡保険金または満期保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金または満期保険金を支払いません。
5. 死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
6. 保険期間満了の日において、高度障害状態（別表3）のうちの回復の見込みがないことのみが明らかでないために高度障害保険金が支払われないときで、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときには、保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとみなして高度障害保険金を支払います。ただし、すでに満期保険金を支払っている場合は本項の取扱は行いません。
7. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）または満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。
8. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金からその受取人に支払うこととしていた部分を除いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の積立金を保険契約者に支払います。
9. 保険金の受取人が支払事由の発生前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。
10. 前項の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
11. 前2項により保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は法定相続割合とします。
12. つぎの第1号または第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には被保険者が死亡した日の積立金（第8項に該当する場合には、支払われない死亡保険金部分の積立金）を、第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、会社は、保険契約者に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき

（死亡保険金、高度障害保険金の削減支払）

第9条 前条の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態（別表3）に該当した場合で、その原因により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。

（高度障害保険金の支払による保険契約の消滅）

第10条 高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態（別表3）に該当した時から保険契約は消滅したものとします。

3. 保険料の払込の免除

（保険料の払込の免除）

- 第11条** 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4）に該当したとき（責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表4）に該当したときを含みます。）は、会社は、将来の保険料の払込を免除します。
- 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後第14条（保険料の払込）第1項に定める月単位の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
 - 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第22条（変額払済保険への変更）および第49条（保険料払込方法（回数）の変更）の規定は適用しません。
 - 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。
 - 保険料の払込の免除の請求については、第20条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

（保険料の払込を免除しない場合）

- 第12条** 被保険者がつぎの各号のいずれかにより前条の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - 被保険者の犯罪行為によるとき
 - 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 被保険者がつぎのいずれかにより身体障害の状態（別表4）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の一部または全額についてその払込を免除しないことがあります。
 - 地震、噴火または津波によるとき
 - 戦争その他の変乱によるとき

4. 責任開始期

（責任開始期）

- 第13条** 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
- 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）
- 会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日を「契約日」とし、年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を含めて計算します。
 - 被保険者が責任開始の日から契約日の前日までの間に、第8条（保険金の支払）に定める保険金の支払事由に該当し、かつ、その保険金が支払われることとなった場合には、前項の規定にかかわらず、会社は責任開始の日を契約日とみなして取り扱います。この場合、年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば保険金とともに支払い、不足分があれば保険金から差し引きます。

4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。
5. 前項に定める保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 保険金の名称および金額
 - (6) 保険期間
 - (7) 契約日
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 保険証券を作成した年月日

5. 保険料の払込

(保険料の払込)

- 第14条** 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第15条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで（以下、「払込期月」といいます。）に払い込んでください。
2. 前項で払い込むべき保険料は、月単位の契約応当日からその翌契約応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
 3. 第1項の保険料が、月単位の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
 4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、月単位の契約応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。
 5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、月単位の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
 6. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第17条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項の規定を準用します。

(保険料の払込方法（経路）)

- 第15条** 保険契約者は、会社に申し出て、会社が承諾することにより、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
 - (3) 所属団体または集団を経由して払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (4) 金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法
 - (5) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
2. 保険契約者は、会社に申し出て、会社が承諾することにより、第1項各号の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。
 3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号、第2号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

6. 猶予期間および保険契約の失効

（猶予期間および保険契約の失効）

- 第16条** 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、第18条（自動延長定期保険）に定める自動延長定期保険に変更される場合を除き、猶予期間満了日の翌日から効力を失います。
 3. 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は猶予期間満了時の解約払戻金を請求することができます。

（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

- 第17条** 猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を保険金から差し引きます。
2. 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険契約の保険料の払込を免除しません。

7. 自動延長定期保険

（自動延長定期保険）

- 第18条** 会社は、猶予期間中に保険料が払い込まれない場合でも、この保険契約に解約払戻金があるときは、保険料払込期間中であれば、将来の保険料の払込を中止して、会社の定める取扱いの範囲内で、自動的に死亡保険金額および高度障害保険金額を同額かつ定額とするつぎの各号に定める内容の延長定期保険（以下、「自動延長定期保険」といいます。）に変更します。この場合、自動延長定期保険は猶予期間満了日の翌日から効力を生じるものとし、この日を自動延長定期保険への変更日といいます。
- (1) 保険金額は、猶予期間満了時の基本保険金額とします。
 - (2) 保険期間は、猶予期間満了時の解約払戻金にもとづき、変更日における会社の定める方法で計算します。
 - (3) 前号の保険期間が変更前の保険期間満了日を超えるとときは、保険期間は変更前の保険期間満了日までとし、自動延長定期保険と保険期間を同じくする定額の生存保険を付加します。この場合、被保険者が保険期間満了時に生存していたときは、生存保険金を満期保険金受取人に支払います。
2. 前項の場合、変更後の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、自動延長定期保険への変更を取り扱いません。
 3. 自動延長定期保険に変更されたときは、保険契約者に通知します。
 4. 自動延長定期保険に変更後は、特別勘定による運用はしません。
 5. 第8条（保険金の支払）第12項の規定は、「積立金」とあるのは「責任準備金」と読み替えて本条の場合に適用します。
 6. 保険契約者は、将来に向かってこの自動延長定期保険を解約することができます。この場合の解約払戻金は、会社の定める方法によって計算した解約払戻金とします。
 7. 自動延長定期保険への変更日から3か月以内、かつ、自動延長定期保険の保険期間内に保険契約者からつぎの申出があったときは、会社は、自動延長定期保険への変更を行わなかったものとして、その申出による取扱いをします。
 - (1) すでに到来している保険料期間の未払込保険料の支払
 - (2) 保険契約の解約
 8. 前項第2号の申出があった場合は、猶予期間満了時にその請求があったものとし、この場合、第37条（払戻金）の規定にかかわらず、解約払戻金は、猶予期間満了時の積立金額を基準として計算します。

9. 会社は、第7項第1号の支払があった日に、会社の定める方法により計算した金額を特別勘定に繰り入れます。

8. 保険契約の復活

(保険契約の復活)

第19条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3か月以内は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、すでに解約の請求があったときには保険契約を復活することはできません。

2. 保険契約者が本条の復活を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 保険契約を復活する際の保険金額は、復活時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料が払い込まれたものとして計算した保険金額とします。
4. 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、復活時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を払い込んでください。
5. 会社が本条の復活を承諾した場合には、保険証券の発行を行わず、復活日を記載した書面により通知します。
6. 第13条（責任開始期）の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第13条第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。

9. 保険金等の請求、支払時期および支払場所

(保険金等の請求、支払時期および支払場所)

第20条 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

2. 支払事由が生じた保険金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を提出して保険金を請求してください。
3. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含む。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または甲慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 保険金は、第2項の必要書類が会社に到達した日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
5. 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第2項の必要書類が会社に到達した日から45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第8条（保険金の支払）の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合

- 保険金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第34条（重大事由による解除）第1項第3号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
6. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達してから当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
7. 第5項または第6項に掲げる必要な事項の確認を行う場合、会社は、保険金を請求した者に通知しません。
8. 第5項または第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

10. 保険契約上の保全取扱

（基本保険金額の減額）

第21条 保険契約者は、基本保険金額を減額することができます。

2. 基本保険金額を減額する場合には、同じ割合で積立金額も減額されたものとします。
3. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
4. 基本保険金額の減額は、当該書類を会社が受け付けた日から効力を生じるものとします。
5. 本条の減額を行ったときは、減額分に対応する解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。
6. 本条の減額を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。
7. 本条の減額は、減額後の基本保険金額が会社の定める金額を下回る場合は取り扱いません。

（変額払済保険への変更）

第22条 保険契約者は、有効に継続している保険契約について、会社の定める期間経過後であれば、将来の保険料の払込を中止して、つぎの各号に定める内容の保険料払込済の変額保険（有期型）（以下、「変

額払済保険」といいます。)に変更することができます。

- (1) 保険期間はもとの保険契約の保険期間満了の日までとします。
 - (2) 基本保険金額は、第2項に定める変更日の前日の解約払戻金にもとづき計算します。
 - (3) 前号の基本保険金額が、変更前の基本保険金額(第2項に定める変更日の前日の基本保険金額をいいます。以下、本号において同じ。)を超えるときは、変更前の基本保険金額と同額とします。
2. 保険契約者が変額払済保険への変更をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。変額払済保険への変更は、当該書類を会社が受け付けた日の翌日から効力を生じるものとし、本条においてこの日を「変更日」といいます。
 3. 会社が必要書類を受け付けた日の前日の解約払戻金にもとづき第1項第2号の規定によって計算した基本保険金額が会社の定める基本保険金額に満たないときは、変額払済保険への変更を取り扱いません。
 4. 会社は、変額払済保険への変更をしたときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。
 5. 変額払済保険に変更後も、特別勘定による運用を行います。
 6. 保険契約者は将来に向かってこの変額払済保険を解約することができます。この場合の解約払戻金は、第37条(払戻金)の規定を準用します。
 7. 被保険者が、変額払済保険への変更日以後その変更日の属する月の末日までの間につぎの各号の事由に該当したときは、会社は、変額払済保険への変更請求がなかったものとして取り扱います。ただし、変更日が月単位の契約応当日の場合を除きます。
 - (1) 被保険者が死亡したとき
 - (2) 被保険者が支払事由に該当したことにより高度障害保険金が支払われるとき
 - (3) 被保険者が免除事由に該当したことにより保険料の払込が免除されるとき
 8. 第8条(保険金の支払)第12項の規定は、本条の場合に準用します。

11. 保険契約者の住所の変更

(保険契約者の住所の変更)

- 第23条** 保険契約者が住所(通信先を含みます。以下、同じ。)を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

12. 保険金の受取人または保険契約者の変更

(会社への通知による保険金の受取人の変更)

- 第24条** 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、保険金の受取人を変更することができます。
2. 前項の場合、保険契約者は、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
 3. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 4. 第8条(保険金の支払)第7項に該当する場合を除き、高度障害保険金の受取人を被保険者以外のものに変更することはできません。

(遺言による保険金の受取人の変更)

- 第25条** 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。
2. 前項の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3. 前2項による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をする場合、保険契約者の相続人は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

（保険契約者の変更）

- 第26条** 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
 3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

13. 保険契約者または保険金の受取人の代表者

（保険契約者または保険金の受取人の代表者）

- 第27条** 保険契約について、保険契約者または保険金の受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金の受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者または保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
 3. 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

14. 保険金の受取人による保険契約の存続

（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 第28条** 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
 3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険契約（この保険契約に付加されている特約を含みます。）が消滅した場合、リビング・ニーズ特約等の支払事由が生じた場合または保険料期間が満了した場合において、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金等の受取人に支払います。

15. 保険契約の無効・取消し

（詐欺による取消し）

- 第29条** 保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（不法取得目的による無効）

- 第30条** 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって

保険契約の締結または復活を行ったときは、その保険契約は無効とし、受け取った保険料は払い戻しません。

16. 告知義務

(告知義務)

第31条 保険契約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面（電磁的方法による場合を含みます。以下、同じ。）で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面で告知してください。また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

第32条 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定により、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。またすでに保険金の支払を行っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
3. 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
5. 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第33条 会社は、つぎのいずれかの場合には、保険契約を解除することができません。

- (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において、「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第31条の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第31条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期）の属する日からその日を含めて2年を超えて継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときを除きます。
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が、第31条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には適用しません。

（重大事由による解除）

第34条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、保険金の支払事由が発生した後においても、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号ア. からオ. までに該当した者が保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項について同じ。）は支払いません。また、この場合に、すでに保険金を支払っていたときにはその返還を求めることができます。
3. 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
4. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

17. 被保険者の業務の変更等の場合**（被保険者の業務の変更等の場合）**

第35条 被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また、特別の保険料を請求しないで保険契約上の責任を負います。

18. 解約**（解約）**

第36条 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金を請求することができます。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。保険契約の

解約は、当該書類を会社が受け付けた日（以下、「解約日」といいます。）から効力を生じるものとします。

19. 払戻金

(払戻金)

第37条 解約払戻金額は、つぎの各号の金額の合計額とします。

- (1) 基本保険金額について、保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の場合にはその経過した年月数により計算した額
 - (2) 解約日の積立金額から、基本保険金額を支払うために必要な金額を差し引いた額
2. 第20条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）第4項の規定は、本条の場合に準用します。
3. 前項の規定にかかわらず、解約払戻金の支払がこの保険の資産の運用におよぼす影響が大きいと会社が認めるときは、会社は、最長6か月の範囲内で、解約払戻金の支払を延期することがあります。この場合、解約払戻金に会社の定める率で計算した利息を付けて支払います。

20. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

(契約年齢の計算)

第38条 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢または性別の誤りの処理)

第39条 保険契約申込書（電磁的方法を含みます。以下本条において同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、その他のときは正しい年齢に基づく保険料との差額を授受し、年齢および将来の保険料を改めます。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、正しい性別に基づく保険料との差額を授受し、性別および将来の保険料を改めます。

21. 契約者配当

(契約者配当)

第40条 この保険契約に対する契約者配当はありません。

22. 時効

(時効)

第41条 保険金、払戻金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになったときから3年間請求がない場合には消滅します。

23. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第42条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金

- の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

24. 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱

（特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱）

第43条 会社は、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害その他これらに準じる突発的な異常事態により特別勘定資産の正常な評価ができなくなった場合には、正常な評価ができなくなった日（以下、「取引停止日」といいます。）から正常な評価ができることとなった日（以下、「取引再開日」といいます。）の前日までの期間（以下、「取引停止期間」といいます。）中、その正常な評価ができない特別勘定資産を含む特別勘定グループによって運用されている保険契約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

（1）第1回保険料の取扱

第1回保険料の繰入日が取引停止期間中である場合には、会社は、保険契約の申込はなかったものとして取り扱います。

（2）第2回以後の保険料の取扱

第2回以後の保険料の繰入日が取引停止期間中である場合には、会社は、取引再開日まで正常な評価ができない特別勘定資産を含む特別勘定グループへの繰り入れを行わないものとします。この場合、取引停止期間中に払い込まれた保険料は、各払込期月に払い込まれたものとして取引再開日に特別勘定に繰り入れます。

（3）特別勘定の廃止、統合または新設の取扱

特別勘定の廃止、統合または新設の効力が生じる日が取引停止期間中である場合には、その効力は生じなかったものとして取り扱います。

（4）特別勘定の繰入割合の指定または変更の取扱

各特別勘定への繰入割合の指定、変更の効力が生じる日が取引停止期間中である場合には、その効力は生じなかったものとして取り扱います。

（5）積立金の取扱

取引停止期間中の積立金額は、取引停止日前日末の積立金額を基準として会社の定める方法で計算した金額とします。

（6）積立金の移転の取扱

積立金の移転の効力が生じる日または第5条（積立金の移転）第2項に定める日が取引停止期間中である場合には、その積立金の移転を中止し、その積立金の移転の請求はなかったものとして取り扱います。

（7）保険契約の解約の取扱

ア. 保険契約の解約についての必要書類（別表1）を会社が受け付けた日が取引停止期間中である場合には、会社は、取引再開日を解約日として取り扱います。ただし、取引停止期間中に保険契約者から解約の中止の申出があった場合には、解約の請求がなかったものとして取り扱います。

イ. 猶予期間満了日が取引停止期間中である場合には、第16条（猶予期間および保険契約の失効）第2項、第3項および第17条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定により支払われる解約払戻金については、取引再開日の解約払戻金とします。

（8）基本保険金額の減額の取扱

第21条（基本保険金額の減額）第3項に定める必要書類（別表1）を会社が受け付けた日が取引停止期間中である場合には、会社は、取引再開日を減額の効力が生じた日として取り扱います。ただし、取引停止期間中に保険契約者から基本保険金額の減額の中止の申出があった場合には、基本保険金額の減額の請求がなかったものとして取り扱います。

(9) 変額払済保険への変更の取扱

第22条（変額払済保険への変更）第2項に定める必要書類（別表1）を受け付けた日が取引停止期間中である場合には、会社は、変額払済保険への変更の請求がなかったものとして取り扱います。

(10) その他の事項に関する取扱

その他、第1号から第9号までの契約内容の変更に関する事項について、必要書類（別表1）を会社が受け付けた場合または効力が生じた日に準ずる日が取引停止期間中である場合には、会社は、その請求がなかったものとして取り扱います。

2. 会社は、つぎの各号の場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

(1) 第1項の規定により取扱を中止または延期した場合

(2) 特別勘定資産の正常な評価ができることとなった場合

3. 取引停止期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険金額の計算にあたっては、正常な評価ができなくなった日の前日の積立金額を用います。

(2) 前号の規定による計算が行われた後に正常な評価ができるようになった際、正常な評価ができるようになった日の積立金額が前号の規定による積立金額を上回る場合には、正常な評価ができるようになった日の積立金額を用いて計算します。

25. 年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則

（特則の適用）

第44条 この特則は、保険契約者から、第14条（保険料の払込）に定める月払契約に代えて、年払契約により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、会社の定める範囲で、月払契約を年払契約に変更することができます。

（保険料）

第45条 この特則を適用する保険契約の保険料は、月払契約の場合の保険料（基本保険金額が減額された場合には、減額後の月払契約の場合の保険料とします。以下、「月払保険料」といいます。）に会社所定の係数を乗じた金額とします。

（保険料の払込）

第46条 第2回以後の保険料の取扱について、第14条（保険料の払込）第1項、第3項、第4項および第5項の規定中、「月単位の契約応当日」とあるのは「年単位の契約応当日」と読み替えます。

2. 第14条（保険料の払込）第2項の規定中、「月単位の契約応当日からその翌契約応当日の前日までの期間」とあるのは、「年単位の契約応当日からその翌年単位の契約応当日の前日までの期間」と読み替えます。

3. すでに払い込まれた保険料期間の満了までの期間が1か月を超える場合で、保険契約が消滅したときには、その保険料期間満了までの未経過月数（月末満切り捨て）に対応する保険料（以下、「未経過保険料」といいます。）を保険契約者に返還します。

4. 保険料の払込が免除されている保険契約には、保険料の払込の免除事由発生時以前に払い込まれた保険料期間の満了までの間に保険契約が消滅したときを除き、前項の規定を適用しません。

5. 第22条（変額払済保険への変更）が行われた場合には、本条の規定を準用し、未経過保険料を計算の基準となる金額に含めて取り扱います。

6. 本条の規定は、第1回保険料または第1回保険料相当額について準用します。

（特別勘定の指定および変更）

第47条 この特則を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第3条（特別勘定の指定および変更）第1項の規定中、「保険料」とあるのは「月払保険料」と読

み替えます。

- (2) 第3条（特別勘定の指定および変更）第3項の規定を、「前2項の金額を特別勘定に繰り入れる日（以下、「繰入日」といいます。）は、第13条（責任開始期）第2項に定める契約日および月単位の契約応当日とし、毎月繰り入れます。」と読み替えます。
- (3) 第3条（特別勘定の指定および変更）第6項の規定中、「払込期月に払い込むべき保険料」とあるのは「繰入日」と読み替えます。

（特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱）

第48条 第43条（特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱）第1項第1号の規定中、「第1回保険料の繰入日」は「第1回保険料のうち月払保険料を繰り入れる日」と、第1項第2号の規定中、「第2回以後の保険料の繰入日」は「契約日以外の月払保険料の繰入日」と読み替えて準用します。

（保険料払込方法（回数）の変更）

第49条 保険契約者は、会社の定める取扱の範囲内で、保険料払込方法（回数）を年払から月払に変更することができます。

2. 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

（特則の消滅）

第50条 前条の規定により保険料払込方法（回数）が年払から月払に変更されたときは、この特則は消滅します。

3 大疾病保険料払込免除特約（変額保険用） 目次

この特約の主な内容

- 第1条 保険料の払込の免除
- 第2条 特約の締結および責任開始期
- 第3条 特約の保険期間
- 第4条 保険料率
- 第5条 特約の失効
- 第6条 特約の復活
- 第7条 保険料の払込の免除の請求手続
- 第8条 特約の消滅
- 第9条 告知義務および告知義務違反
- 第10条 重大事由による解除
- 第11条 特約の解約
- 第12条 契約者配当
- 第13条 法令等の改正等に伴う保険料の払込の免除事由の変更
- 第14条 管轄裁判所
- 第15条 主約款の規定の準用

3大疾病保険料払込免除特約（変額保険用）

(2025年4月2日実施)

約款

1

変額保険（有期型）
普通保険約款

2

3大疾病保険料払込免除
特約（変額保険用）

3

年金支払特約（N2）

4

年金移行特約

5

特定障害不担保特約

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者が3大疾病により所定の事由に該当した場合に、将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。

（保険料の払込の免除）

第1条 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が、下表に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、会社は、将来の主契約および主契約に付加された特約（以下「主特約」といいます。）の保険料の払込を免除します。

保険料の払込の免除事由

つぎのいずれかに該当したとき

- (1) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の保険期間中に、責任開始期前を含めて初めてガン（別表56）に罹患し医師によって病理組織学所見（生検）により診断確定されたこと（病理組織学所見（生検）による診断確定については、病理組織学所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下、同じ。）
- (2) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の保険期間中につぎのいずれかの事由に該当したとき
 - (ア) 急性心筋梗塞（別表75）を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、つぎのいずれかの事由に該当したとき
 - (a) 病院または診療所（別表9）への入院（別表8）を開始したこと
 - (b) 病院または診療所における手術を受け、その手術が公的医療保険制度（別表41）における医科診療報酬点数表（別表45）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（公的医療保険制度（別表41）における歯科診療報酬点数表（別表46）によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表（別表45）においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。）であること
 - (イ) 心疾患（別表75）を発病し、その心疾患の治療を直接の目的として、つぎのいずれかの事由に該当したとき
 - (a) 病院または診療所（別表9）への入院（別表8）の日数が継続して20日以上であること
 - (b) 病院または診療所における手術を受け、その手術が公的医療保険制度（別表41）における医科診療報酬点数表（別表45）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（公的医療保険制度（別表41）における歯科診療報酬点数表（別表46）によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表（別表45）においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。）であること
- (3) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の保険期間中につぎのいずれかの事由に該当したとき
 - (ア) 脳卒中（別表75）を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、つぎのいずれかの事由に該当したとき
 - (a) 病院または診療所（別表9）への入院（別表8）を開始したこと
 - (b) 病院または診療所における手術を受け、その手術が公的医療保険制度（別表41）における医科診療報酬点数表（別表45）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（公的医療保険制度（別表41）における歯科診療報酬点数表（別表46）によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表（別表45）においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。）であること

(イ) 脳血管疾患（別表75）を発病し、その脳血管疾患の治療を直接の目的として、つぎのいずれかの事由に該当したとき

(a) 病院または診療所（別表9）への入院（別表8）の日数が継続して20日以上であること

(b) 病院または診療所における手術を受け、その手術が公的医療保険制度（別表41）における医科診療報酬点数表（別表45）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（公的医療保険制度（別表41）における歯科診療報酬点数表（別表46）によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表（別表45）においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。）であること

2. 被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた疾病を原因として責任開始期以後に第1項に定める急性心筋梗塞、心疾患、脳卒中および脳血管疾患（以下「心疾患等」といいます。）の治療を目的として入院をし、または手術を受けた場合でも、この特約の締結の際に、その疾病の告知があった場合には、責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
3. 被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に第1項に定める心疾患等の治療を目的として入院をし、または手術を受けた場合でも、その疾病に関して、責任開始期前に、被保険者がつぎの各号のすべてを満たす場合には、責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 - (1) 医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと
 - (2) 検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがないこと
4. 第1項（1）の規定にかかわらず、被保険者がこの特約の責任開始の日からその日を含めて90日（以下、本項において「90日」といいます。）以内にガン（別表56）と診断確定された場合（90日以内に診断確定されたガン（別表56）の90日経過後の再発・転移等が認められる場合を含みます。）には、保険料の払込の免除は行いません。
5. 被保険者が第1項に定める心疾患および脳血管疾患の治療を目的とする入院の日数が継続して20日以上である入院をしたことにより、保険料の払込が免除されたときは、入院の日数が継続して20日に到達した日に保険料払込の免除事由に該当したものとします。
6. 被保険者が心疾患および脳血管疾患の治療を目的とする入院をし、その入院日数が継続して20日に満たない場合で、最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日以内に、同一の心疾患および脳血管疾患（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。）の治療を目的とする会社所定の転入院または再入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
7. 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
8. 保険料の払込が免除された後の保険契約上の保全取扱いに関する主約款の規定は、この特約により主契約および主特約の保険料の払込が免除された場合に準用します。

（特約の締結および責任開始期）

第2条 保険契約者は、主契約の締結の際、この特約を主契約に付加して締結することができます。

2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

（特約の保険期間）

第3条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

（保険料率）

第4条 この特約が付加された場合、主契約および主特約には、この特約を付加した場合の保険料率を適用します。ただし、払い込まれた保険料のうちこの特約に対応する保険料は、主約款に定める特別勘定

による運用はしません。

（特約の失効）

第5条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

（特約の復活）

第6条 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（保険料の払込の免除の請求手続）

第7条 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 保険料の払込の免除事由が生じた保険契約者は、すみやかに必要書類（別表1）を提出して保険料の払込の免除を請求してください。

3. 主約款に定める保険金等の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、本条の保険料の払込の免除の請求の場合に準用します。

（特約の消滅）

第8条 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 主契約が消滅したとき

(2) 被保険者が死亡したとき、または高度障害状態（別表3）に該当し、高度障害保険金が支払われたとき

(3) 主契約が自動延長定期保険に変更されたとき

(4) 主契約が変額払済保険に変更されたとき

（告知義務および告知義務違反）

第9条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

（重大事由による解除）

第10条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

（特約の解約）

第11条 この特約のみの解約は取扱いません。

（契約者配当）

第12条 この特約に対する契約者配当はありません。

（法令等の改正等に伴う保険料の払込の免除事由の変更）

第13条 公的医療保険制度（別表41）等の改正等が行なわれた場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料の払込の免除事由を変更することがあります。

2. 前項の規定により、この特約の保険料の払込の免除事由を変更する場合には、会社は変更日の2か月前までに、保険契約者にその旨を通知します。

(管轄裁判所)

第14条 この特約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第15条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

年金支払特約（Z02） 目次

約款

1

変額保険（有期型）
普通保険約款

2

3 大疾病保険料払込免除
特約（変額保険用）

3

年金支払特約（Z02）

4

年金移行特約

5

特定障害不担保特約

この特約の主な内容

- 第1条 特約の締結
- 第2条 年金基金の設定
- 第3条 年金受取人
- 第4条 年金証書
- 第5条 年金の種類
- 第6条 年金支払日
- 第7条 年金の支払
- 第8条 年金の分割支払
- 第9条 年金の一括支払
- 第10条 重大事由による解除
- 第11条 年金受取人の承継
- 第12条 年金受取人の代表者
- 第13条 年金額の計算
- 第14条 年金支払内容の変更
- 第15条 特約の解約
- 第16条 契約者配当
- 第17条 年金等の請求、支払時期および支払場所
- 第18条 年齢の計算
- 第19条 時効
- 第20条 特約の消滅
- 第21条 特約の更新
- 第22条 主約款の規定の準用
- 第23条 変額保険（有期型）に付加する場合の特則

年金支払特約 (Z02)

(2025年4月2日実施)

(この特約の主な内容)

この特約は、保険契約の保険金等を年金の方法により支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条** この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）締結の際および主契約の保険期間中は保険契約者の申出により、死亡保険金等（以下、「保険金等」といいます。）の支払事由発生後はその受取人（以下、「保険金等の受取人」といいます。）の申出によって締結します。
2. 保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。
 3. 保険契約者の申出によってこの特約を締結したときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

(年金基金の設定)

- 第2条** この特約が締結されたときは、保険金等の支払事由が発生した時（保険金等の受取人がこの特約を締結したときは締結時）に、保険金等の全部または一部を年金基金に充当します。

(年金受取人)

- 第3条** この特約の年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人とします。

(年金証書)

- 第4条** 第2条（年金基金の設定）の規定により年金基金が設定されたときは、会社は年金受取人に年金証書を交付（電磁的方法によるものを含みます。以下、同じ。）します。

(年金の種類)

- 第5条** 年金の種類は確定年金とし、年金支払期間中、年金受取人が毎年の年金支払日に生存しているとき一定の年金を支払います。

(年金支払日)

- 第6条** 第1回の年金支払日（以下、「年金支払開始日」といいます。）は、会社の定める取扱範囲で、この特約締結の際、任意に定めることができます。
2. 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とします。

(年金の支払)

- 第7条** 年金は、第6条（年金支払日）の年金支払日に年金受取人に支払います。
2. 年金受取人が死亡したときには、その死亡時の法定相続人につぎの各号に定める金額を支払います。この場合、該当する年金受取人の年金に関する権利は消滅します。
 - (1) 年金基金の設定日以後で、かつ、年金支払開始日前
死亡時における年金基金の価額
 - (2) 年金支払期間中
残存支払期間に対応する未払年金現価相当額

(年金の分割支払)

- 第8条** 保険金等の支払事由発生前に保険契約者からまたは年金基金設定日以後に年金受取人からの申出

があった場合には、会社の定める方法により年金年額を分割して支払います。ただし、分割して支払う金額が会社の定める金額を下回る場合は、年金の分割支払は取り扱いません。

2. 年金年額を分割して支払うときは、会社の定める利率による利息をつけて支払います。

（年金の一括支払）

第9条 会社は、年金受取人から請求があったときは、つぎのとおり年金の一括支払を取り扱います。

(1) 年金基金設定日以後で、かつ、年金支払開始日前

将来の年金の支払に代えて、請求時における年金基金の価額を一括して支払います。

(2) 年金支払期間中

将来の年金の支払に代えて、未払年金現価相当額を一括して支払います。ただし、年金支払開始時に請求があったときは、第7条（年金の支払）の規定にかかわらず、第1回年金を含む将来の年金の支払に代えて、未払年金現価相当額を一括して支払います。

2. 前項の場合、当該年金受取人の年金に関する権利は消滅します。

（重大事由による解除）

第10条 この特約の重大事由による解除については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の重大事由による解除に関する規定を準用します。この場合、この特約（年金受取人のみが主約款に定める反社会的勢力にかかる規定のみに該当した場合で、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、この特約のうち、その受取人に対応する部分をいいます。）を解除し、その解除された部分に関し年金を支払わないときは、会社は、第9条（年金の一括支払）に定める年金基金の価額または未払年金現価相当額を年金受取人に支払います。

（年金受取人の承継）

第11条 年金受取人は、年金基金設定日以後で、かつ、年金支払開始日前に限り、会社の承諾を得て、会社の定める取扱範囲で、その一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 年金受取人が年金基金設定日以後に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が、年金受取人の一切の権利義務を承継するものとします。

（年金受取人の代表者）

第12条 年金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が年金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

3. 前2項の規定は、年金受取人が死亡した場合で、年金受取人の法定相続人が2人以上あるときに準用します。

（年金額の計算）

第13条 年金額は、年金基金設定時における会社の定める率で計算します。

（年金支払内容の変更）

第14条 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前に限り、会社の承諾を得て、年金支払期間その他の支払内容を変更することができます。

2. 年金受取人は、年金基金設定日以後で、かつ、年金支払開始日前に限り、会社の承諾を得て、年金支払期間その他の支払内容を変更することができます。

3. 年金支払内容が変更されたときは、保険証券もしくは年金証書に表示または変更内容を書面により通知します。

(特約の解約)

第15条 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(契約者配当)

第16条 この特約に対する契約者配当はありません。

(年金等の請求、支払時期および支払場所)

第17条 年金受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を提出して年金を請求してください。

2. 年金等の支払時期および支払場所については、主約款の保険金等の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

(年齢の計算)

第18条 年金受取人の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、切り捨てます。

(時効)

第19条 年金その他この特約にもとづく諸支払金を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できなくなったときから3年間請求がない場合には消滅します。

(特約の消滅)

第20条 主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したときは、この特約は消滅します。

(特約の更新)

第21条 主契約が主約款の規定によって更新されたときは、この特約も更新されるものとします。

(主約款の規定の準用)

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(変額保険（有期型）に付加する場合の特則)

第23条 この特約を変額保険（有期型）に付加する場合には、この特約に定める年金基金に充当された保険金等については、特別勘定による運用はしません。

年金移行特約 目次

約款

この特約の主な内容

- 第1条 特約の締結
- 第2条 年金額の計算
- 第3条 年金受取人
- 第4条 年金の種類
- 第5条 年金支払日
- 第6条 年金の支払
- 第7条 年金の分割支払
- 第8条 年金の一括支払
- 第9条 重大事由による解除
- 第10条 年金受取人の承継
- 第11条 年金受取人の代表者
- 第12条 解約
- 第13条 年金等の請求、支払時期および支払場所
- 第14条 年齢の計算
- 第15条 時効
- 第16条 主約款の規定の準用
- 第17条 変額保険（有期型）に付加する場合の特則

1

変額保険（有期型）
普通保険約款

2

3 大疾病保険料払込免除
特約（変額保険用）

3

年金支払特約（N2）

4

年金移行特約

5

特定障害不担保特約

年金移行特約

(2025年4月2日実施)

(この特約の主な内容)

この特約は、すでに締結されている保険契約の死亡保障等の全部または一部に代えて所定の年金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条** この特約は、保険契約者から、すでに締結されている保険契約（以下、「主契約」といいます。）の全部または一部を年金払に移行する旨の申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主契約に付加して締結することができます。
- 主契約の一部を年金払に移行するときは、つぎに定めるところによります。
 - 保険契約者は、年金払に移行しない部分の死亡保険金額を指定することを要します。
 - 年金払に移行しない部分については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）を適用します。この場合、「保険契約」は「保険契約のうち年金払に移行しない部分」と読み替えます。
 - この特約の締結日は、会社の定める取扱範囲で、主契約の保険料払込期間経過後に到来する契約日の年単位の応当日のうちから、保険契約者が指定した日とします。
 - この特約が付加された後は、つぎの取扱を行いません。ただし、主契約のうち年金払に移行しない部分についてはこの限りではありません。
 - 死亡保険金の支払
 - 高度障害保険金の支払
 - 保険金額の減額
 - 保険契約の解約
 - 保険契約者は、この特約の締結日の2週間前までにこの特約を締結する旨の申出を行ってください。
 - 保険契約者の申出によってこの特約を締結したときは、会社は年金受取人に年金証書を交付（電磁的方法によるものを含みます。以下、同じ。）します。また、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

(年金額の計算)

- 第2条** 年金額は、保険契約者の指定にもとづき、主契約におけるつぎの金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。ただし、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。
- 主契約の責任準備金（この特約の付加時に消滅する特約の責任準備金を含みます。）
 - 主契約に付加されている特約の契約内容の変更に伴い保険契約者に支払うべき金額
2. 前項の規定により計算した第1回年金額が会社の定める金額に満たないときは、前条の規定にかかわらず、この特約を締結することはできません。

(年金受取人)

- 第3条** この特約の年金受取人は、主契約の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のうち、保険契約者が指定した者とします。
- 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、この特約の締結日以後は、年金払に移行した部分（以下、「年金払移行部分」といいます。）について保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 - 年金受取人が2人以上のときは、年金の受取割合に応じて保険契約者の権利義務を承継するものとします。

（年金の種類）

第4条 年金の種類は確定年金とし、年金支払期間中、被保険者が毎年の年金支払日に生存しているとき一定の年金を支払います。

（年金支払日）

第5条 第1回の年金支払日（以下、「年金支払開始日」といいます。）は、この特約の締結日とします。
2. 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とします。

（年金の支払）

第6条 年金は、第5条（年金支払日）の年金支払日に年金受取人に支払います。
2. 被保険者が死亡したときには、年金受取人（年金受取人が被保険者の場合には、被保険者の死亡時の法定相続人を年金受取人とみなします。）に残存支払期間に対応する未払年金現価相当額を支払います。この場合、被保険者が死亡した時に年金払移行部分は消滅します。

（年金の分割支払）

第7条 年金受取人からの申出があった場合には、会社の定める方法により年金年額を分割して支払います。ただし、分割して支払う金額が会社の定める金額を下回る場合は、年金の分割支払は取り扱いません。
2. 年金年額を分割して支払うときは、会社の定める利率による利息をつけて支払います。

（年金の一括支払）

第8条 会社は、年金支払期間中に年金受取人から請求があったときは、将来の年金の支払に代えて、未払年金現価相当額を一括して支払います。
2. 前項の場合、当該年金受取人の年金に関する権利は消滅します。

（重大事由による解除）

第9条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。この場合、年金払移行部分およびこの特約（年金受取人のみが主約款に定める反社会的勢力にかかる規定のみに該当した場合で、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金払移行部分およびこの特約のうち、その受取人に対応する部分をいいます。）を解除し、その解除された部分に関し年金を支払わないときは、会社は、第8条（年金の一括支払）に定める未払年金現価相当額を年金受取人に支払います。

（年金受取人の承継）

第10条 年金受取人は、その一切の権利義務を被保険者に承継させることができます。

（年金受取人の代表者）

第11条 年金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が年金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 前2項の規定は、年金受取人が死亡した場合で、年金受取人の法定相続人が2人以上あるときに準用します。

（解約）

第12条 この特約の締結日以後は、年金払移行部分を解約することができません。

(年金等の請求、支払時期および支払場所)

第13条 年金受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を提出して年金およびこの特約にもとづく支払金（以下、「年金等」といいます。）を請求してください。

2. 年金等の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

(年齢の計算)

第14条 被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、切り捨てます。

(時効)

第15条 年金その他この特約にもとづく諸支払金を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになったときから3年間請求がない場合には消滅します。

(主約款の規定の準用)

第16条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(変額保険（有期型）に付加する場合の特則)

第17条 変額保険（有期型）にこの特約を付加する場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約の締結日以後は、年金払に移行した部分について特別勘定による運用はしません。
- (2) 主契約が自動延長定期保険に変更されている場合、この特約を締結することはできません。
- (3) 第1条（特約の締結）第2項中「死亡保険金額」は「基本保険金額」と読み替えます。
- (4) 第1条（特約の締結）第3項中「主契約の保険料払込期間経過後」は「主契約の契約日以後会社所定の期間経過後」と読み替えます。
- (5) 第1条（特約の締結）第4項はつぎのとおり読み替えます。

4. この特約が付加された後は、つぎの取扱を行いません。ただし、主契約のうち年金払に移行しない部分についてはこの限りではありません。

- (1) 死亡保険金の支払
- (2) 高度障害保険金の支払
- (3) 満期保険金の支払
- (4) 保険料の払込の免除
- (5) 基本保険金額の減額
- (6) 保険契約の解約

(6) 第2条（年金額の計算）の適用に際しては、つぎのとおり読み替えます。

(年金額の計算)

第2条 年金額は、保険契約者の指定にもとづき、主契約におけるつぎの金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。ただし、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

- (1) この特約の締結日の前日の主契約の積立金額（この特約の付加時に消滅する特約（解約払戻金のない特約を除きます。）の責任準備金を含みます。）
 - (2) 主契約に付加されている特約の契約内容の変更に伴い保険契約者に支払うべき金額
2. 前項の規定により計算した第1回年金額が会社の定める金額に満たないときは、前条の規定にかかわらず、この特約を締結することはできません。

- (7) 本条の規定にかかわらず、主約款に定める取引停止期間中、その特別勘定に係る保険契約のこの特約の締結の請求すべてについて受付を行わず、すでに行われたその請求は、すべてなかったものとして取り扱います。また、この特約の締結日の前日が取引停止期間中となった場合もこの取扱をします。

約款

1

変額保険（有期型）
普通保険約款

2

3 大疾病保険料払込免除
特約（変額保険用）

3

年金支払特約（N02）

4

年金移行特約

5

特定障害不担保特約

特定障害不担保特約 目次

- 第1条 特約の締結
- 第2条 不担保とする特定障害
- 第3条 主約款の規定の準用

特定障害不担保特約

(2021年4月1日実施／2022年3月2日改正)

(特約の締結)

第1条 保険契約の締結または復活の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加します。

(不担保とする特定障害)

第2条 この特約により不担保とする特定障害は、会社が指定した視力障害または聴力障害とし、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 視力障害

被保険者が主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（主契約に付加されている特約の特約条項を含みます。以下、「主契約」といいます。）に定める高度障害状態（別表3）のうち、「(1)両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当し、主約款に定める高度障害保険金、災害高度障害保険金および高度障害年金の支払事由が生じた場合でも、会社は、高度障害保険金、災害高度障害保険金および高度障害年金の支払を行わず、また、身体障害の状態（別表4）のうち、「(1)1眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当し、保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、保険料払込の免除を行いません。

(2) 聴力障害

被保険者が主約款に定める身体障害の状態（別表4）のうち、「(2)両耳の聴力を全く永久に失ったもの」に該当し、主約款に定める保険料払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、保険料払込の免除を行いません。

(主約款の規定の準用)

第3条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

1 変額保険（有期型）
普通保険約款

2 3大疾病保険料払込免除
特約（変額保険用）

3 年金支払特約（N2）

4 年金移行特約

5 特定障害不担保特約

リビング・ニーズ特約 目次

この特約の主な内容

- 第1条 特約保険金の支払
- 第2条 特約保険金を支払わない場合
- 第3条 特約保険金の削減支払
- 第4条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所
- 第5条 特約の締結および責任開始期
- 第6条 特約の保険料の払込
- 第7条 特約の失効
- 第8条 特約の復活
- 第9条 特約の解約
- 第10条 特約の払戻金
- 第11条 特約の消滅
- 第12条 告知義務および告知義務違反
- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 契約者配当
- 第15条 管轄裁判所
- 第16条 主契約が定期保険契約の場合の特則
- 第17条 主契約がガン保険契約もしくはガン保険（2001）契約の場合の特則
- 第18条 主契約が心臓病保険契約の場合の特則
- 第19条 主契約が終身ガン保険契約の場合の特則
- 第20条 主契約が医療保険契約もしくは医療保険（2002）契約の場合の特則
- 第21条 主契約が終身医療保険（2006）契約の場合の特則
- 第22条 主契約が無解約払戻金型終身医療保険（Z02）契約の場合の特則
- 第23条 主契約がガン保険（2007）契約の場合の特則
- 第24条 主契約が無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）（Z02）契約の場合の特則
- 第25条 主契約が無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型）、無解約払戻金型収入保障保険（標準体型）、無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型）（Z02）または無解約払戻金型収入保障保険（標準体型）（Z02）契約の場合の特則
- 第26条 主契約が無解約払戻金型終身医療保険（Z03）契約の場合の特則
- 第27条 主契約が変額保険（有期型）契約の場合の特則
- 第28条 保険金削減支払法による特別条件が適用されている場合の特則
- 第29条 更新契約でかつ指定代理請求特約が付加されていない場合の特則
- 第30条 主契約に質権が設定されている場合の特則
- 第31条 主約款の規定の準用

リビング・ニーズ特約

(2021年4月1日実施／2025年4月2日改正)

約款

6

リビング・ニーズ特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に死亡保険金の全部または一部について、保険金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約保険金の支払)

- 第1条** 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、特約保険金を特約保険金の受取人である被保険者に支払います。ただし、第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第1項に定める必要書類が会社に到達しない限り、会社は、特約保険金を支払いません。
- 前項の特約保険金の保険金額は、死亡保険金額のうち、会社の定める範囲内で、特約保険金の受取人が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）とします。
 - 特約保険金の支払に際しては、指定保険金額から、会社の定める方法により計算したこの特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引くものとします。
 - 主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、この特約保険金の請求日に消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。また、特約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約保険金が支払われた場合には、その特約は、この特約保険金の請求日に消滅するものとします。
 - 死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約もしくは特約は、指定保険金額分だけこの特約保険金の請求日に減額されたものとします。
 - 第4項および前項の定めるところにより、特約保険金が支払われた場合には、特約条項および主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、指定保険金額にかかる解約払戻金を支払いません。また、特約保険金の支払日以降、主約款もしくは特約条項に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額に相当する保険金額については支払いません。
 - 会社は、主約款もしくは特約条項に定める保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、その後この特約保険金の請求を受けても、これを支払いません。
 - 特約保険金を支払う前に、主約款もしくは特約条項に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約保険金は支払いません。
 - 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約保険金の受取人とします。
 - 前項に該当する場合を除き、特約保険金の受取人を被保険者以外のものに変更することはできません。

(特約保険金を支払わない場合)

第2条 被保険者が、保険契約者または被保険者の故意により、前条第1項の規定に該当したときは、会社は、特約保険金を支払いません。

(特約保険金の削減支払)

第3条 第1条（特約保険金の支払）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱によって第1条第1項の規定に該当した場合で、その原因によって第1条第1項の規定に該当した被保険者の数の増加が、この特約が付加された主契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険金を削減して支払うことがあります。

7

電磁的方法による申込等に関する特約

8

電磁的保険証券の発行に関する特約

9

指定代理請求特約

10

口座振替特約

(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

第4条 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求（第1条（特約保険金の支払）第2項の保険金額の指定を含みます。）する場合には、必要書類（別表1）を提出してください。

2. 特約保険金は、前項の必要な書類が会社に到達した日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

3. 特約保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到達した日から45日を経過する日とします。

(1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

第1条（保険金の支払）第1項に該当する事実の有無

(2) 保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合

保険金の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

4. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達してから当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日

(2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

(3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

5. 第3項または第4項に掲げる必要な事項の確認を行う場合、会社は、特約保険金を請求した者に通知します。

6. 第3項または第4項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

(特約の締結および責任開始期)

第5条 保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

2. この特約の責任開始期は、主契約締結の際に主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とし、主契約の契約日後に主契約に付加する場合は、会社がこの特約の付加を承諾した日とします。
3. 第1項の規定により、主契約の契約日後にこの特約を付加したときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

(特約の保険料の払込)

第6条 この特約は保険料の払込みを要しません。

(特約の失効)

第7条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

- 第8条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の解約)

- 第9条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

(特約の払戻金)

第10条 この特約の解約払戻金その他の払戻金はありません。

(特約の消滅)

- 第11条** つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
- (1) 第1条(特約保険金の支払)に規定する特約保険金を支払ったとき
 - (2) 主契約が消滅したとき

(告知義務および告知義務違反)

第12条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第13条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

(契約者配当)

第14条 この特約に対する契約者配当はありません。

(管轄裁判所)

第15条 この特約における特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主契約が定期保険契約の場合の特則)

第16条 この特約が定期保険に付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 特約保険金の請求日（第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第1項に定める必要書類が会社に到達した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了（主約款の規定により、主契約が更新される場合を除きます。）前1年以内である場合、会社は、特約保険金を支払いません。
- (2) 主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。
- (3) 定期保険特約もしくは養老保険特約がともに付加されている場合には、つぎに定めるところによります。ただし、付加されている定期保険特約もしくは養老保険特約が、特約保険金の請求日において、保険期間の満了（特約条項の規定により、特約が更新される場合を除きます。）前1年以内である場合、その特約については、本号の規定を適用しません。
 - ア. 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額、定期保険特約および養老保険特約の特約死亡保険金額を合算した金額とします。
 - イ. 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する指定保険金額は、特約保険金の請求日の主契約、定期保険特約および養老保険特約のそれぞれの死亡保険金額の割合に応じて、主契約、定期保険特約および養老保険特約の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (4) 第1条（特約保険金の支払）第4項の規定により、主契約とともに付加されている手術給付金付入院保障特約、女性疾病特約、成人病特約、ガン手術入院特約、災害・伝染病手術入院特約、心臓病特約、診断給付金付ガン手術入院特約、女性疾病・成人病特約、手術給付金付入院保障特約（2001）もしくは成人病特約（2002）が消滅した場合、その消滅時に被保険者が継続入院中のときは、各特約条項に定める給付金の支払に関する特則の規定を準用します。

(主契約がガン保険契約もしくはガン保険（2001）契約の場合の特則)

第17条 この特約が、定期保険特約もしくは養老保険特約とともに、ガン保険もしくはガン保険（2001）に付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、付加されている定期保険特約もしくは養老保険特約が、特約保険金の請求日において、保険期間の満了（特約条項の規定により、特約が更新される場合を除きます。）前1年以内である場合、その特約については、本条の規定を適用しません。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する死亡保険金額は、定期保険特約および養老保険特約の特約死亡保険金額を合算した金額とします。
- (2) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する指定保険金額は、特約保険金の請求日の定期保険特約および養老保険特約のそれぞれの死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約および養老保険特約の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (3) 第5条第2項の規定にかかわらず、主契約の締結の際に定期保険特約もしくは養老保険特約とあわせてこの特約を主契約に付加する場合は、定期保険特約もしくは養老保険特約の責任開始期をこの特約の責任開始期とします。
- (4) この特約と同時に主契約に付加されている定期保険特約もしくは養老保険特約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。
- (5) この特約と同時に主契約に付加されている定期保険特約と養老保険特約の両方が消滅した場合には、この特約は消滅します。

(主契約が心臓病保険契約の場合の特則)

第18条 この特約が、定期保険特約、終身保険特約もしくは養老保険特約とともに、心臓病保険に付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、付加されている定期保険特約もしくは養老保険特約が、特約保険金の請求日において、保険期間の満了（特約条項の規定により、特約が更新される場合を除きます。）前1年以内である場合、その特約については、本条の規定を適用しません。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する死亡保険金額は、定期保険特約、終身保険特約および養老保険特約の特約死亡保険金額を合算した金額とします。
- (2) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する指定保険金額は、特約保険金の請求日の定期保険特約、終身保険特約および養老保険特約のそれぞれの死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約、終身保険特約および養老保険特約の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (3) この特約と同時に主契約に付加されている定期保険特約もしくは養老保険特約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。
- (4) この特約と同時に主契約に付加されている定期保険特約、終身保険特約、養老保険特約のすべてが消滅した場合には、この特約は消滅します。

（主契約が終身ガン保険契約の場合の特則）

第19条 この特約が、終身保険特約とともに、終身ガン保険に付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する死亡保険金額は、終身保険特約の特約死亡保険金額とします。
- (2) 第5条第2項の規定にかかわらず、主契約の締結の際に終身保険特約とあわせてこの特約を主契約に付加する場合は、終身保険特約の責任開始期をこの特約の責任開始期とします。
- (3) この特約と同時に主契約に付加されている終身保険特約が消滅した場合には、この特約は消滅します。

（主契約が医療保険契約もしくは医療保険（2002）契約の場合の特則）

第20条 この特約が、定期保険特約、終身保険特約もしくは養老保険特約とともに、医療保険もしくは医療保険（2002）に付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、付加されている定期保険特約もしくは養老保険特約が、特約保険金の請求日において、保険期間の満了（特約条項の規定により、特約が更新される場合を除きます。）前1年以内である場合、その特約については、本条の規定を適用しません。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する死亡保険金額は、定期保険特約、終身保険特約および養老保険特約の特約死亡保険金額を合算した金額とします。
- (2) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する指定保険金額は、特約保険金の請求日の定期保険特約、終身保険特約および養老保険特約のそれぞれの死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約、終身保険特約および養老保険特約の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (3) この特約と同時に主契約に付加されている定期保険特約もしくは養老保険特約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。
- (4) この特約と同時に主契約に付加されている定期保険特約、終身保険特約、養老保険特約のすべてが消滅した場合には、この特約は消滅します。

（主契約が終身医療保険（2006）契約の場合の特則）

第21条 この特約が、終身保険特約とともに、終身医療保険(2006)に付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する死亡保険金額は、終身保険特約の特約死亡保険金額とします。
- (2) この特約と同時に主契約に付加されている終身保険特約が消滅した場合には、この特約は消滅します。

（主契約が無解約払戻金型終身医療保険（Z02）契約の場合の特則）

第22条 この特約が、終身保険特約もしくは終身保険特約（Z02）とともに、無解約払戻金型終身医療保険（Z02）に付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する死亡保険金額は、終身保険特約もしくは終身保険特約（Z02）の特約死亡保険金額とします。
- (2) この特約と同時に主契約に付加されている終身保険特約もしくは終身保険特約（Z02）が消滅した場合には、この特約は消滅します。

（主契約がガン保険（2007）契約の場合の特則）

第23条 この特約が、定期保険特約、養老保険特約もしくは終身保険特約とともに、ガン保険（2007）に付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、付加されている定期保険特約もしくは養老保険特約が、特約保険金の請求日において、保険期間の満了（特約条項の規定により、特約が更新される場合を除きます。）前1年以内である場合、その特約については、本条の規定を適用しません。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する死亡保険金額は、定期保険特約、養老保険特約および終身保険特約の特約死亡保険金額を合算した金額とします。
- (2) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する指定保険金額は、特約保険金の請求日の定期保険特約、養老保険特約および終身保険特約のそれぞれの死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約、養老保険特約および終身保険特約の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (3) 第5条第2項の規定にかかわらず、主契約の締結の際に定期保険特約、養老保険特約もしくは終身保険特約とあわせてこの特約を主契約に付加する場合は、定期保険特約、養老保険特約もしくは終身保険特約の責任開始期をこの特約の責任開始期とします。
- (4) この特約と同時に主契約に付加されている定期保険特約もしくは養老保険特約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。
- (5) この特約と同時に主契約に付加されている定期保険特約、養老保険特約および終身保険特約の全部が消滅した場合には、この特約は消滅します。

（主契約が無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）（Z02）契約の場合の特則）

第24条 この特約が、終身保険特約（Z02）とともに、無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）（Z02）に付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する死亡保険金額は、終身保険特約（Z02）の特約死亡保険金額とします。
- (2) 第5条第2項の規定にかかわらず、主契約の締結の際に終身保険特約（Z02）とあわせてこの特約を主契約に付加する場合は、終身保険特約（Z02）の責任開始期をこの特約の責任開始期とします。
- (3) この特約と同時に主契約に付加されている終身保険特約（Z02）が消滅した場合には、この特約は消滅します。

（主契約が無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型）、無解約払戻金型収入保障保険（標準体型）、無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型）（Z02）または無解約払戻金型収入保障保険（標準体型）（Z02）契約の場合の特則）

第25条 この特約が無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型）、無解約払戻金型収入保障保険（標準体型）、無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型）（Z02）または無解約払戻金型収入保障保険（標準体型）（Z02）に付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 特約保険金の請求日（第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第1項に定める必要書類が会社に到達した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合、会社は、特約保険金を支払いません。
- (2) 第1条（特約保険金の支払）中「死亡保険金額」とあるのは「特約保険金の請求日における主契約の年金の未支払分の現価相当額」と読み替えます。また、主契約に付加された特約は指定保険金額の対象外とします。

- (3) 第1条第6項ないし第8項中「主約款もしくは特約条項に定める保険金」とあるのは「主約款に定める年金」と読み替えます。
- (4) 第1条第9項中「死亡保険金」とあるのは「収入保障年金」と読み替えます。
- (5) 特約保険金の請求日における主契約の年金の未支払分の現価相当額の一部が指定され、特約保険金が支払われた場合、第1条第5項の規定は、指定された年金の未支払分の現価相当額部分の割合に応じて無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型）、無解約払戻金型収入保障保険（標準体型）、無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型）（Z02）または無解約払戻金型収入保障保険（標準体型）（Z02）の年金月額が減額されたものとしします。
- (6) 特約保険金を支払った後に年金の支払事由が生じた場合で、減額後の年金月額が会社の定める金額に満たないときは、会社は、減額後の年金の未支払分の現価相当額を一時に支払い、年金は支払いません。

（主契約が無解約払戻金型終身医療保険（Z03）契約の場合の特則）

第26条 この特約が、終身保険特約（Z03）とともに、無解約払戻金型終身医療保険（Z03）に付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する死亡保険金額は、終身保険特約（Z03）の特約死亡保険金額とします。
- (2) この特約と同時に主契約に付加されている終身保険特約（Z03）が消滅した場合には、この特約は消滅します。

（主契約が変額保険（有期型）契約の場合の特則）

第27条 この特約が、変額保険（有期型）に付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）中「死亡保険金額」とあるのは「基本保険金額」と読み替えます。ただし、特約保険金の支払に際し、特約保険金の請求日における積立金額が基本保険金額を上回る場合は、当該積立金額から基本保険金額を差し引いた金額に、基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額も支払います。
- (2) 主契約が自動延長定期保険に変更されたときは、この特約は消滅します。

（保険金削減支払法による特別条件が適用されている場合の特則）

第28条 主約款もしくは特約条項に定める特別条件をつける場合の特則に規定する保険金削減支払法による条件が適用されているときは、第1条（特約保険金の支払）第3項はつぎのとおり読み替えます。「3. 特約保険金の支払に際しては、指定保険金額から、会社の定める方法により計算した特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息を差し引いた金額に、特約保険金の請求日における保険金の削減割合を乗じた金額から、さらに会社の定めるところにより計算した特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する保険料相当額を差し引くものとしします。」

（更新契約でかつ指定代理請求特約が付加されていない場合の特則）

第29条 保険契約が更新された場合で、指定代理請求特約が付加されておらずかつ更新前のこの特約条項の規定にもとづき指定代理請求人が指定されていた場合には、次項のとおり取り扱います。

2. 特約保険金の受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定したつぎの1人の者（以下、「指定代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金を請求することができます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

3. 前項の規定により、会社が特約保険金を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複して特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(主契約に質権が設定される場合の特則)

第30条 主契約に質権が設定される場合には、この特約は締結できません。

2. この特約の締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅します。

(主約款の規定の準用)

第31条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

電磁的方法による申込等に関する特約 目次

この特約の主な内容

- 第1条 特約の適用
- 第2条 責任開始期の特則
- 第3条 契約内容の変更等の特則
- 第4条 告知義務の特則
- 第5条 保険料の払込免除に関する特則
- 第6条 必要書類の特則
- 第7条 特約の消滅
- 第8条 主約款の規定の準用

約款

6

リビング・ニーズ特約

7

電磁的方法による申込等に関する特約

8

電磁的保険証券の発行に関する特約

9

指定代理請求特約

10

口座振替特約

電磁的方法による申込等に関する特約

(2021年4月1日実施/2021年7月21日改正)

(この特約の主な内容)

この特約は、主契約に付加し、保険契約の申込者、保険契約者または被保険者（以下、「保険契約者等」といいます。）から会社に対して、また、会社から保険契約者等に対して、保険契約の申込や承諾の通知、契約内容の変更の請求や承諾の通知等を電磁的方法により行うことを主な内容とするものです。

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結の際または保険期間の中途において、保険契約者から主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）および第3条（契約内容の変更等の特約）に定める通知、表示または意思表示、契約内容の変更の請求等（以下、「通知等」といいます。）を行う場合電磁的方法によることの申出があり、かつ、会社がこれらを承諾した場合に適用します。

(責任開始期の特約)

第2条 主約款の責任開始期の規定に定める保険契約の申込み、承諾および承諾の通知は電磁的方法によって行います。ただし、電磁的方法が不可能な場合にはその他の方法を用いる場合があります。

(契約内容の変更等の特約)

第3条 電磁的方法により、会社の定めるつぎの①から⑫までの請求の手続きが行われたときは、その旨を電磁的方法によって保険契約者に通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いる場合があります。

- ① 保険金額、給付金額等の変更
- ② 保険契約者の住所の変更
- ③ 解約
- ④ 改姓・改名
- ⑤ 特約の中途付加
- ⑥ 保険金、給付金等の受取人の変更
- ⑦ 指定代理請求人の変更
- ⑧ 保険契約者の変更
- ⑨ 保険証券の再発行
- ⑩ 特約の解約
- ⑪ 復活
- ⑫ その他会社の定める保全取扱

(告知義務の特約)

第4条 主約款の規定にかかわらず、保険契約の締結の際、会社は支払事由および保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち被保険者に告知を求める事項を電磁的方法によって表示します。表示した告知事項について保険契約者または被保険者は、電磁的方法によって告知してください。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いる場合があります。

(保険料の払込免除に関する特則)

第5条 主約款および主契約に付加されている各特約に定める保険料の払込みを免除したときは電磁的方法によって保険契約者に通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いる場合があります。

(必要書類の特則)

第6条 別表1の規定に定める必要書類については、会社所定の請求書の提出に代えて、電磁的方法によることができます。この場合、会社が定める本人認証手続が異常なく完了したことをもって保険契約者等の印鑑証明書が提出されたものとみなします。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いる場合があります。

(特約の消滅)

第7条 保険契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

(主約款の規定の準用)

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

[備考]**電磁的方法**

本特約における「電磁的方法」とは、それぞれつぎに掲げる場合に応じて、つぎに掲げる方法を指します。

(1) 会社から保険契約者等に対して請求の承諾や通知等を行う場合

- ① 会社の使用に係る電子計算機と保険契約者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ② 会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
- ③ 保険契約者等ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。以下同じとします。）に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
- ④ 会社の閲覧ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するため通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。）に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法

(2) 保険契約者等から会社に対して通知等を行う場合

- ① 保険契約者等ファイルに、保険契約者等が通知等を行うべき事項を記録する方法
- ② 保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続にしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子計算機を用いて送信する方法

電磁的保険証券の発行に関する特約 目次

- 第1条 特約の適用
- 第2条 保険証券の発行
- 第3条 特約の消滅
- 第4条 保険金等の請求に関する特則
- 第5条 主約款の規定の準用

電磁的保険証券の発行に関する特約

(2021年4月1日実施)

約款

6

リビング・ニーズ特約

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結の際または保険期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して適用します。

(保険証券の発行)

第2条 この特約が付加された場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、保険証券を電磁的方法により発行します。
2. 前項の規定にかかわらず、会社は、保険契約締結の後、保険期間中に保険契約者から保険証券の書面の発行を請求された場合には、遅滞なくこれを発行します。

(特約の消滅)

第3条 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
(1) 主契約が消滅したとき
(2) 前条第2項の規定により、会社が保険証券の書面を発行したとき

(保険金等の請求に関する特則)

第4条 第2条（保険証券の発行）第1項の規定により会社が電磁的方法により保険証券を発行した場合には、主約款およびこの保険契約に付加された他の特約において、保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に際して保険証券を提出する旨の規定がある場合、その規定を適用しません。

(主約款の規定の準用)

第5条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

7

電磁的方法による申込等に関する特約

8

電磁的保険証券の発行に関する特約

9

指定代理請求特約

10

口座振替特約

指定代理請求特約 目次

この特約の主な内容

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の対象となる保険金等
- 第3条 指定代理請求人の指定および変更
- 第4条 指定代理請求人による保険金等の請求
- 第5条 告知義務違反による解除および重大事由による解除
- 第6条 主約款等の代理請求に関する規定の不適用
- 第7条 特約の保険料の払込
- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の復活
- 第10条 特約の解約
- 第11条 特約の払戻金
- 第12条 特約の消滅
- 第13条 特約の更新
- 第14条 主契約の被保険者についての特則
- 第15条 年金支払特約（Z02）による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則
- 第16条 主契約の準用

指定代理請求特約

(2021年4月1日実施 / 2025年4月2日改正)

(この特約の主な内容)

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が請求を行なうことを可能とするための特約です。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

(特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金等（以下、「保険金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約の給付のうち、つぎに定めるものとします。

- (1) 被保険者が受け取ることとなる給付（被保険者と保険契約者が同一である場合に保険契約者が受け取ることとなる給付および被保険者が受取人に指定されている給付を含みます。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一である場合の保険料払込免除

(指定代理請求人の指定および変更)

第3条 この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）ただし、保険金等の受取人が法人である場合を除きます。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族
 - (3) 被保険者の兄弟姉妹
 - (4) 前2号のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
2. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。この場合、保険契約者は、以下の書類を会社に提出してください。
- (1) 会社所定の請求書
 - (2) 保険契約者の印鑑証明書
 - (3) 保険証券
3. 会社は、第2項の提出書類の一部の省略を認めまたは第2項の書類以外の提出を求めることがあります。
4. 第2項の変更は、保険証券に裏書を受け、または会社からの通知を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

(指定代理請求人による保険金等の請求)

第4条 第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等の受取人（保険料の払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が保険金等を請求できなかつぎの各号に定める事情があるときは、前条で指定した指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

- (1) 保険金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
- (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- (3) その他これに準じる状態であると会社が認めた場合

2. 前項により、指定代理請求人が保険金等を請求するときは、保険金等の請求書類に加えて、つぎの書類を提出してください。
 - (1) 前項の事情の存在を証明する書類
 - (2) 主約款および各特約条項に定める保険金等の請求書類
 - (3) 主たる被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本
 - (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書
 - (5) 主たる被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
3. 会社は、第2項の提出書類の一部の省略を認めまたは第2項の書類以外の提出を求めることがあります。
4. 指定代理請求人が第1項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において前条第1項各号に定める範囲内であることを要します。
5. 第1項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
6. 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。以下同じ。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
7. 会社が必要と認めるときは、事実の確認を行いまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
8. 事実の確認に際し、指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、会社は、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等を支払わずまたは保険料の払込を免除しません。また、会社の指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

(告知義務違反による解除および重大事由による解除)

第5条 この特約を付加している場合には、保険契約または付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金、給付金もしくは年金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

(主約款等の代理請求に関する規定の不適用)

第6条 この特約を付加している場合、主契約または付加されている特約については、その主約款または特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者がその代理人として保険金等の請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約条項の定めるところにより取り扱います。

(特約の保険料の払込)

第7条 この特約は保険料の払込を要しません。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

- 第9条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の解約)

第10条 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

2. 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書します。

(特約の払戻金)

第11条 この特約の解約払戻金その他の払戻金はありません。

(特約の消滅)

第12条 主契約が消滅したときは、この特約も消滅します。

(特約の更新)

第13条 この特約が付加されている主契約が更新される場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。

2. 更新後のこの特約には更新日のこの特約の特約条項を適用します。

3. 第1項の規定にかかわらず、更新日に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、会社が保障内容を同様とする他の特約を取り扱っている場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、第1項から前項の規定による特約の更新の取扱に準じて、保障内容を同様とする他の特約に更新することがあります。

(主契約の被保険者についての特則)

第14条 この特約をつぎの各号の主契約に付加した場合には、本特約条項中、「主契約の被保険者」とあるのを「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。

(1) ガン保険

(2) ガン保険 (2001)

(3) 終身ガン保険

(4) 医療保険

(5) 医療保険 (2002)

(6) 終身医療保険 (2006)

(7) ガン保険 (2007)

2. この特約をつぎの各号の主契約に付加した場合には、本特約条項中、「主契約の被保険者」とあるのを「主契約の第1被保険者」と読み替えます。

(1) 学資保障用連生定期保険

(2) 収入保障保険

(3) 学資保障用定期保険

(年金支払特約 (Z02) による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則)

第15条 年金支払特約 (Z02) の年金受取人は、第1条 (特約の締結) の規定にかかわらず、年金支払特約 (Z02) による年金の年金基金の設定日以後、会社の承諾を得てこの特約を付加し、年金支払特約 (Z02) による年金をこの特約の対象となる保険金等とすることができます。

2. 前項の規定により、この特約を付加した場合には、つぎの各号に定めるところによります。

(1) 第2条 (特約の対象となる保険金等) はつぎのとおり読み替えます。

〔(特約の対象となる保険金等)〕

第2条 この特約の対象となる保険金等 (以下、「保険金等」といいます。) は、年金支払特約 (Z02) による年金とします。ただし、主契約の被保険者と年金受取人が同一人である年金に限ります。〕

(2) 第3条 (指定代理請求人の指定および変更) はつぎのとおり読み替えます。

〔(指定代理請求人の指定および変更)〕

第3条 この特約を付加する場合、年金支払特約（Z02）の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）

(1) 年金受取人の戸籍上の配偶者

(2) 年金受取人の直系血族

(3) 年金受取人の兄弟姉妹

(4) 前2号のほか、年金受取人と同居し、または、年金受取人と生計を一にしている年金受取人の3親等内の親族

2. 年金受取人は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。この場合、年金受取人は、以下の書類を会社に提出してください。

(1) 会社所定の請求書

(2) 年金受取人の印鑑証明書

(3) 年金証書

3. 会社は、第2項の提出書類の一部の省略を認めまたは第2項の書類以外の提出を求めることがあります。

4. 第2項の変更は、年金証書に裏書を受け、または会社からの通知を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。〕

(3) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第2項はつぎのとおり読み替えます。

〔2. 前項により、指定代理請求人が保険金等を請求するときは、保険金等の請求書類に加えて、つぎの書類を提出してください。〕

(1) 前項の事情の存在を証明する書類

(2) 主約款および各特約条項に定める保険金等の請求書類

(3) 年金受取人および指定代理請求人の戸籍謄本

(4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書

(5) 年金受取人または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し〕

(4) 第10条（特約の解約）中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と、「保険証券」とあるのは「年金証書」と読み替えます。

(5) 第12条（特約の消滅）中、「主契約」とあるのは「年金支払特約（Z02）」と読み替えます。

（主契約の準用）

第16条 この特約に特段の定めのないときは、主契約の規定を準用します。

口座振替特約 目次

- 第1条 特約の適用
- 第2条 保険料の払込
- 第3条 責任開始期および契約日の特則
- 第4条 保険料率
- 第5条 保険料口座振替不能の場合の取扱
- 第6条 諸変更
- 第7条 契約日の特則
- 第8条 特約の消滅
- 第9条 ガン保険契約に付加する場合の特則
- 第10条 ガン保険（2001）契約、終身ガン保険契約、ガン保険（2007）契約もしくは無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）契約に付加する場合の特則
- 第11条 ガン診断保険契約に付加する場合の特則
- 第12条 無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）（Z02）契約に付加する場合の特則
- 第13条 無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤保障）（Z03）契約に付加する場合の特則
- 第14条 変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則
- 第15条 主約款の規定の準用

口座振替特約

(2021年4月1日実施／2025年4月2日改正)

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の途中において、保険契約者から主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料の払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

2. この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
- (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委任すること

(保険料の払込)

第2条 保険料は、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めた日。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとし、ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。

2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとし、

3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対してその振替順序を指定できないものとし、ただし、保険契約者が同一であり、かつ、払込方法（回数）が月払の保険契約については、保険契約者から反対の申出がない限り、会社は保険料を合算して口座振替を行います。

4. 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

5. 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

6. 会社は、保険契約者に対し、口座振替による保険料の払込状況について定期的に通知します。

(責任開始期および契約日の特則)

第3条 この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下同じ。）から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、会社の責任開始の日を契約日とします。ただし、月払保険契約の場合の契約日は、第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日とします。

2. 前項の場合、会社は、第1回保険料の振替日をあらかじめ保険契約者に知らせるものとし、

3. 保険契約締結の際に、この特約が適用され、第2回以後の保険料から口座振替を行う場合、月払保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

4. 第1項および第3項の場合、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、第1項および第3項に規定する契約日を基準として計算します。

5. 会社の責任開始の日から契約日までの間に、主約款および特約条項の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

(保険料率)

第4条 この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

(保険料口座振替不能の場合の取扱)

第5条 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、第3条第1項の規定は適用しません。

2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合せて2か月分の保険料の口座振替を行います。
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の振替応当日に再度口座振替を行います。
3. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

(諸変更)

第6条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関等に申し出てください。

2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
3. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
4. 会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

(契約日の特則)

第7条 保険契約者の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合には、第3条（責任開始期および契約日の特則）第1項ただし書および第3項を適用しません。

(特約の消滅)

第8条 つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の前納が行われたとき
- (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (4) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
- (5) 第1条第2項に該当しなくなったとき

(ガン保険契約に付加する場合の特則)

第9条 この特約をガン保険に付加する場合には、第3条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第3項および第5項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「死亡保険金の支払および保険料の払込の免除に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第7条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第6条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(ガン保険 (2001) 契約、終身ガン保険契約、ガン保険 (2007) 契約もしくは無解約払戻金型終身ガン治療保険 (抗がん剤等保障) 契約に付加する場合の特則)

第10条 この特約をガン保険 (2001)、終身ガン保険、ガン保険 (2007) もしくは無解約払戻金型終身ガン治療保険 (抗がん剤等保障) に付加する場合には、第3条 (責任開始期および契約日の特則) 第1項、第3項および第5項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「保険料の払込の免除に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第6条 (責任開始期) に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第5条 (契約日) 第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(ガン診断保険契約に付加する場合の特則)

第11条 この特約をガン診断保険に付加する場合には、第3条 (責任開始期および契約日の特則) 第1項、第3項および第5項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「死亡給付金に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第4条 (責任開始期) に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第3条 (契約日) 第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(無解約払戻金型終身ガン治療保険 (抗がん剤等保障) (Z02) 契約に付加する場合の特則)

第12条 この特約を無解約払戻金型終身ガン治療保険 (抗がん剤等保障) (Z02) に付加する場合には、第3条 (責任開始期および契約日の特則) 第1項、第3項および第5項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「主約款第7条 (責任開始期) に規定する保険料の払込の免除に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第7条 (責任開始期) に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第6条 (契約日) 第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(無解約払戻金型終身ガン治療保険 (抗がん剤保障) (Z03) 契約に付加する場合の特則)

第13条 この特約を無解約払戻金型終身ガン治療保険 (抗がん剤保障) (Z03) に付加する場合には、第3条 (責任開始期および契約日の特則) 第1項、第3項および第5項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「主約款第8条 (責任開始期) に規定する保険料の払込の免除に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第8条 (責任開始期) に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第7条 (契約日) 第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(変額保険 (有期型) 契約に付加する場合の特則)

第14条 この特約を変額保険 (有期型) に付加する場合には、第2条 (保険料の払込) 第1項の規定中、「払込期月中」とあるのは「払込期月の前月中」と読み替え、第3条 (責任開始期および契約日の特則) 第1項はつぎのとおり読み替えます。

「この特約が適用され、第1回保険料 (第1回保険料相当額の場合を含みます。以下同じ。) から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日を契約日とします。」

(主約款の規定の準用)

第15条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

クレジットカード支払特約 目次

- 第1条 特約の適用
- 第2条 責任開始期および契約日の特則
- 第3条 保険料の払込
- 第4条 クレジットカードの有効性の確認等ができない場合またはカード会社から保険料相当額を領収できない場合の取扱
- 第5条 保険料率
- 第6条 諸変更
- 第7条 保険料の払戻の特例
- 第8条 契約日の特則
- 第9条 特約の消滅
- 第10条 ガン保険契約に付加する場合の特則
- 第11条 ガン保険（2001）契約、終身ガン保険契約、ガン保険（2007）契約もしくは無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）契約に付加する場合の特則
- 第12条 ガン診断保険契約に付加する場合の特則
- 第13条 無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）（Z02）契約に付加する場合の特則
- 第14条 無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤保障）（Z03）契約に付加する場合の特則
- 第15条 変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則
- 第16条 主約款の規定の準用

クレジットカード支払特約

(2021年4月1日実施 / 2025年4月2日改正)

(特約の適用)

- 第1条** この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料の払込方法（経路）のうちクレジットカード扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
2. この特約を適用するには、保険契約者が、クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）の会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）に基づく会員または会員規約等により会社が指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）の使用が認められている者と一緒にであることを要します。

(責任開始期および契約日の特則)

- 第2条** この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下同じ。）からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社がカード会社へ当該カードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込を承諾（この確認および承諾を以下「クレジットカード有効性の確認等」といいます。）した日を会社の責任開始の日とし、会社の責任開始の日を契約日とします。ただし、月払保険契約の場合の契約日は、クレジットカード有効性の確認等を行った日の属する月の翌月1日とします。
2. 前項の場合、会社は、保険契約の申込を承諾した後ただちに責任開始の日を保険契約者に知らせるものとします。
3. 第1項の場合、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、前項に規定する契約日を基準として計算します。
4. 会社の責任開始の日から契約日までの間に、主約款および特約条項の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

(保険料の払込)

- 第3条** 保険料は、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めた日。）にクレジットカード有効性の確認等を行い、クレジットカードによって会社に払い込まれるものとします。
2. 前項の場合、クレジットカード有効性の確認等を行った日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一のクレジットカードから2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、会社に対してその振替順序を指定できないものとします。
4. 会社は、クレジットカードにより払い込まれた保険料については領収証を発行しません。
5. 会社は、保険契約者に対し、クレジットカードによる保険料の払込状況について定期的に通知します。

(クレジットカードの有効性の確認等ができない場合またはカード会社から保険料相当額を領収できない場合の取扱)

- 第4条** クレジットカード有効性の確認等ができなかった場合には、その払込期月の保険料（第1回保険料を含みます。）からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、会社の定めるほかの保険料の払込方法（経路）に変更してください。
2. カード会社から保険料相当額を領収できない場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) クレジットカード有効性の確認等が行われた後に保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を

支払っている場合には、次の払込期月の保険料からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、会社の定めるほかの保険料の払込方法（経路）に変更してください。

- (2) クレジットカード有効性の確認等が行われた後に保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っていない場合には、その払込期月の保険料（第1回保険料を含みます。）からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、会社の定めるほかの保険料の払込方法（経路）に変更してください。この場合、この変更が行われる前のその払込期月の保険料については第3条第2項は適用しません。
3. 第1項および第2項によりクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、保険料の払込方法（経路）を変更するまでの保険料は、主約款に定める猶予期間満了日（第1回保険料の場合は会社の定めた日）までに、払込期月を過ぎた保険料を、会社の定める方法により、会社の本社に払い込んでください。

（保険料率）

第5条 この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、クレジットカード保険料率とします。

（諸変更）

- 第6条** 保険契約者は、クレジットカードを変更することができます。この場合、あらかじめ会社およびカード会社に申し出てください。
2. 保険契約者がクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社およびカード会社に申し出て、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
 3. カード会社がクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
 4. 会社またはカード会社の止むを得ない事情により、会社は、クレジットカード有効性の確認等を行う日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

（保険料の払戻の特例）

第7条 主約款または主契約に付加された特約の規定により、会社が保険料を払い戻す場合は、会社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認した後に保険料を払い戻します。ただし、第4条の第3項により保険契約者が保険料を直接会社に払い込んだ場合、およびクレジットカード有効性の確認等が行われた後に保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っている場合はこの限りではありません。

（契約日の特例）

第8条 保険契約者の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合には、第2条（責任開始期および契約日の特例）第1項ただし書を適用しません。

（特約の消滅）

第9条 つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の前納が行われたとき
- (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (4) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
- (5) 第1条第2項に該当しなくなったとき

(ガン保険契約に付加する場合の特則)

- 第10条** この特約をガン保険に付加する場合には、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第2項および第4項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「死亡保険金の支払および保険料の払込の免除に関する責任開始の日」と読み替えます。
2. 主約款第7条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第6条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(ガン保険（2001）契約、終身ガン保険契約、ガン保険（2007）契約もしくは無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）契約に付加する場合の特則)

- 第11条** この特約をガン保険（2001）、終身ガン保険、ガン保険（2007）もしくは無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）に付加する場合には、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第2項および第4項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「保険料の払込の免除に関する責任開始の日」と読み替えます。
2. 主約款第6条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第5条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(ガン診断保険契約に付加する場合の特則)

- 第12条** この特約をガン診断保険に付加する場合には、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第2項および第4項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「死亡給付金に関する責任開始の日」と読み替えます。
2. 主約款第4条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第3条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）（Z02）契約に付加する場合の特則)

- 第13条** この特約を無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）（Z02）に付加する場合には、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第2項および第4項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「主約款第7条（責任開始期）に規定する保険料の払込の免除に関する責任開始の日」と読み替えます。
2. 主約款第7条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第6条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤保障）（Z03）契約に付加する場合の特則)

- 第14条** この特約を無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤保障）（Z03）に付加する場合には、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第2項および第4項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「主約款第8条（責任開始期）に規定する保険料の払込の免除に関する責任開始の日」と読み替えます。
2. 主約款第8条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第7条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則)

- 第15条** この特約を変額保険（有期型）に付加する場合には、第3条（保険料の払込）第1項の規定中、「払込期月中」とあるのは「払込期月の前月中」と読み替え、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項はつぎのとおり読み替えます。

「この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下同じ。）からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社がカード会社へ当該カードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込

を承諾（この確認および承諾を以下「クレジットカード有効性の確認等」といいます。）した日を会社の責任開始の日とし、クレジットカード有効性の確認等を行った日の属する月の翌月1日を契約日とします。」

（主約款の規定の準用）

第16条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(別表1) 請求書類

(I) 保険金、給付金、保険料の払込の免除の請求書類

項目	必要書類
1. 死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金もしくは不慮の事故により災害・心臓病死亡保険金を請求する場合に限りします。） (3) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (4) その被保険者の住民票（その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本） (5) その保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2. 高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金または不慮の事故により災害・心臓病高度障害保険金もしくは第1回長期収入サポート月額給付金を請求する場合に限りします。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 国民年金法にもとづき障害基礎年金の支給要件に該当したことを証する書類（第1回長期収入サポート月額給付金を請求する場合に限りします。） (5) その被保険者の住民票（その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本） (6) その保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
3. 満期保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 満期保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
4. 年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（年金支払特約（Z02）による請求の場合を除きます。） (3) 保障期間付夫婦年金の場合、被保険者およびその配偶者の戸籍抄本 (4) 年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 年金証書（年金支払特約（Z02）による請求の場合を除き、第1回の年金支払の場合には保険証券）

5. 年金の一括支払	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（年金支払特約（Z02）による請求の場合を除きます。） (3) 年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 年金証書（年金支払特約（Z02）による請求の場合を除き、第1回の年金支払の場合には保険証券）
6. リビング・ニーズ保険金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) その被保険者の住民票（その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本） (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
7. 指定代理請求	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会社所定の請求書 (2) その被保険者（年金支払特約（Z02）の年金受取人の指定代理請求人による請求の場合は年金受取人）および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (4) その被保険者（年金支払特約（Z02）の年金受取人の指定代理請求人による請求の場合は年金受取人）または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 給付金等の受取人が給付金を請求できない特別の事情の存在を証明する書類 (6) ご請求される給付金等の請求のための必要書類
8. 保険料の払込の免除	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による場合に限ります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 国民年金法にもとづき障害基礎年金の支給要件に該当したことを証する書類（障害基礎年金の支給要件に該当したことによる場合に限ります。） (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券

(注1) 「被保険者の住民票」は、被保険者と保険金等の受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。

(注2) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。また会社が必要と認めたときは、事実の確認を行い、1. 2. 6. 8. の請求については、会社の指定した医師に診断を行わせることがあります。

(Ⅱ) その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
1. 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険証券
2. 保険料払込方法（回数）の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
3. 保険金額、給付金額等の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
4. 保険金、年金、給付金の受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5. 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6. 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書（指定代理請求特約および指定代理請求特約（Z02）について、年金支払特約（Z02）の年金受取人による請求の場合は、年金受取人の印鑑証明書） (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券（指定代理請求特約および指定代理請求特約（Z02）について、年金支払特約（Z02）の年金受取人による請求の場合は、年金証書）
7. 変額払済保険への変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8. 指定代理請求人の変更指定	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書（年金支払特約（Z02）の年金受取人による請求の場合は、年金受取人の印鑑証明書） (3) 保険証券（年金支払特約（Z02）の年金受取人による請求の場合は、年金証書）

9. 遺言による保険金受取人の変更	(1) 法律上有効な遺言の写し (2) 会社所定の請求書 (3) 保険契約者の法定相続人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 保険証券
10. 繰入割合の指定または変更 積立金の移転	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書
11. 年金受取人の承継	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
12. 年金支払期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書（年金支払特約（Z02）の年金受取人による請求の場合は、年金受取人の印鑑証明書） (3) 保険証券（年金支払特約（Z02）の年金受取人による請求の場合は、年金証書）

（注1）会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

（注2）被保険者の告知書を要する場合には、会社は、会社の指定した医師による被保険者の診断を求めていることがあります。

（別表2）対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます。（ただし、表2中の「除外するもの」欄にあるものは除きます。）

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者（保険契約者が保険給付の対象となっている場合は保険契約者。以下表1において同じとします。）にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・ 渴
・ 転倒・ 転落・ 墜落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）（備考1）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死及び溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん＜嚥＞＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤えん＜嚥＞＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん＜嚥＞＜吸引＞（W80）
・ 電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧及び気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・ 煙、火及び火炎への曝露（X00～X09）	
・ 熱及び高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（日射病、熱射病など）
・ 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露（X40～X49）（備考2、3）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行及び欠乏状態（X50～X57）	・ 無理ながんばり及び激しい運動又は反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行及び移動（X51）（乗り物酔いなど） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）

	・その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3.	加害にもとづく傷害及び死亡 (X85～Y09)	
4.	法的介入及び戦争行為 (Y35～Y36)	・合法的処刑 (Y35.5)
5.	内科的及び外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	・疾病の診断、治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤及び生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの (備考3)	
	・外科的及び内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
	・治療及び診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
	・患者の異常反応又は後発合併症を生じた外科的及びその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

(備考)

1. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
2. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
3. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

(別表3) 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(別表4) 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10足指を失ったもの
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備考〔別表3、別表4〕

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、
$$1/4(a+2b+c)$$
の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

(別表8) 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表9に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(別表9) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

(別表41) 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

(別表45) 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

(別表46) 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

(別表56) 対象となるガン

1. 対象となるガンとは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00~C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15~C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30~C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40~C41
皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43~C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45~C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51~C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60~C63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64~C68
眼、脳及び中枢神経系のその他の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69~C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73~C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76~C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物 <腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81~C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
上皮内新生物<腫瘍>	D00~D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍> (D47) のうち、 慢性骨髄増殖性疾患 本態性（出血性）血小板血症 骨髄線維症 慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]	D47.1 D47.3 D47.4 D47.5

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード	
／2	上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3	悪性、原発部位
／6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(備考)

- 上記1. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記1. に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物または上皮内新生物に分類された疾病があるときには、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めることがあります。
- 上記2. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた新生物があるときには、会社が認めた場合に限り、その新生物を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めることがあります。

(別表75) 対象となる心疾患、急性心筋梗塞、脳血管疾患、脳卒中

- 対象となる急性心筋梗塞および脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。
- 対象となる心疾患および脳血管疾患の範囲は、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる心疾患、急性心筋梗塞、脳血管疾患、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	105～109
	虚血性心疾患	120～125
	肺性心疾患及び肺循環疾患	126～128
	その他の型の心疾患	130～152
急性心筋梗塞	虚血性心疾患（120～125）のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	121 122
脳血管疾患	脳血管疾患	160～169
脳卒中	脳血管疾患（160～169）のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	160 161 163

お問合せおよび苦情・相談窓口

- ご加入の生命保険に関する各種お問合せ、お手続きに関するご相談は当社の「カスタマーケアセンター」までご連絡ください。

<カスタマーケアセンター>①



0120-444-682

【通話料無料
携帯電話からもご利用可能】

チューリッヒ生命ホームページ <https://www.zurichlife.co.jp/>

- 保険金・給付金等のお支払い手続きに関するお問合せは以下の専用フリーダイヤルまでご連絡ください。

<保険金・給付金等のお支払い手続き>①



0120-286-660

【通話料無料
携帯電話からもご利用可能】

土曜日にお問合せをされる場合はこちらから*1



0120-236-523

【通話料無料
携帯電話からもご利用可能】

*1 土曜日は、お問合せの内容によって後日ご連絡させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

- ご契約に関する苦情・照会につきましては、当社の「お客様相談部」へご連絡ください。

<お客様相談部>



0120-860-129

【通話料無料
携帯電話からもご利用可能】

<受付時間>月～金曜日 午前9時～午後5時（※土日祝を除く）

- お客さまからのお電話によるご相談・お問合せ等の場合には、正確な内容把握や今後のサービス向上のため、通話を録音させていただいております。

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メールまたはFAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談、照会、苦情をお受けしております。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

<生命保険相談所>

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）

TEL：03-3286-2648 <受付時間>平日（休業日を除く）午前9時～午後5時

生命保険協会ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

① 受付時間はホームページにてご確認ください。（チューリッヒ生命ホームページ <https://www.zurichlife.co.jp/>）

MEMO

この冊子はユニバーサルデザインフォントを使用しています。

チューリッヒ生命保険株式会社
〒164-0001 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス16階

募06382



「ご契約のしおり」変更のお知らせ

変額保険（有期型）のお取り扱いの変更に伴い、「ご契約のしおり」の一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり」とともに保管くださいますようお願いいたします。

変更箇所

- 変額払済保険への変更に関する説明内容を、
次のとおり変更いたします（波線部分が変更箇所になります）。

	記載内容
変更前	契約日から保険料払込年月数 ^① が <u>10 年</u> 経過以後、将来の保険料のお払込みを中止して、保険料払込済の変額払済保険に変更することができます。
変更後	契約日から保険料払込年月数 ^① が <u>所定の期間</u> 経過以後、将来の保険料のお払込みを中止して、保険料払込済の変額払済保険に変更することができます。

- ※2026年2月現在、契約日から保険料払込年月数^①が 6ヶ月経過以後、将来の保険料のお払込みを中止して、保険料払込済の変額払済保険に変更することができます。
本取扱いは、将来変更される場合があります。実際に変額払済保険へ変更するときは、その時点の当社所定の取扱基準に基づき、お手続きさせていただきます。

- 解約控除に関する説明内容を、次のとおり変更いたします（波線部分が変更箇所になります）。

	記載内容						
変更前	<解約・減額等への変更時にかかる費用> ■解約控除						
	<table><thead><tr><th>項目</th><th>費用</th><th>ご負担いただく時期</th></tr></thead><tbody><tr><td>解約控除</td><td>解約日または減額日における保険料払込年月数^①が 10 年未満の場合に、基本保険金額に対し保険料払込年月数^①により計算した額</td><td>解約日または減額日の積立金額から控除します。</td></tr></tbody></table>	項目	費用	ご負担いただく時期	解約控除	解約日または減額日における保険料払込年月数 ^① が 10 年未満の場合に、基本保険金額に対し保険料払込年月数 ^① により計算した額	解約日または減額日の積立金額から控除します。
	項目	費用	ご負担いただく時期				
解約控除	解約日または減額日における保険料払込年月数 ^① が 10 年未満の場合に、基本保険金額に対し保険料払込年月数 ^① により計算した額	解約日または減額日の積立金額から控除します。					
※解約控除額は保険料払込年月数 ^① 、契約年齢、性別、保険期間、経過年数などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。 ※保険料払込年月数 ^① が 10 年未満の場合、基本保険金額の減額、自動延長定期保険への							

	<p>変更にも解約控除がかかります。</p> <p>※ご契約後、短期間で解約された場合は解約控除額が大きくなり、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。</p>		
変更後	<p><解約・減額・払済保険等への変更時にかかる費用></p> <p>■解約控除</p>		
	項目	費用	ご負担いただく時期
	解約控除	<p>解約日または減額日における保険料払込年月数^①が10年未満の場合に、基本保険金額に対し保険料払込年月数^①により計算した額</p>	<p>解約日または減額日の積立金額から控除します。</p>
	<p>※解約控除額は保険料払込年月数^①、契約年齢、性別、保険期間、経過年数などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。</p> <p>※保険料払込年月数^①が10年未満の場合、基本保険金額の減額、自動延長定期保険、<u>変額払済保険</u>への変更にも解約控除がかかります。</p> <p>※ご契約後、短期間で解約された場合は解約控除額が大きくなり、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。</p>		

① 年払契約の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数となります。